

旭川市立地適正化計画

令和 8 年（2026 年）4 月改定

旭 川 市

改定履歴

年 月	内 容
平成 30 年 3 月	策定
令和 6 年 5 月	改定（策定から 5 年経過したことによる見直し）
令和 7 年 5 月	改定【軽微な変更】（都市再生特別措置法第 81 条第 9 項に基づき、老朽化した都市計画施設の改修に関する事業に関する事項の追記）
令和 8 年 4 月	改定【軽微な変更】（都市再生特別措置法第 81 条第 9 項に基づき、老朽化した都市計画施設の改修に関する事業に関する事項の追記）

【 目 次 】

1	旭川市立地適正化計画の策定について	1
1-1.	立地適正化計画制度の概要	1
1-2.	計画策定の背景と目的	3
1-3.	計画の位置付け	5
1-4.	対象区域	6
1-5.	目標期間	6
2	本市の現況と将来動向	7
2-1.	人口	7
2-2.	土地利用	12
2-3.	都市機能	17
2-4.	都市交通	20
2-5.	その他	22
3	現況整理と今後のまちづくりの課題	27
3-1.	現況と将来動向の整理	27
3-2.	今後のまちづくりにおける問題点	29
3-3.	コンパクトなまちづくりに向けた課題	30
4	立地適正化に向けた基本方針	31
4-1.	目指す都市像	31
4-2.	都市機能や居住の立地適正化に向けた基本方針	31
4-3.	旭川圏都市計画の広域連携	50
5	誘導区域及び誘導施設等の設定	51
5-1.	都市機能誘導区域の設定	51
5-2.	居住誘導区域の設定	53
5-3.	誘導施設の設定	56
6	防災指針	59
6-1.	防災指針の概要	59
6-2.	居住誘導区域の災害リスク分析	60
6-3.	居住誘導区域における防災上の課題整理	65
6-4.	防災まちづくりの取組	66
7	誘導施策と届出	68
7-1.	都市機能の誘導に向けた主な施策	68
7-2.	居住の誘導に向けた主な施策	69
7-3.	関係施策との連携	69
7-4.	都市機能や居住の誘導に関する届出	70
8	計画の実現に向けて	72
8-1.	取組の目標（指標と目標値）の設定	72
8-2.	計画の進捗管理	73
資料編		74

本文中で用語の後ろに「※」を上付きしている用語は、巻末資料で解説しています。

1 旭川市立地適正化計画の策定について

1-1. 立地適正化計画制度の概要

【1】立地適正化計画制度創設の背景

都市における今後のまちづくりにおいては、急激な人口減少や少子高齢化など様々な社会経済環境の変化に対応することが大きな課題となっており、財政面において持続可能な都市運営を確立しつつ、高齢者や子育て世代など誰もが安心して健康で快適な生活を送ることができる環境を提供することが求められています。

また、医療・福祉施設、商業施設や居住地等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれら生活利便施設等にアクセスできる環境を維持するには、都市全体の構造を見直し、行政と住民や民間事業者が一体となってまちづくりに取り組んでいくことが必要であり、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく都市づくりを具体的に進めることが求められています。

このような中、平成26年5月の都市再生特別措置法改正により、立地適正化計画制度が創設されました。（平成26年8月1日施行）立地適正化計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用計画に加え、居住及び都市機能の誘導に向けた取組を推進するために、各市町村が居住や都市機能を誘導すべき区域を設定し、区域内への誘導施策等を定めることができる計画となっています。

また、令和2年の都市再生特別措置法の一部改正により、都市防災機能の確保を目的とした「防災指針」を記載するものとされました。

【立地適正化計画の意義と役割】

- ・都市全体を見渡したマスタープラン
- ・都市計画と公共交通の一体化
- ・都市計画と民間施設誘導の融合
- ・市町村の主体性と都道府県の広域調整
- ・市街地空洞化防止のための選択肢
- ・時間軸を持ったアクションプラン
- ・まちづくりへの公的不動産の活用

【「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方】

人口減少・少子高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要であるという考え方。

[2] 立地適正化計画で定める内容

立地適正化計画では、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく都市づくりを具体的に進めるため、各市町村が居住や都市機能を誘導すべき区域を設定し、区域内への誘導施策等を定めます。

【立地適正化計画に記載する内容】

- ・ 計画の区域（都市計画区域）
- ・ 基本的な方針（立地適正化の目的）
- ・ 都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設、誘導施設と居住を誘導する施策
- ・ 防災指針
- ・ 目標値、評価方法、その他必要に応じて定める事項

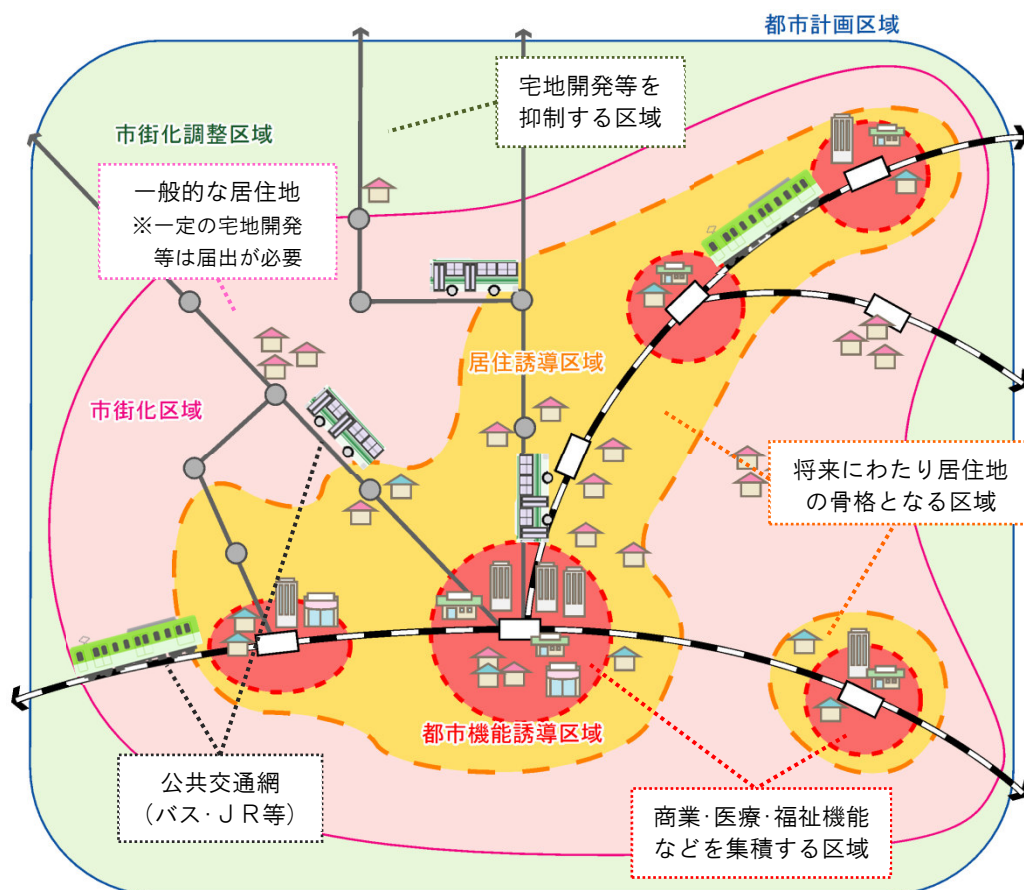


図 立地適正化計画の区域イメージ

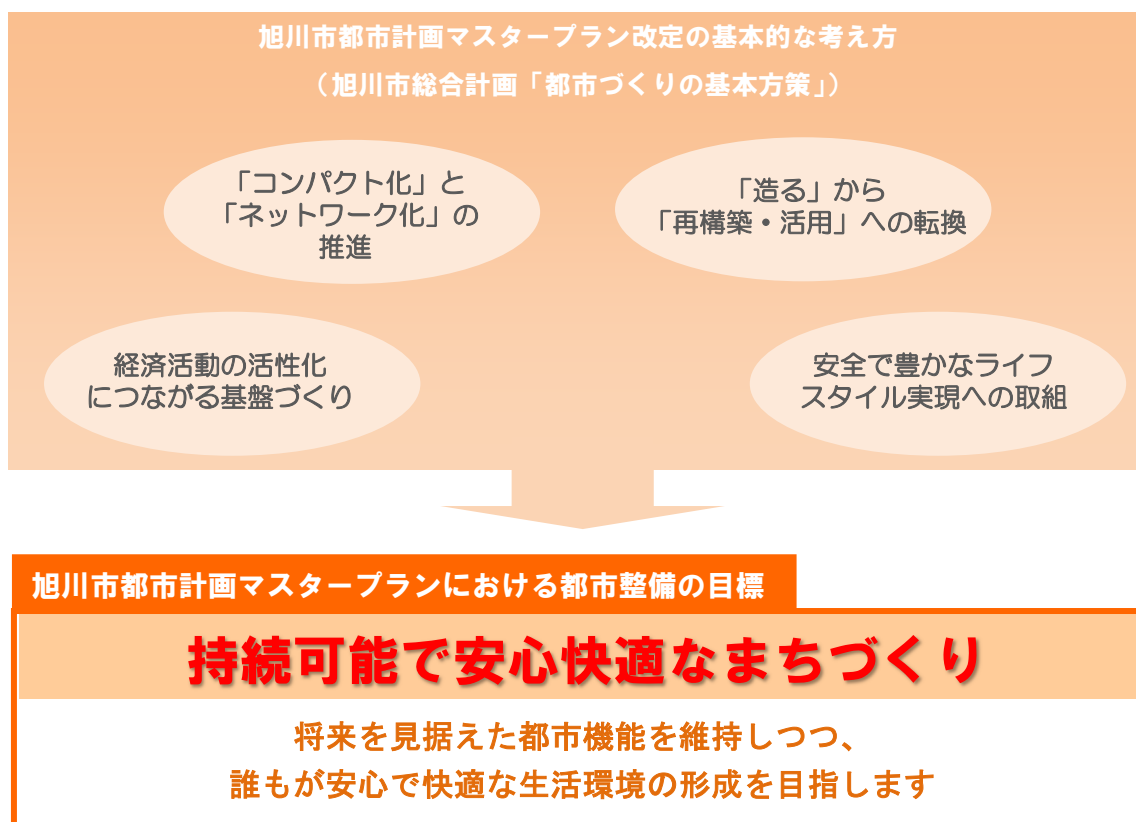
1-2. 計画策定の背景と目的

[1] 計画策定の背景

本市は、2環状8放射道路を骨格として効率的でまとまりのある市街地を形成してきましたが、今後急速に人口減少や少子高齢化が進むと見込まれており、地域コミュニティの衰退、経済活動の低下、財政状況の悪化など、都市の活力や公共サービスの質を維持する上で深刻な影響が生じることが予想されています。

また、既成市街地の低密度化をはじめ、社会インフラや公共施設等の維持に係る一人当たりの負担増大など、人口減少に伴う様々な課題に直面することが予想されています。

こうした中、平成29年2月に改定した『旭川市都市計画マスタープラン』（以下「都市計画マスタープラン」という。）では、都市整備の目標を「持続可能で安心快適なまちづくり」と掲げ、将来を見据えた都市機能を維持しつつ、誰もが安心して快適な生活環境の形成を目指すこととしています。



[2] 計画策定の目的

こうしたことから、これまでに整備してきた都市基盤や都市機能をはじめとする既存ストックを有効に活用しながら、よりコンパクトで利便性と持続性の高いまちづくりを進めていくため、都市計画マスタープランをより具体的に推進するための計画として『旭川市立地適正化計画』を策定することとしました。

[3] 都市計画マスタープランに示す将来都市構造

都市計画マスタープランでは、「持続可能で安心快適なまちづくり」の実現に向けた将来都市構造を主に次のように設定しています。

①骨格的な土地利用区分

- 北北海道の広域拠点にふさわしい拠点的な都市機能が集積する「中心市街地」の形成
- 居住地のほか地域生活に必要なサービス機能が配置された「一般市街地」の形成
 - ・ 都心環状道路と内環状道路の間に「中層居住エリア」、内環状道路の外側に「低層居住エリア」の形成
 - ・ エリア内に既に形成されている地域商業地を中心に日常生活に必要な機能と地域の核となる都市機能が集積する「地域核拠点」の形成
 - ・ 広域道路網と連携した位置に、北北海道の工業・流通拠点となる機能が集積された「工業・流通エリア」の形成

②道路による交通軸の形成

- 2環状8放射道路及び都心環状道路による都市圏内外の大量交通を処理する交通軸の形成
- 2高速1連携道路による広域的な都市間の交流・連携の促進
- 公共交通により中心市街地と各拠点間の連携が強化された自家用自動車に過度に依存しない交通体系の形成

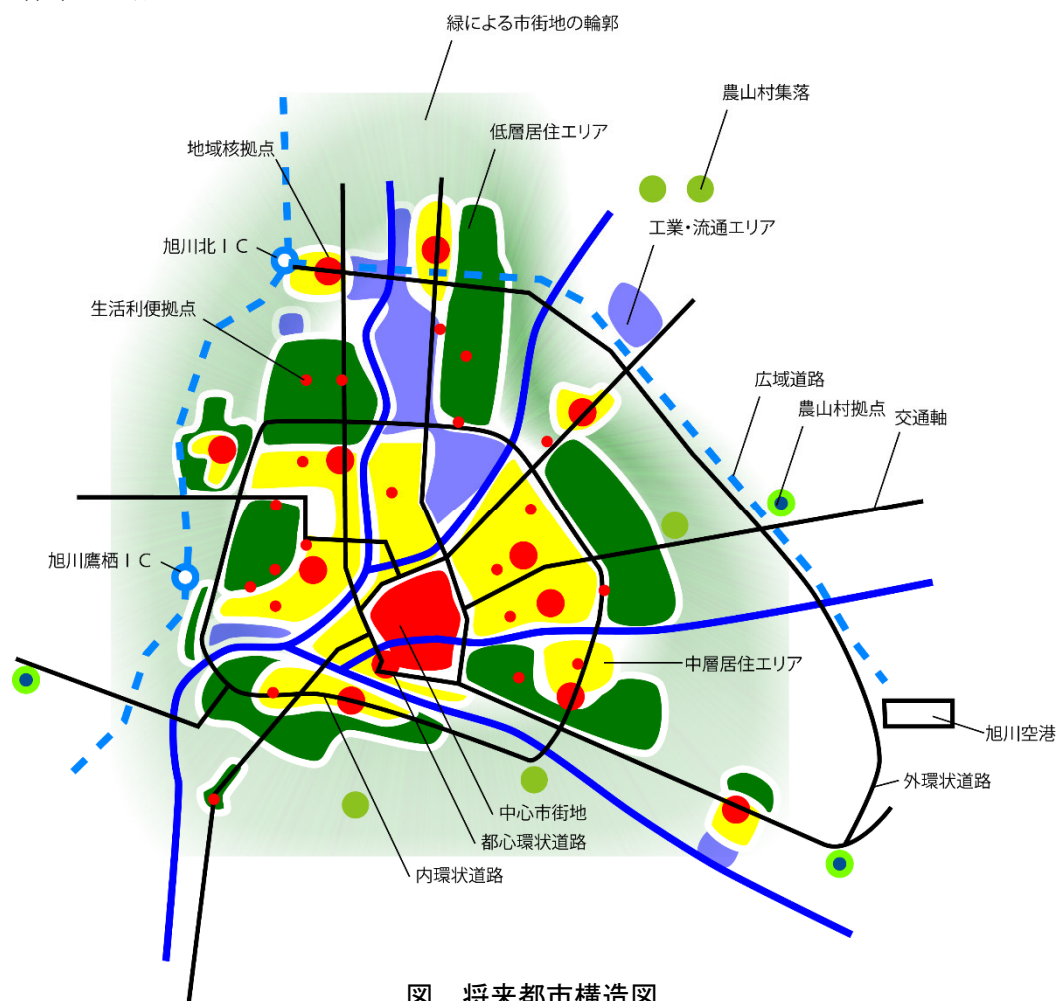


図 将来都市構造図

1-3. 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市全体を対象として長期的な方針を示すマスタープランであり、都市計画マスタープランの一部となる計画として『第8次旭川市総合計画』や北海道が定める『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』を上位計画とし、公共交通や公共施設、地域防災などの関連計画と連携を図りながら定める計画です。

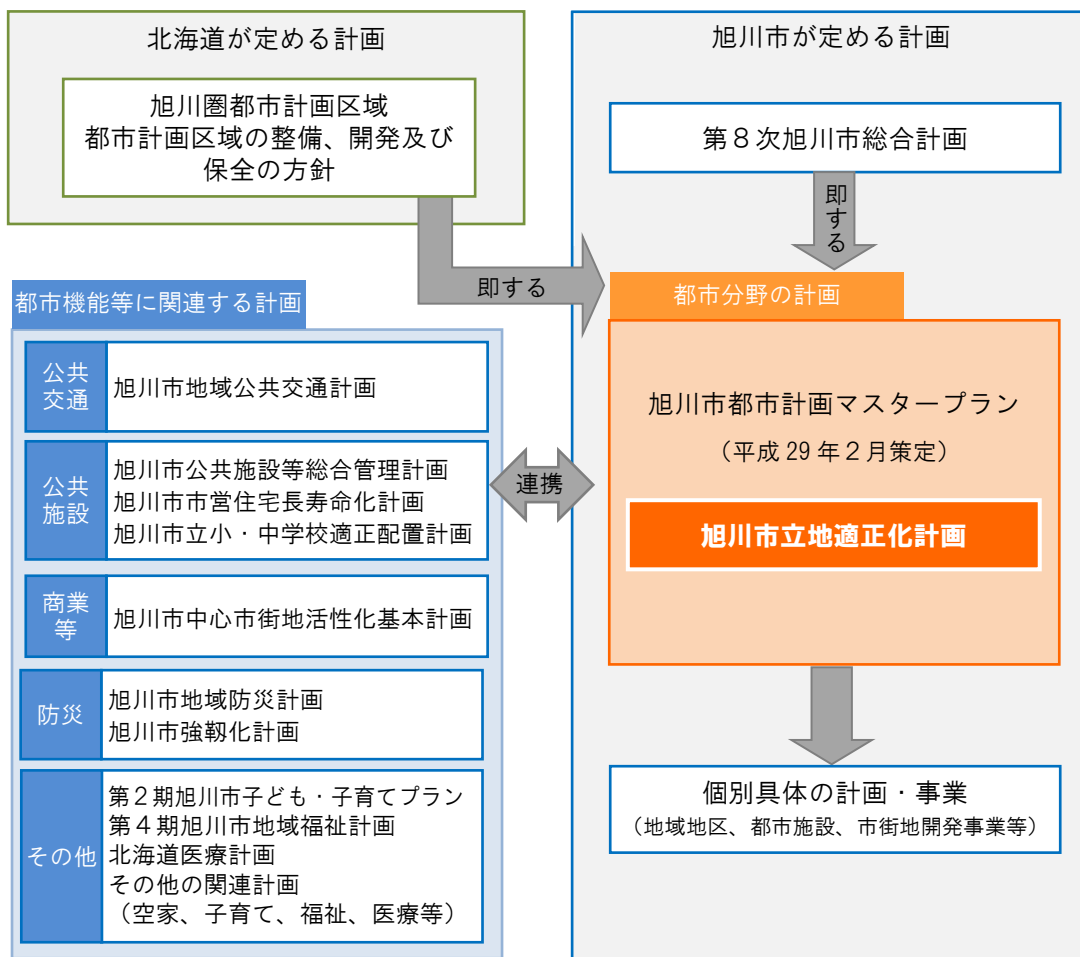


図 計画の位置付け

1-4. 対象区域

都市全体を見渡しながらか居住や都市機能を誘導する区域を設定することから、本市の行政区域のうち「都市計画区域全域」を計画区域とします。

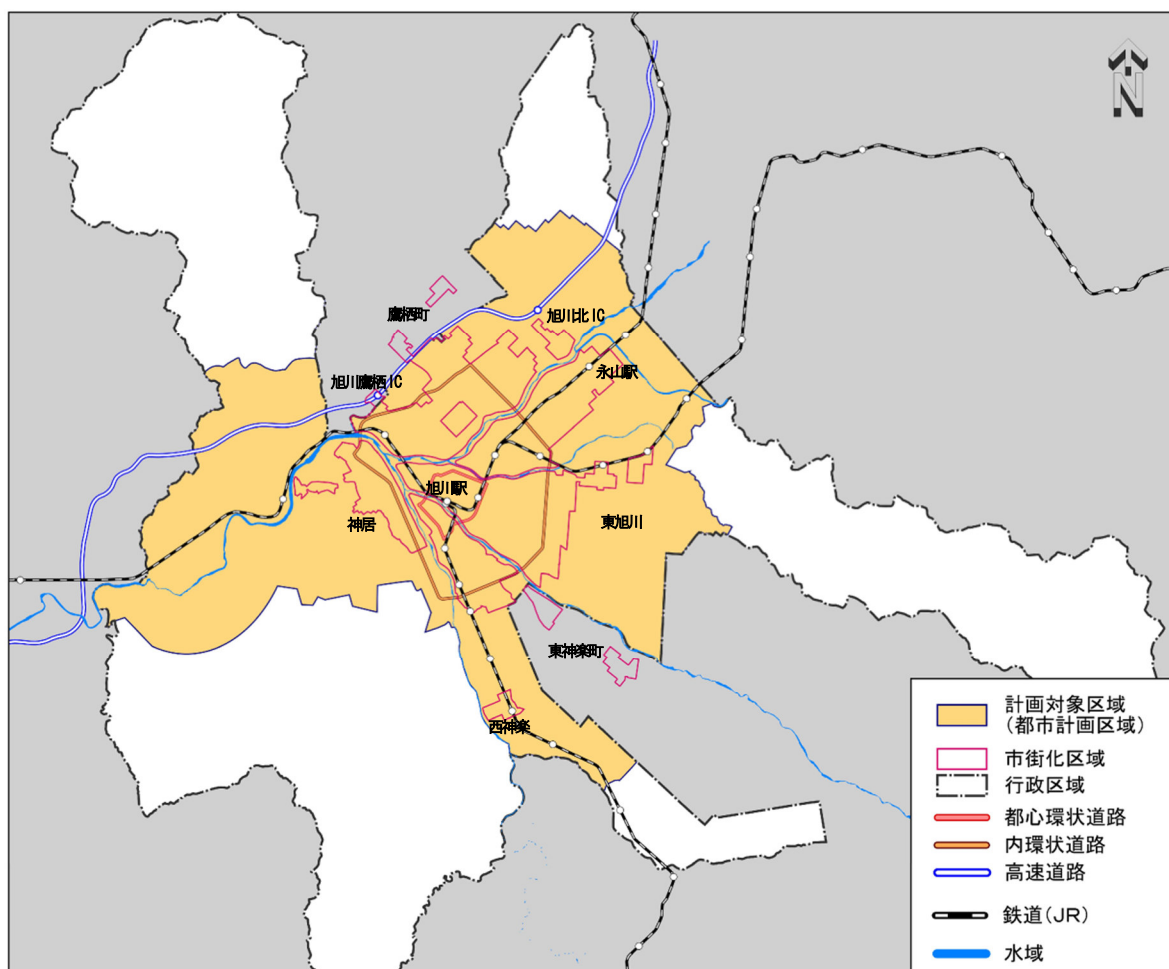


図 計画区域

1-5. 目標期間

長期的な方針としておおむね 50 年後を見据えつつ、一体の計画である都市計画マスタープランと同じおおむね令和 18 年度までを目標期間とします。

なお、おおむね 5 年ごとの計画の進捗や効果・影響に係る評価又は社会状況の変化や関連計画の改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

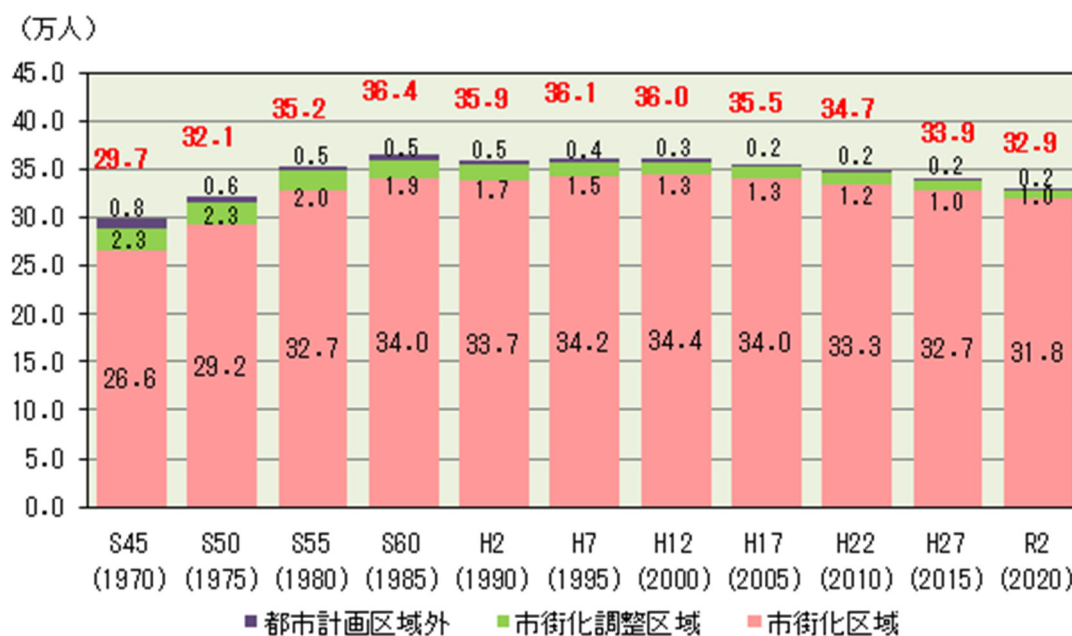
2 本市の現況と将来動向

2-1. 人口

[1] 推移・推計

①これまでの推移

本市の総人口は国勢調査によると平成7年から減少傾向となっており、平成27年に339,605人、令和2年には329,306人となっています。そのうち約97%が市街化区域内に集中していることから、秩序ある土地利用が図られていると言えます。



(資料：旭川の都市計画の概要 (令和5年度版))

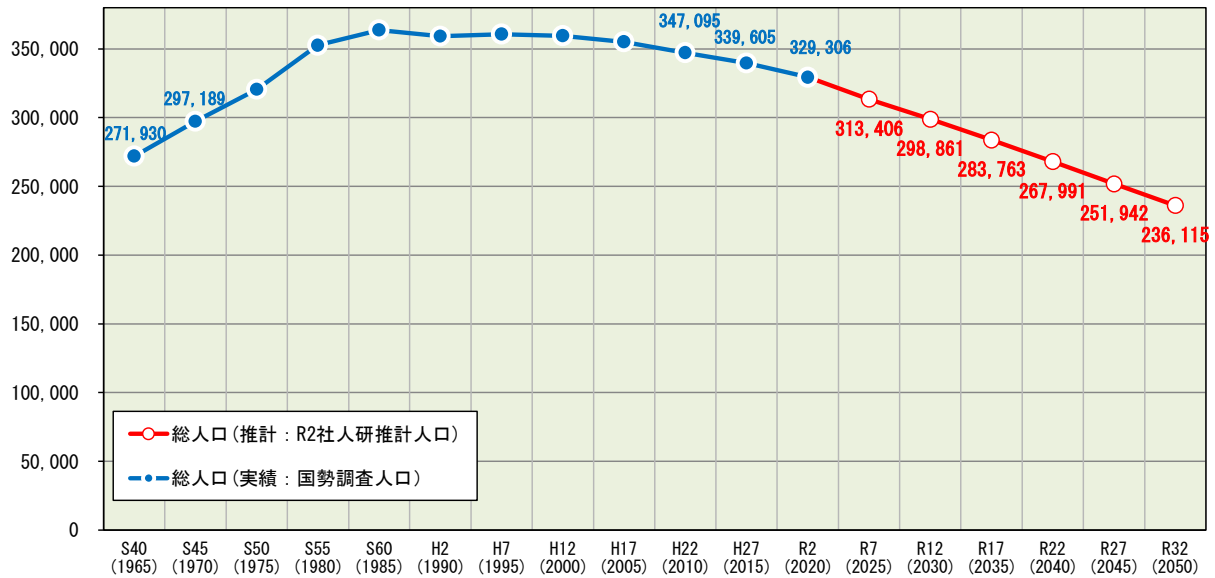
図 区域別人口推移 (S45～R2)

②将来推計

我が国の総人口は平成20年がピークであり、その後は人口減少時代へ突入し、今後一貫して人口が減少し続けると推計されています。

本市においても、令和2年の国勢調査を基準に算出された国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計人口では今後も総人口の減少が続き、令和17年には昭和40～45年頃と同程度の約28.4万人（令和2年の約86%）にまで減少すると示されています。

(人)



(資料: 国勢調査、社会保障・人口問題研究所資料)

図 推計人口

③年齢階層別割合

本市の高齢者割合（全人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇しており、令和2年時点で約34.1%となっています。これは国全体の平均である約28.6%よりも高くなっています。

また、5歳年齢階級別人口は70～74歳が最も多い一方、39歳以下の人口は段階的に少なくなっていることから、今後、急速な高齢化とともに、少子化も進行すると考えられます。

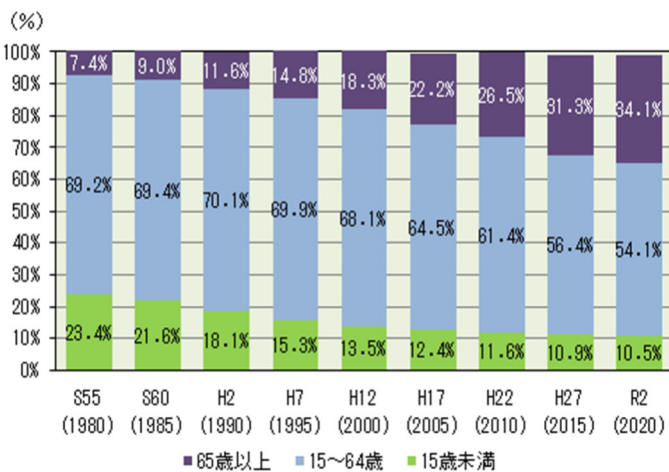
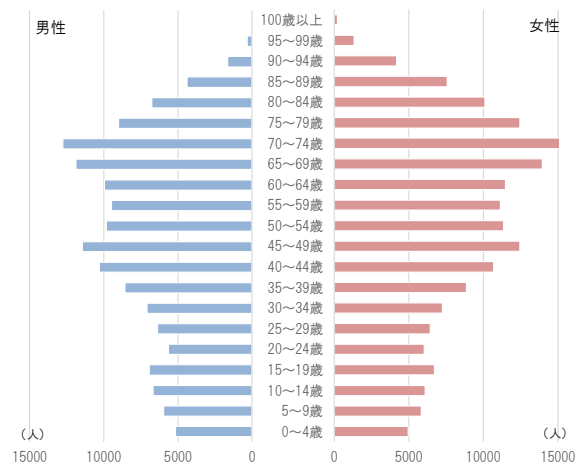


図 年齢階層別人口比率推移 (S55～R2)



(資料: 国勢調査)

図 旭川市の人口ピラミッド

[2] 密度・分布

①人口密度

現在（R2）と将来推計（R17）を比較すると、一般的な住宅用地の目安である 60 人/ha 以上の人口密度を維持できる区域は大幅に減少し、市街化区域の多くが 40 人/ha 未満の低密度な市街地となる見通しとなっています。また、内環状道路の内側における人口減少が進むのに対し、市街化区域縁辺部の一部などでは人口減少が比較的進まないと予想されます。

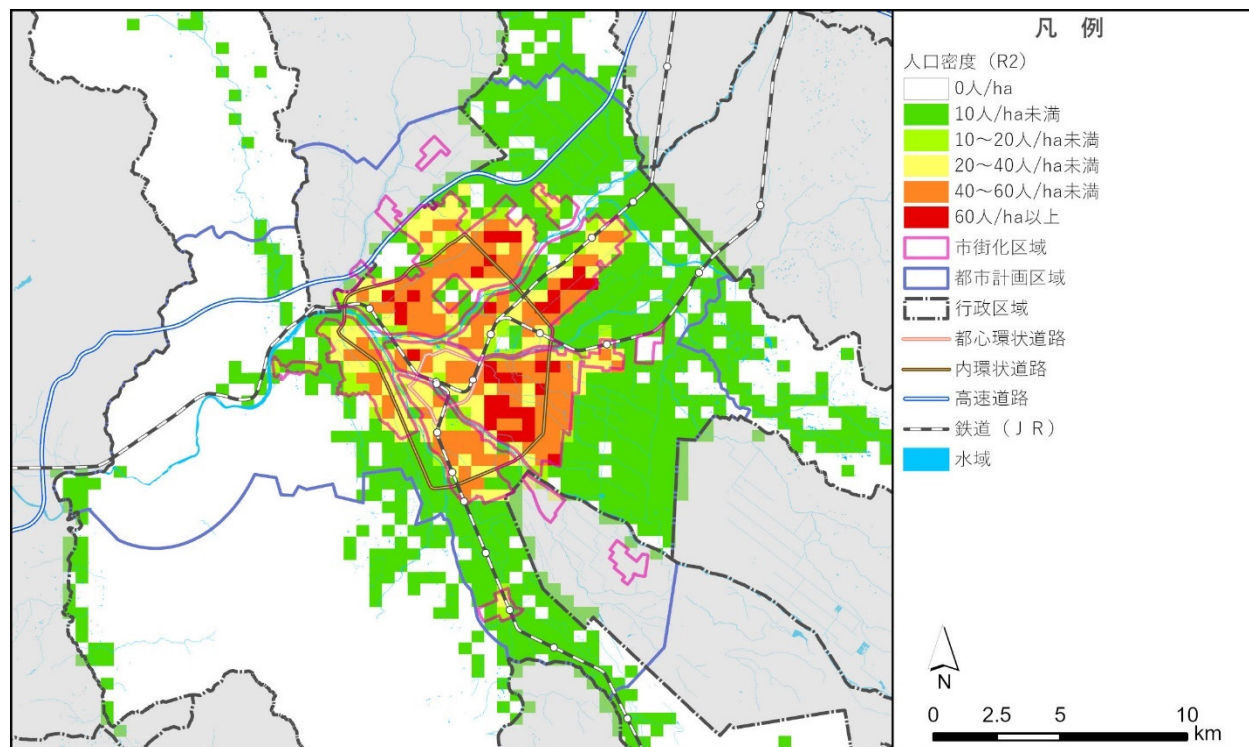


図 500mメッシュ人口密度（R2）

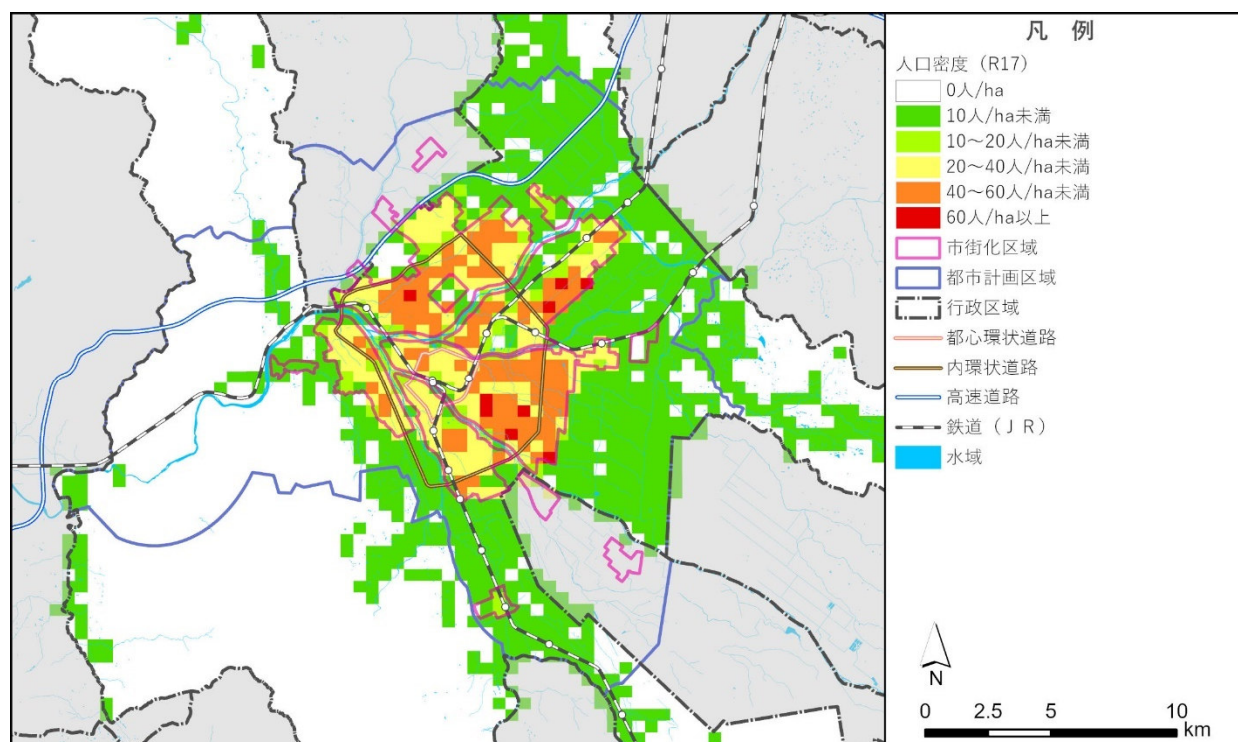
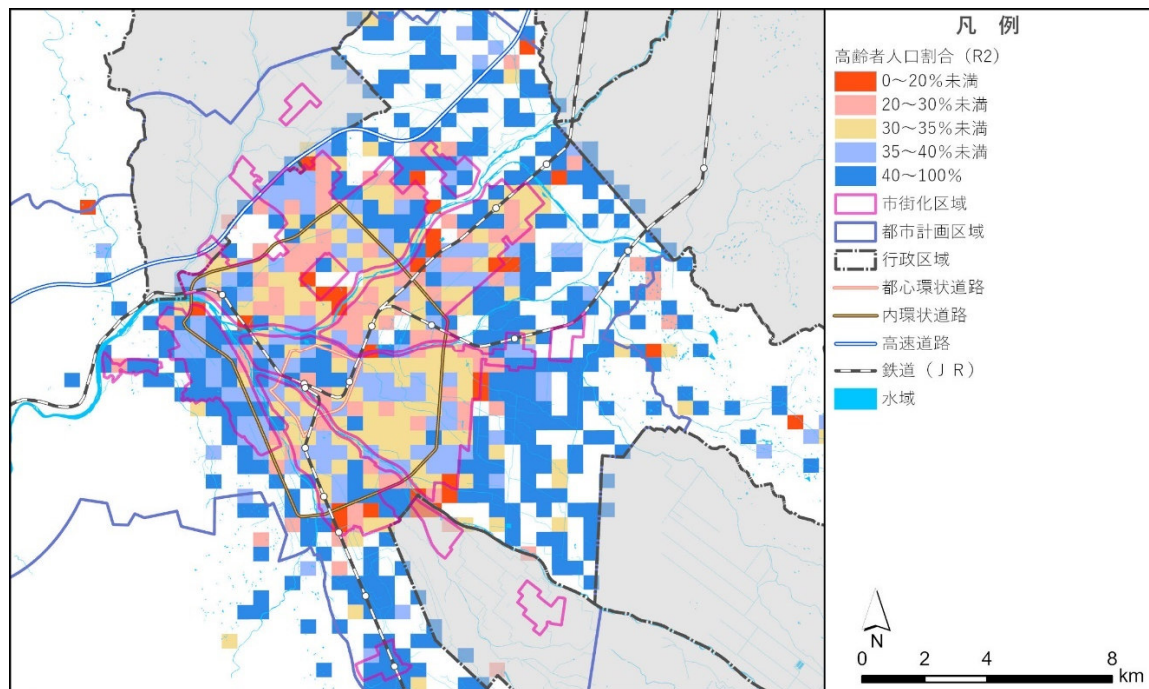


図 500mメッシュ人口密度（H27 を基にした R17 推計）

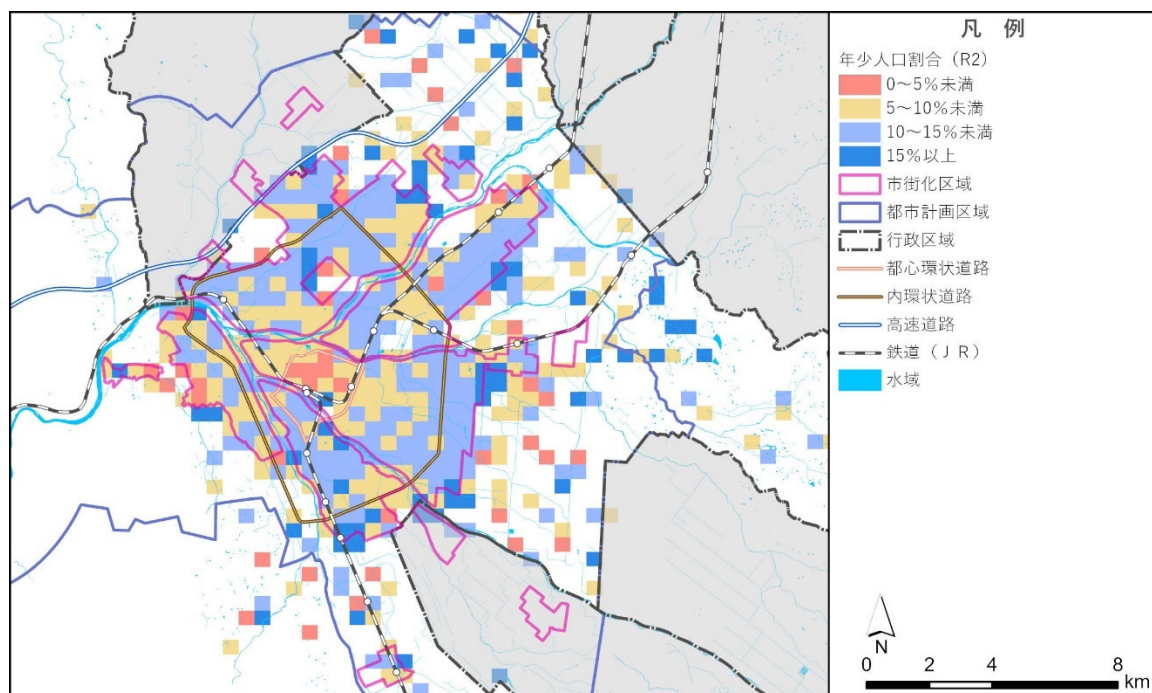
②高齢者・年少人口

市街化区域内の高齢者人口の割合は、市街地縁辺部にある新しい住宅地では低くなっていますが、既成市街地、特に中心市街地においては、市全体よりも高齢化が進行しています。また、年少人口の割合が高い地域は、おおむね内環状道路付近や内環状道路の外側に分布していることから、子育て世代は市街地縁辺部にある新しい住宅地を中心に居住していると考えられます。



(資料：R2 国勢調査)

図 500mメッシュ高齢者割合 (R2)

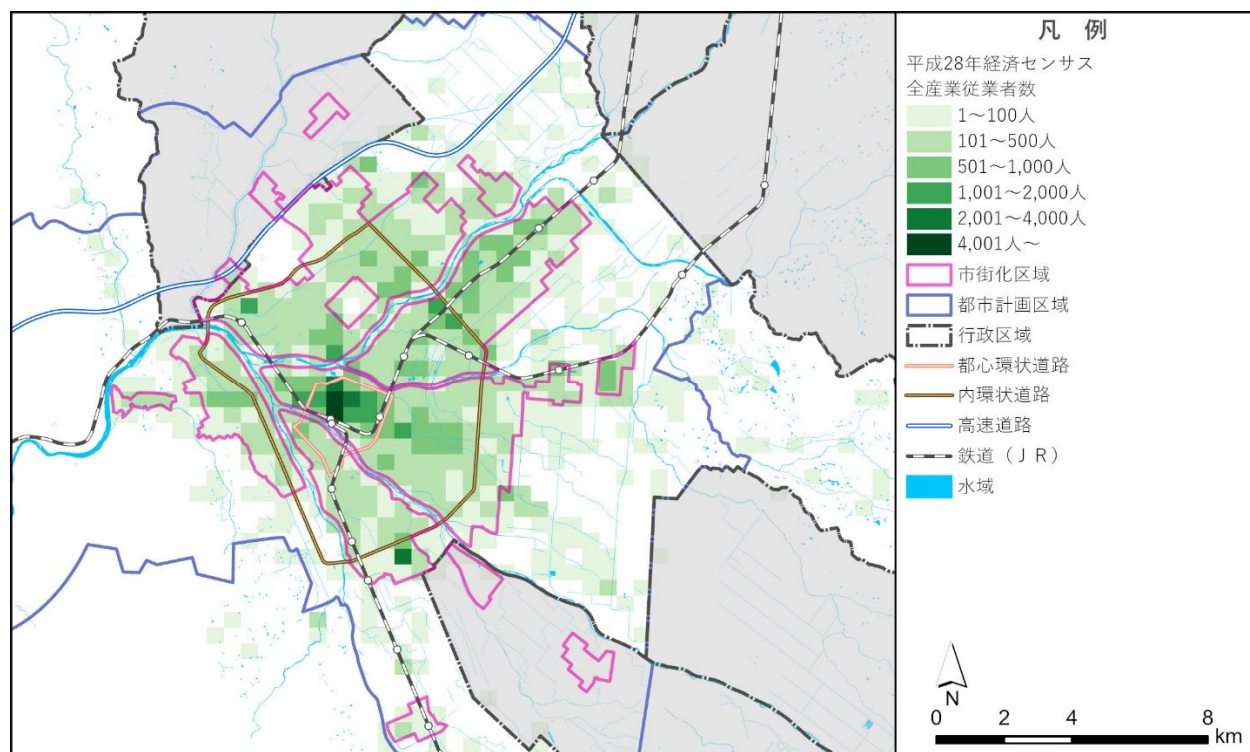


(資料：R2 国勢調査)

図 500mメッシュ年少人口割合 (R2)

③従業者人口

従業者人口は、工業団地や物流団地、国道 39 号沿道等の就業地、大型商業施設や基幹的な病院等の大規模な施設のほか都心環状道路の内側で多くなっていることから、一般市街地に住み、中心市街地で働く形が本市の生活スタイルの主流となっていると考えられます。



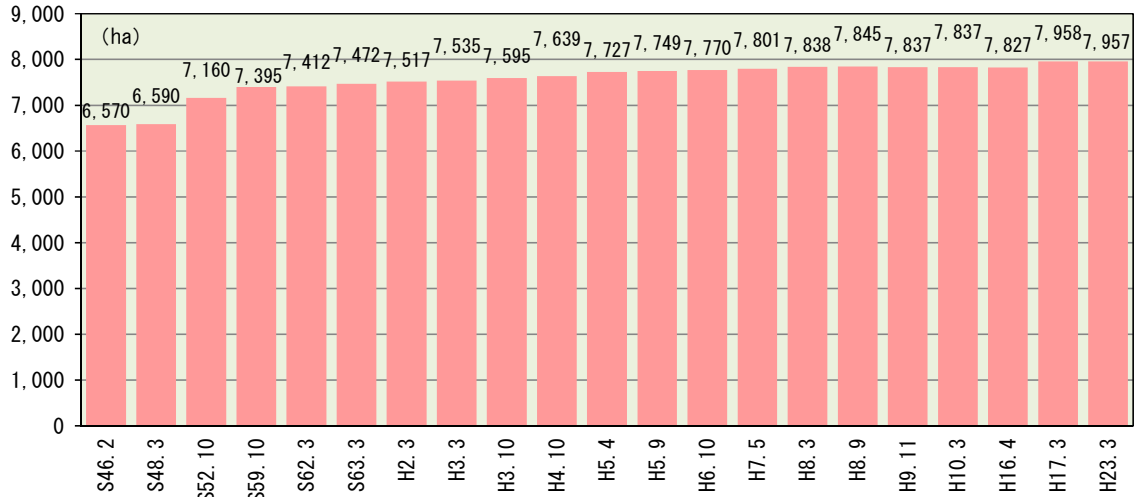
(資料：H28 経済センサス)

図 500mメッシュ従業者人口 (H28)

2-2. 土地利用

[1] 市街化区域

市街化区域は、内環状道路の外側を中心として昭和51～55年頃に急激に拡大しましたが、人口のピークを迎えた平成7年以降は拡大範囲も少なく、近年15年間では新たな市街地の拡大は行われていません。



(資料：旭川の都市計画の概要 (令和5年度版))

図 市街化区域面積の推移

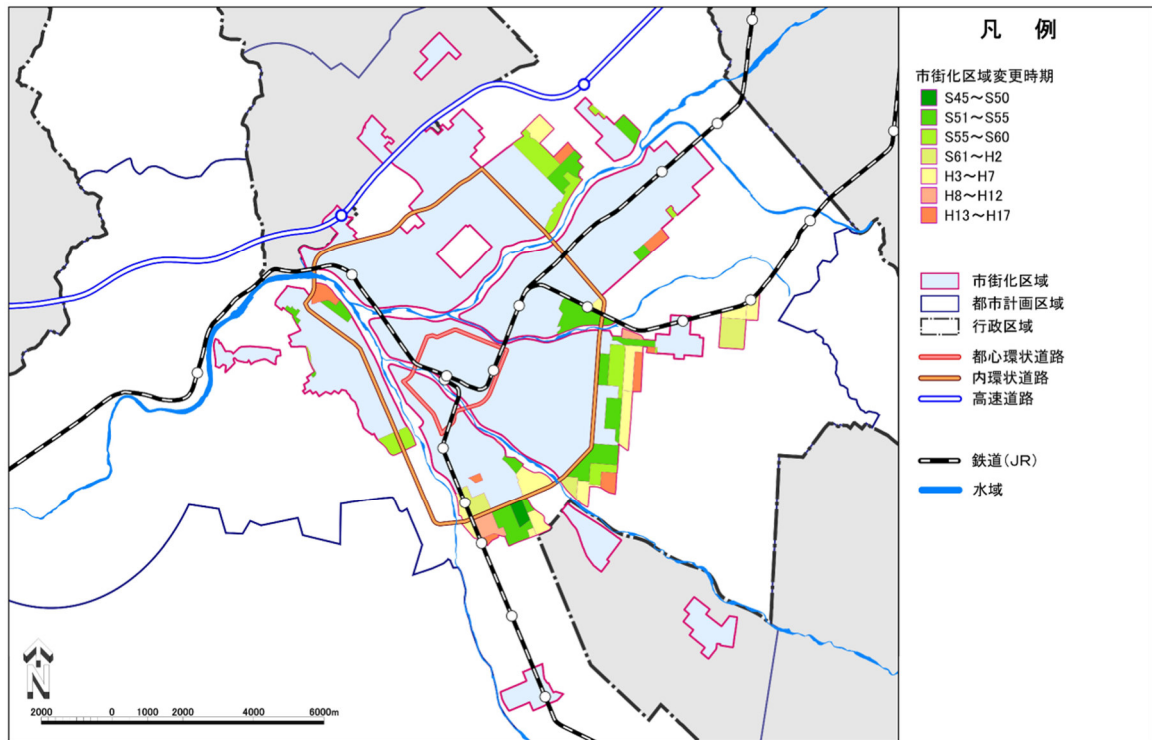


図 市街化区域拡大の推移

[2] 用途地域

用途地域は、市街化区域内を住居、商業、工業等の土地利用目的ごとに区分し、良好な都市環境を守ろうとするものであり、本市においては、用途地域の指定によって適切な土地利用が図られ、JR旭川駅や買物公園を核にほぼ同心円状にまとまりのある市街地が形成されています。

住居系用途地域は内環状道路の外側に低層住居専用地域、内側にはその他の住居地域が多く分布しており、工業系用途地域は2環状8放射道路の沿道を中心に、旭川工業団地がある東旭川地域や流通団地のある永山地域といった本市の北東部に多く分布しています。

また、商業系用途地域は中心市街地や地域核拠点、幹線道路沿道に分布し、日常生活圏における利便性の確保等に寄与しています。

なお、現状では住居系用途地域が約72%、商業系用途地域が約6%、工業系用途地域が約22%の構成となっています。

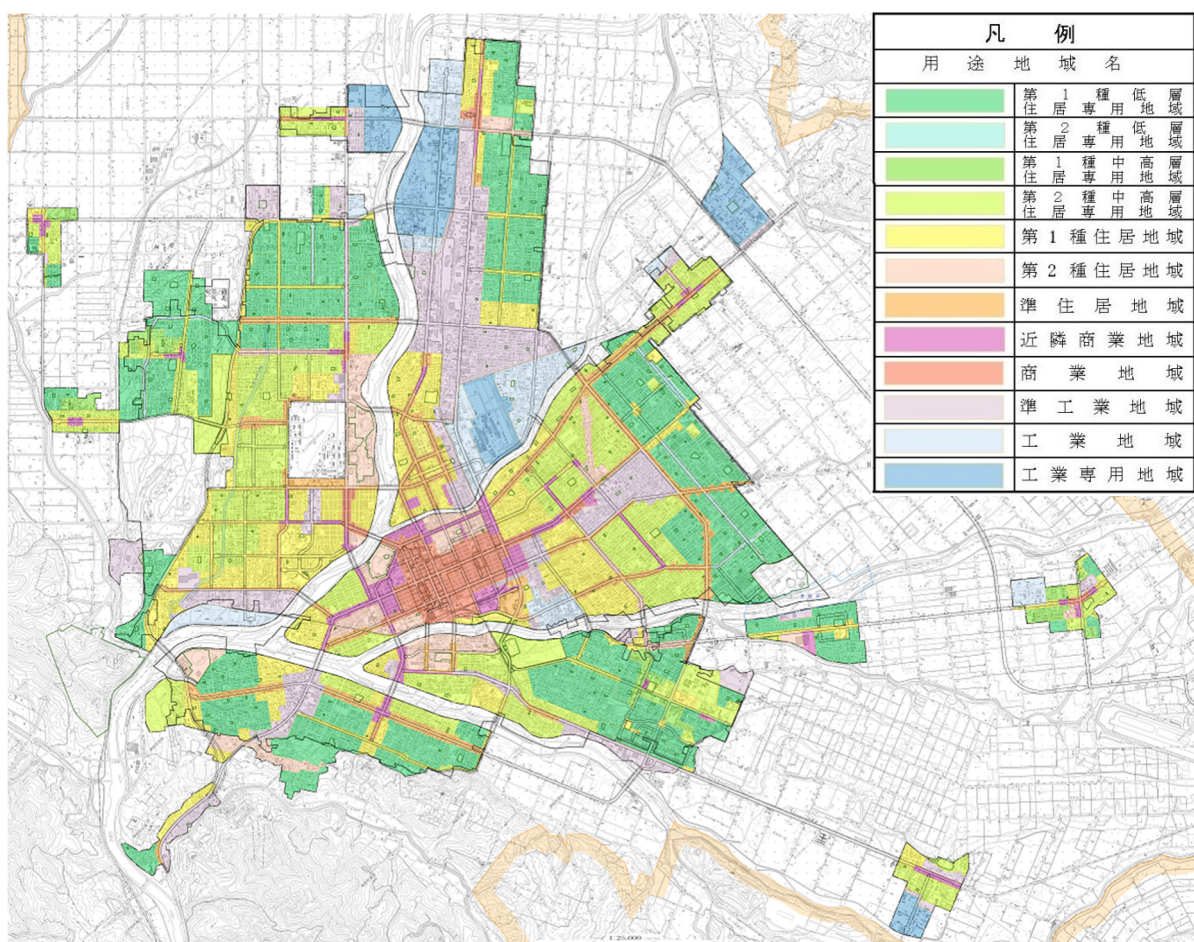


図 旭川市の用途地域

[3] 人口集中地区 (DID)

昭和45年には約3,400ha (34k m²) だったDID面積は、市街化区域と同じく昭和55年までに急激に拡大しましたが、その後は微増傾向が続き、平成12年頃からはほぼ横ばいで推移しており、令和2年には工業系用途地域及びその周辺、北彩都地区の一部などを除く市街化区域のほぼ全域に指定され、8,165ha (81.7k m²) となっています。

DID人口は平成12年以降減少傾向に入っており、DID人口密度は令和2年時点で37.5人/haまで低下しています。

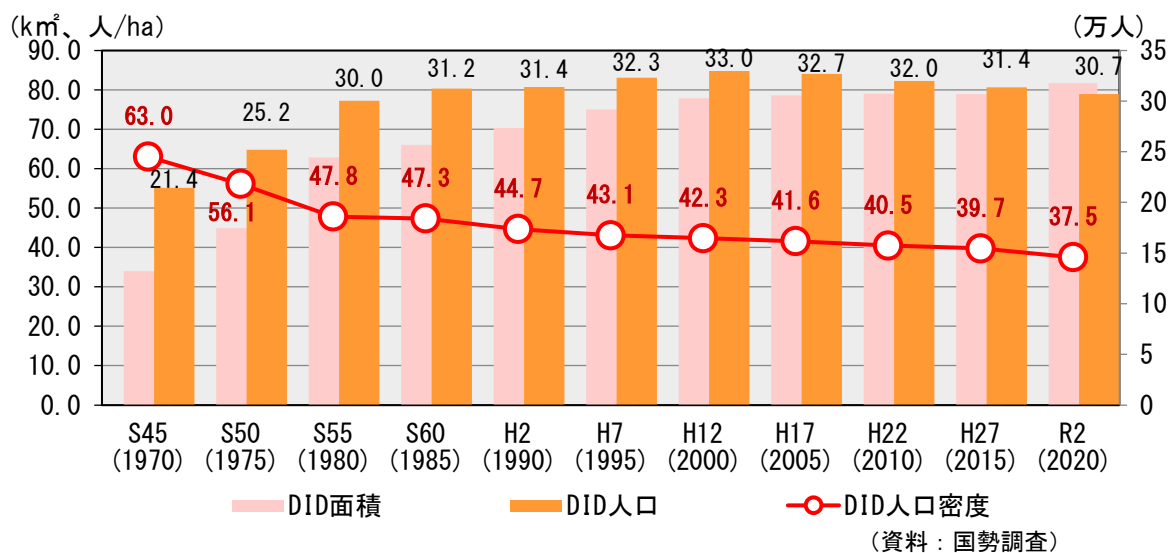


図 DID面積・人口の推移

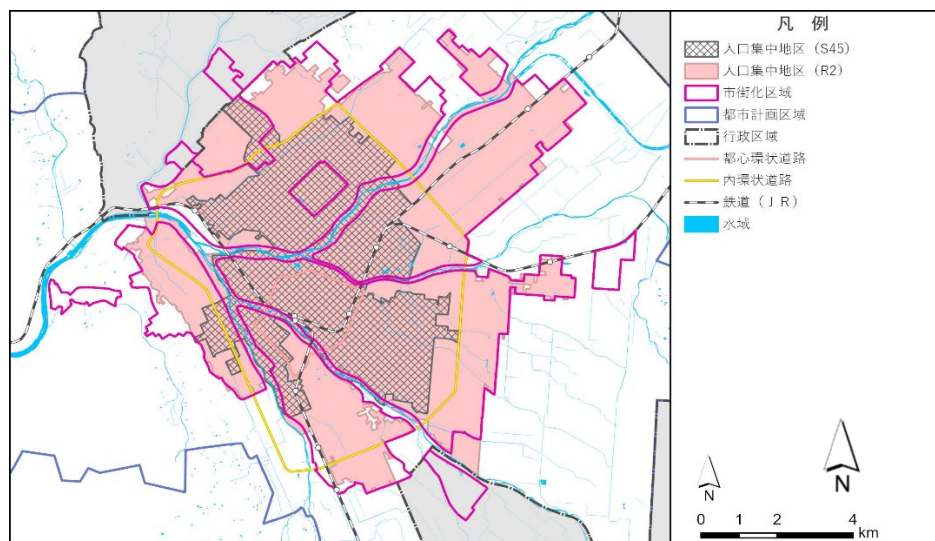


図 人口集中地区 (DID) の推移

[人口集中地区 (DID)]

人口密度が約40人/ha以上の国勢調査基本単位区等がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域(文教レクリエーション施設、産業施設、公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が隣接している場合も地域に含む)

※基本単位区とは、街区又は道路等の恒久的な施設等によって区画した地域

[4] 低未利用地

市街化区域内の低未利用地は、平成 28 年時点で 442.2ha となっており、そのうち約 74%が未利用宅地となっています。平成 22 年時点と比較すると市街化区域縁辺部にある新しい住宅地において住宅建築が進むなど土地利用が進んだことから、市全体としては低未利用地が減少しています。

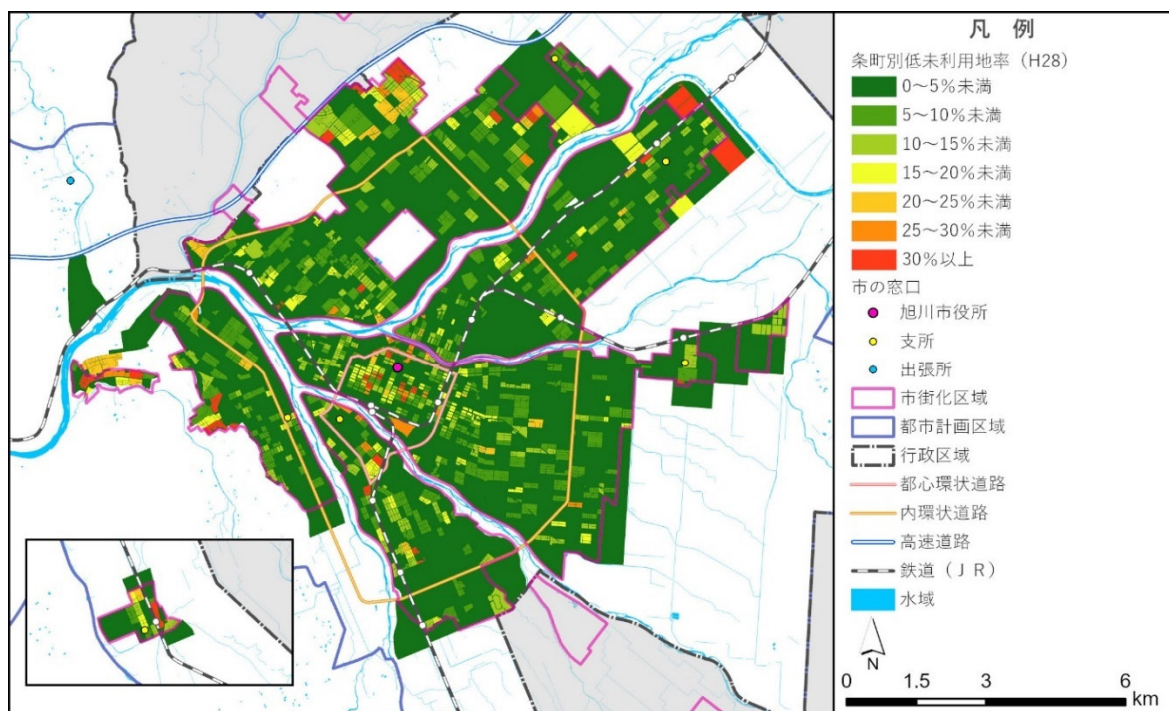
しかし、中心市街地では、北彩都あさひかわ地区での土地利用が進んでいるものの、全体的には老朽化した建物の解体に伴い、青空駐車場など低未利用地の増加が見受けられます。

なお、低未利用率が高い区域は依然として市街化区域縁辺部に多く分布していますが、市役所、永山支所、神楽支所等の行政施設周辺にも大規模な低未利用地が分布しています。

調査年度	未利用宅地	資材置場	青空駐車場	屋外展示場	計
平成 28 年	325.91ha	20.18ha	94.60ha	1.51ha	442.20ha
平成 22 年	424.36ha	27.60ha	108.47ha	2.74ha	563.17ha

(資料：都市計画基礎調査)

図 低未利用地の内訳

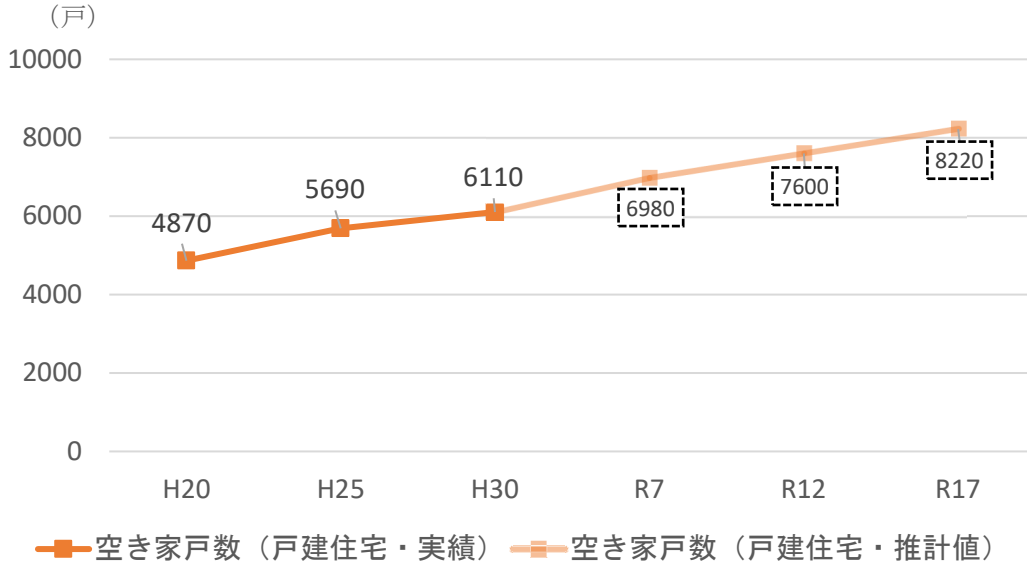


(資料：都市計画基礎調査)

図 条町別低未利用率 (H28)

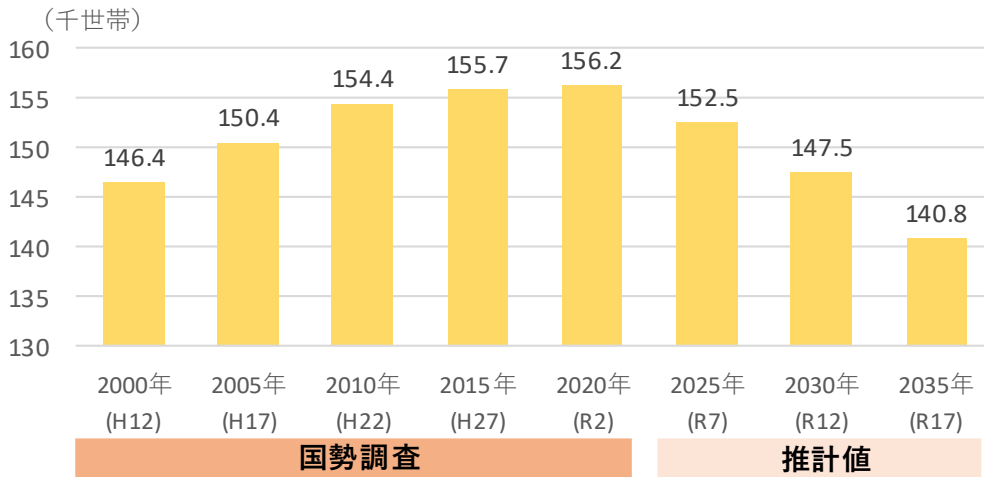
[5] 空き家

低未利用地が増加する一方で、戸建ての空き家戸数は年々増加しています。今後は世帯数の減少が見込まれており、戸建て空き家は更に増加傾向が続くと予想されます。



(資料：住宅土地統計調査)

図 空き家戸数の推移と見通し



(資料：国勢調査、社会保障・人口問題研究所資料)

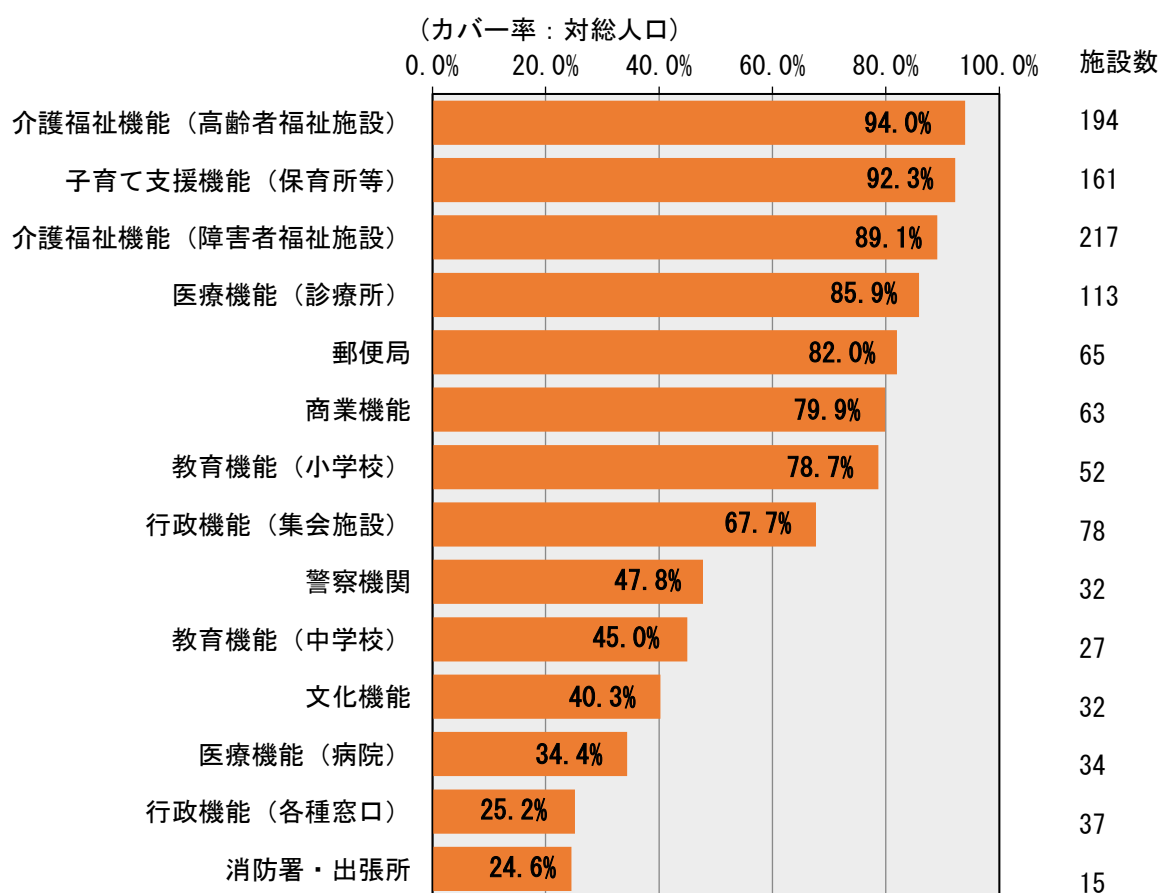
図 世帯数の推移と見通し

2-3. 都市機能

各種サービス施設の徒歩圏内カバー率（※）は、施設の種類によって大きく異なっており、診療所やスーパー等の商業施設、公民館等の集会施設など日常的によく利用される施設は、地域の拠点や幹線道路沿いなど周辺住民がアクセスしやすい場所にバランス良く分布しており、比較的高いカバー率となっています。

また、病院や文化施設など大規模な施設は、立地数が限られており、主に中心市街地に多く集積している傾向があり、カバー率が低くなっている一方で、保育所等の子育て支援施設や福祉施設は、市内全域にわたり数多く分布しており、高いカバー率となっています。

※徒歩圏内人口カバー率：施設から800m圏内人口／市の総人口（×100％）



※医療機能は外科、内科又は小児科を含む施設を対象

※商業機能はスーパーを含む施設や百貨店を対象

図 各種サービス施設数及びカバー率（R5 ※人口：R2 国勢調査）

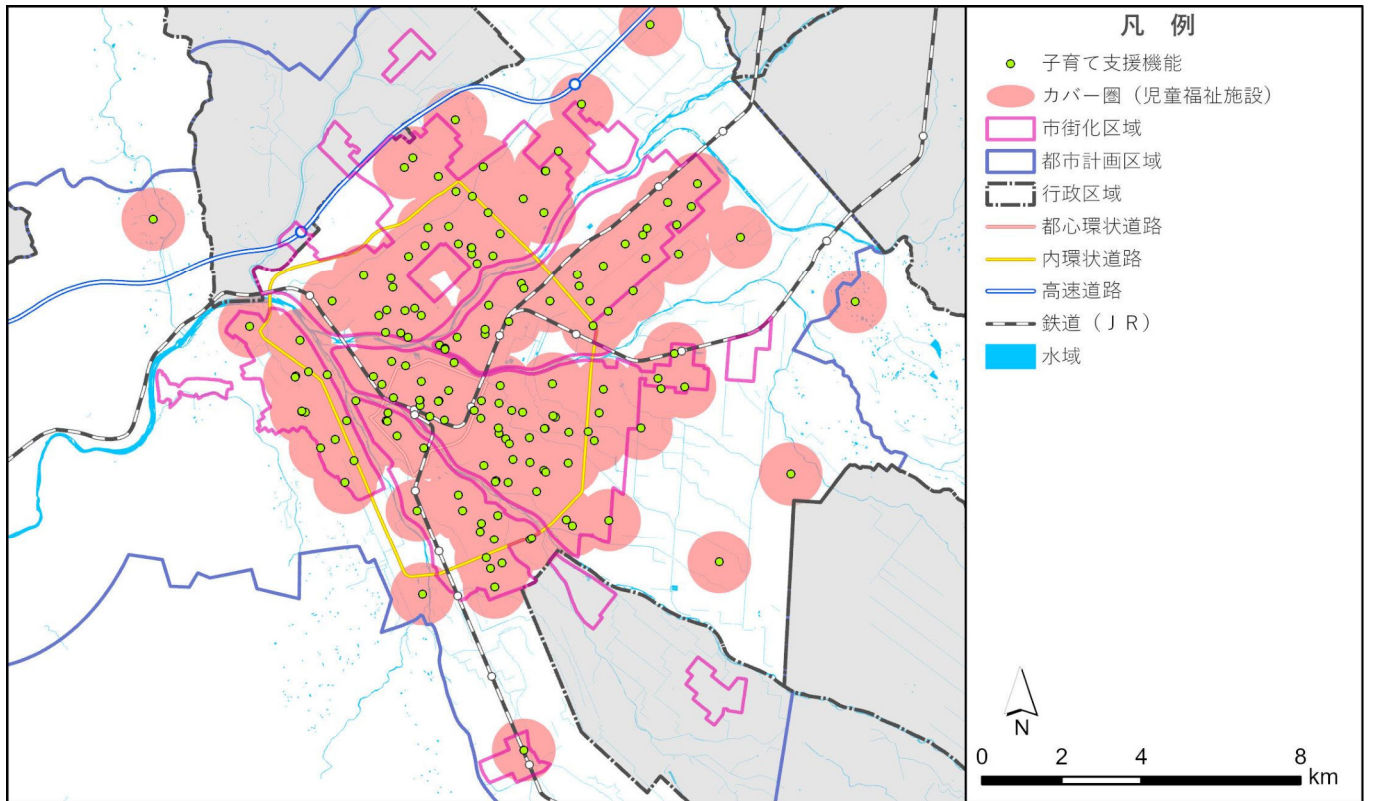


図 子育て支援機能（保育所、幼稚園等）カバー圏（R5 時点）

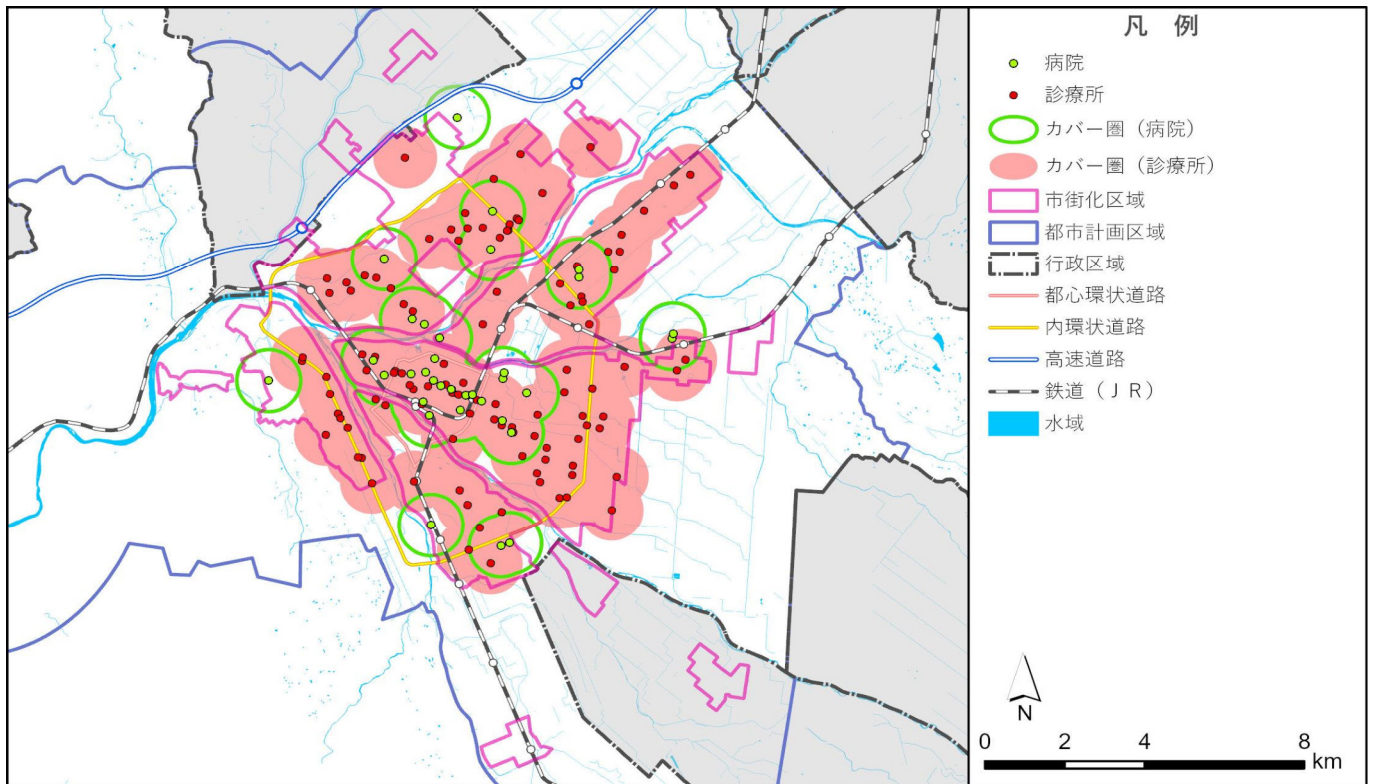


図 医療機能（病院、診療所）カバー圏（R5 時点）

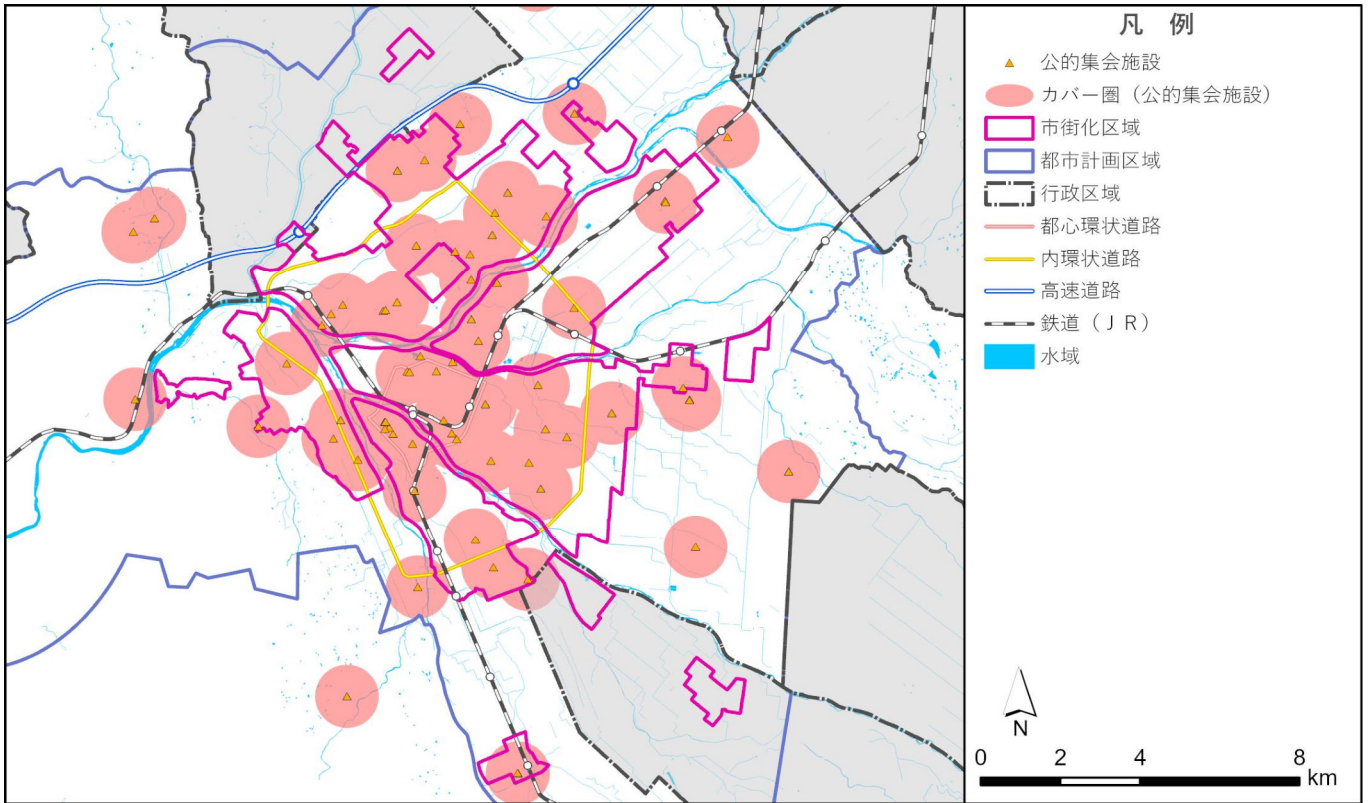


図 行政機能（公的集会施設）カバー圏（R4 時点）

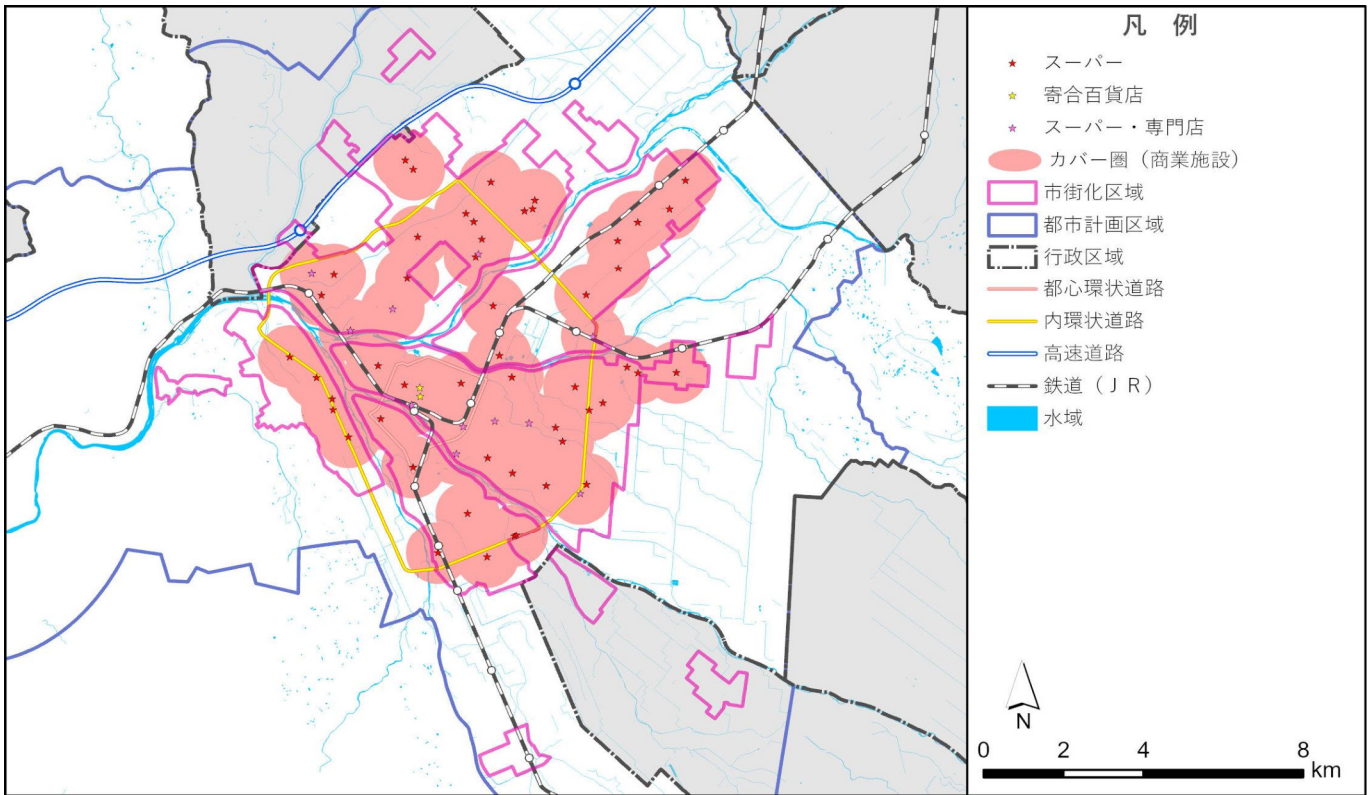


図 商業機能カバー圏（R5 時点）

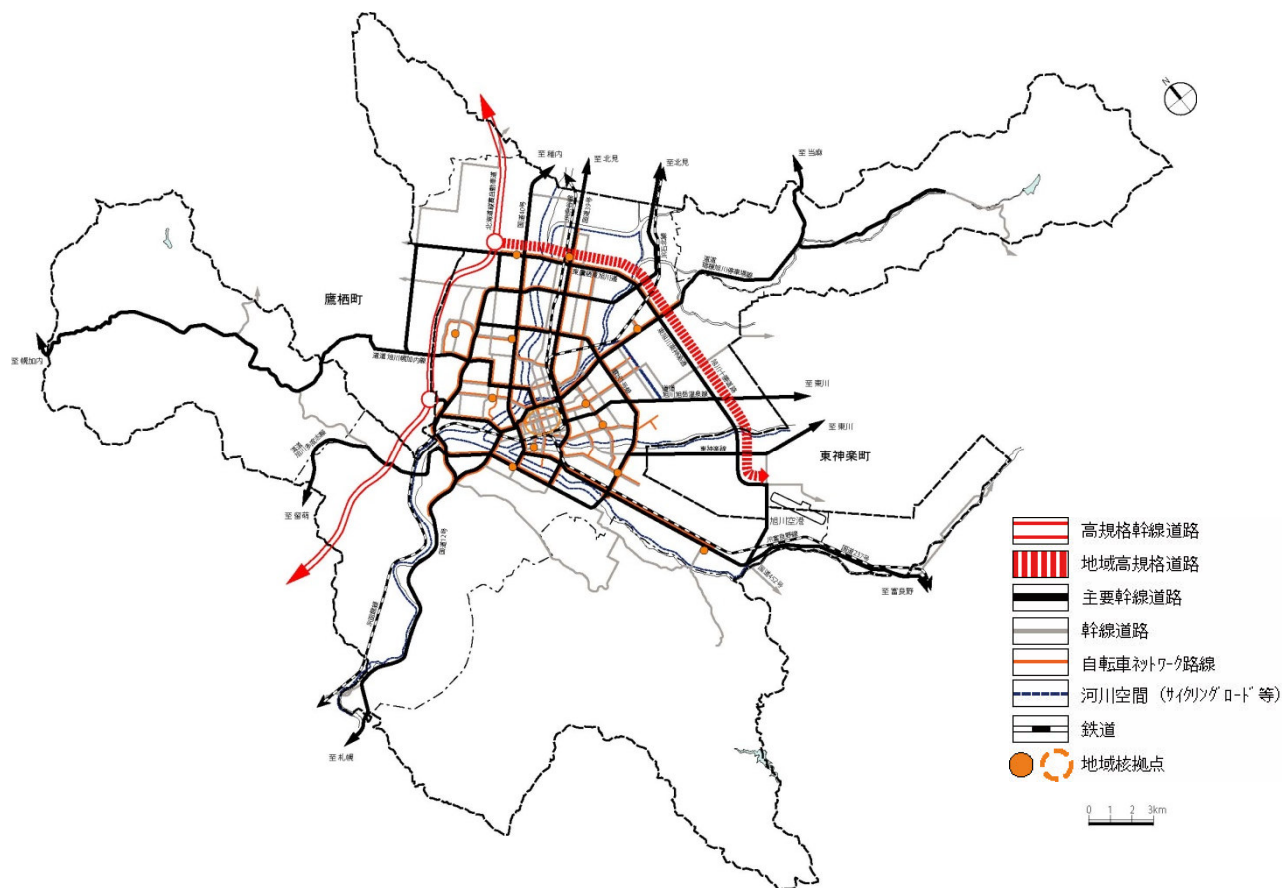
2-4. 都市交通

[1] 道路の整備状況

道路網は、近隣市町村との有機的な結びつきを強める広域道路、本市の骨格的道路網である2環状8放射道路及び都心環状道路を含む主要幹線道路や、これらを補完する幹線道路などの都市内道路網で構成されています。

また、主に主要幹線道路や幹線道路で構成される都市計画道路は、昭和12年に初めて都市計画決定されて以降、人口増加による市街地の拡大や交通量の増加に対応できるよう拡充しており、令和3年3月末時点で68路線（約248km）の都市計画道路が決定されています。

これらの都市計画道路は、街路事業や土地区画整理事業により順次整備が進められており、総延長約248kmのうち約212kmが改良済みで、改良率は約85%と北海道内各市町の平均値である約80%を上回る値となっています。



（出典：旭川市都市計画マスタープラン（H29.2））

図 都市交通整備方針図

[2] 公共交通の状況

①公共交通網

本市では、鉄道4路線および路線バスが市内外を網羅的に運行しています。郊外部においては、東旭川の米飯地区で、デマンド型交通（予約制）が運行しており、豊里地区は定時・定路線型のセミデマンドバスが運行しています。

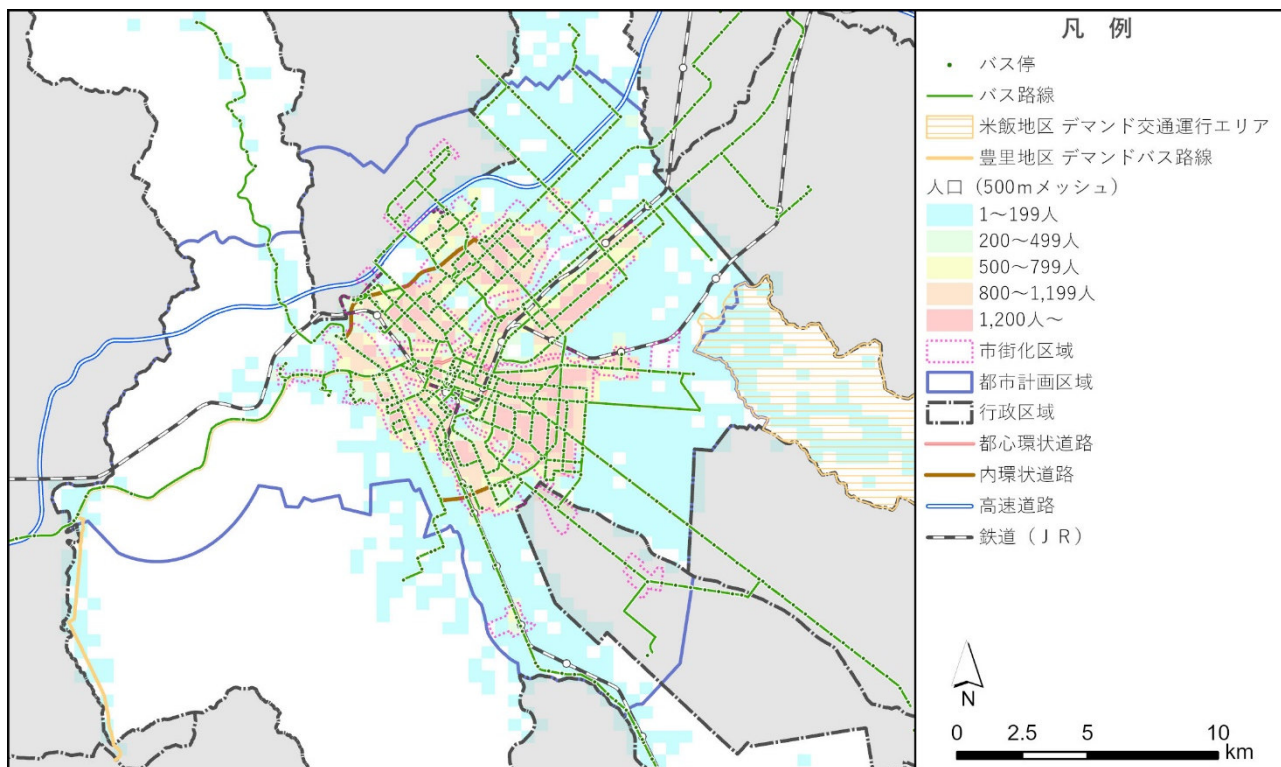


図 公共交通網 (R4)

②公共交通の利用状況

鉄道及び路線バスの乗降客数はしばらく横ばい又は微減で推移していました。

令和2年度の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられ、令和4年時点でも影響が続いています。

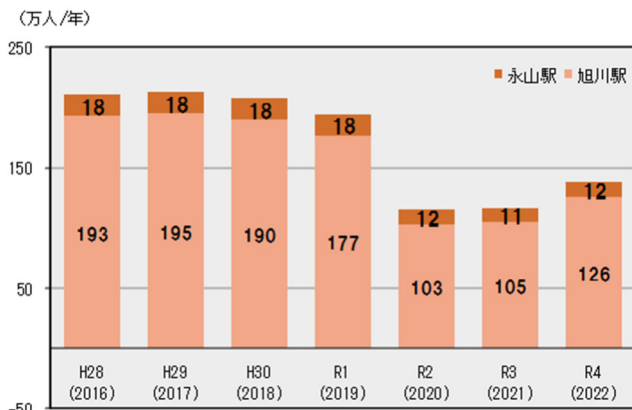


図 鉄道乗降客数 (旭川駅・永山駅) の推移

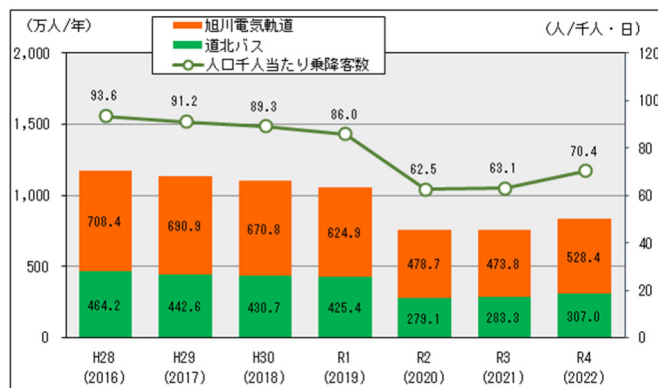


図 バス乗降客数の推移

(資料：旭川市統計書)

2-5. その他

[1] 災害

①土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、河川沿いの傾斜地や山間地域に多く分布していますが、市街化区域内においても神居地域や緑が丘地域などの傾斜地に分布しており、令和5年時点では住宅地を含む111区域が指定されています。

大規模盛土造成地は、国のガイドラインに基づき抽出しており、地震や降雨による地下水位の変動等が要因となり滑動崩落する可能性のある地区が含まれる場合もあるため、随時調査を進めていますが、現時点で災害のおそれのある地区は確認されていません。

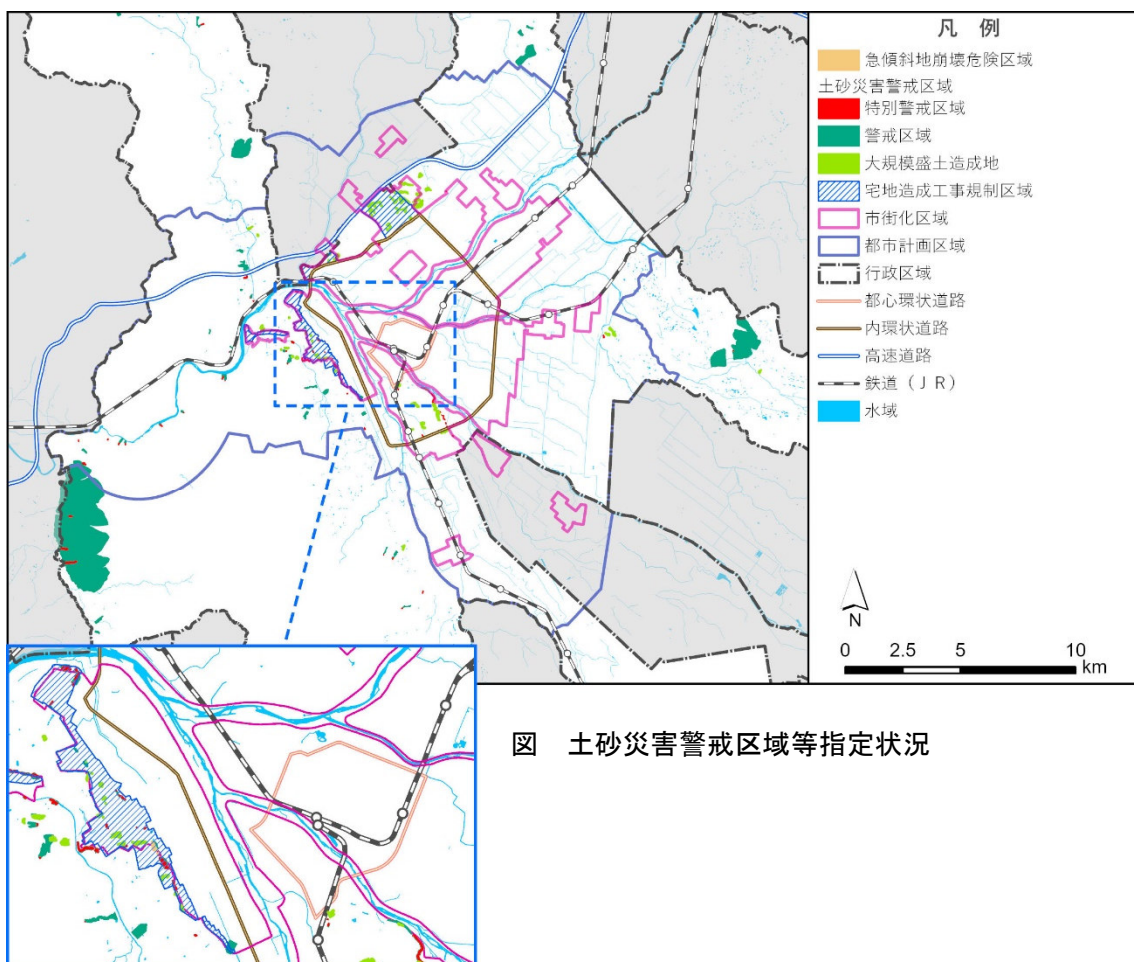


図 土砂災害警戒区域等指定状況

②浸水想定区域

おおむね 1000 年に一度発生するような大雨を想定した浸水想定区域は、市街地の多くの範囲で定められており、河川の合流点や蛇行箇所では、平屋の建築物が水没し、水平避難が必要となるような 3 m 以上の浸水深の区域や、一般的な住宅の 2 階まで水没し、人的被害リスクが大幅に増大する浸水深 5 m 以上の区域も分布しています。

大雨は、ある程度事前予測が可能な災害であることから、避難所などの安全な場所への水平避難が重要となりますが、一部の地域では洪水時に使用できない避難所があるため、早めの避難判断が必要となります。

小河川や排水路では、豪雨時には排水能力を超えた雨水が集中し、小規模な浸水である都市型水害が発生しています。また、農業用ため池では、貯水能力を超えた雨水の集中により決壊した場合、一部の区域で浸水が発生することが予測されています。

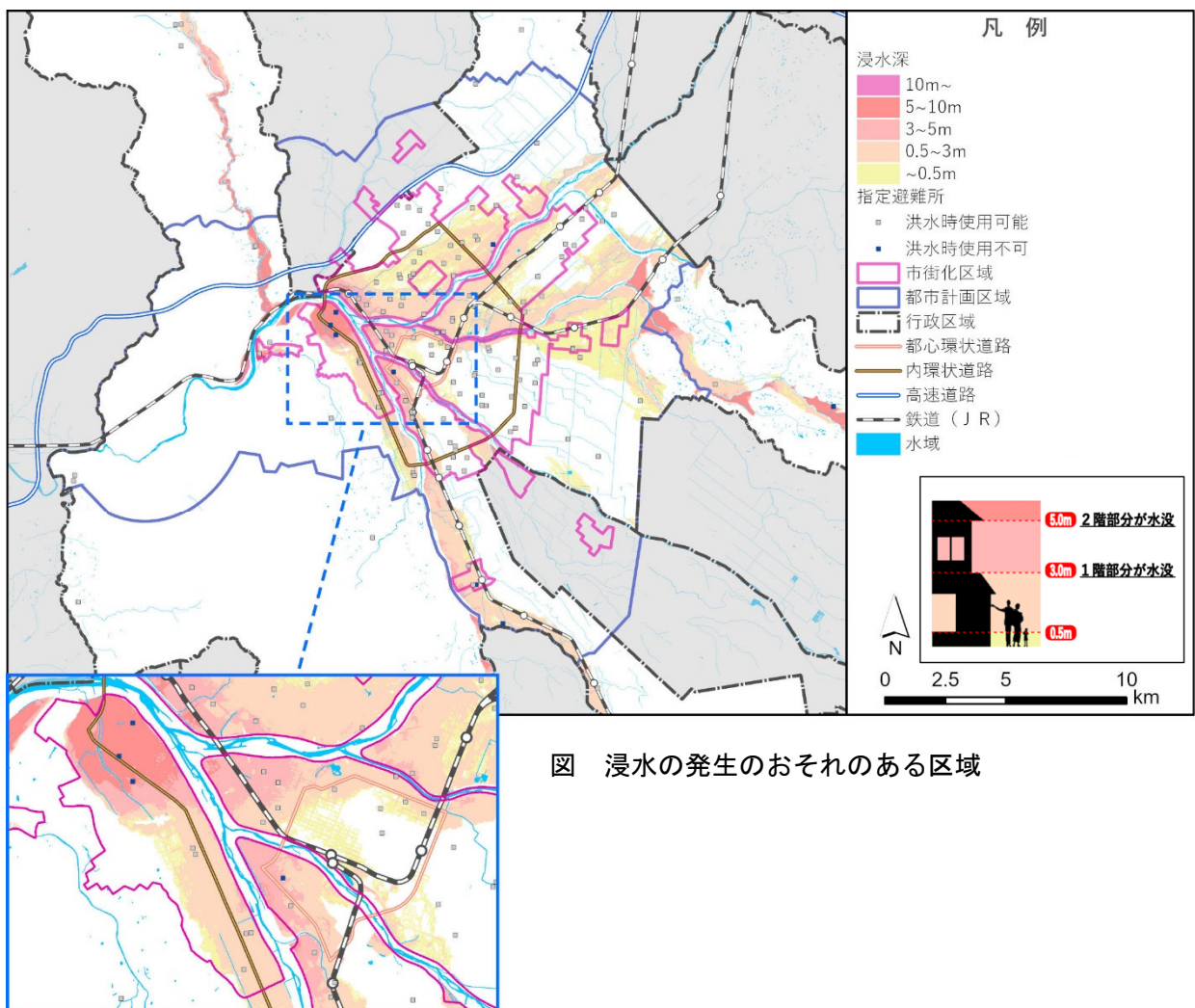
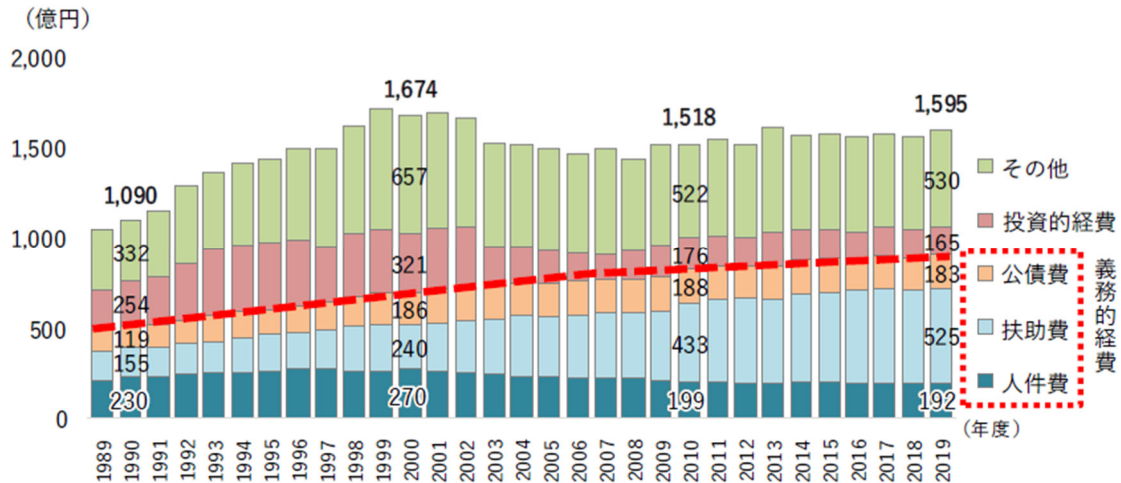


図 浸水の発生のおそれのある区域

[2] 財政動向

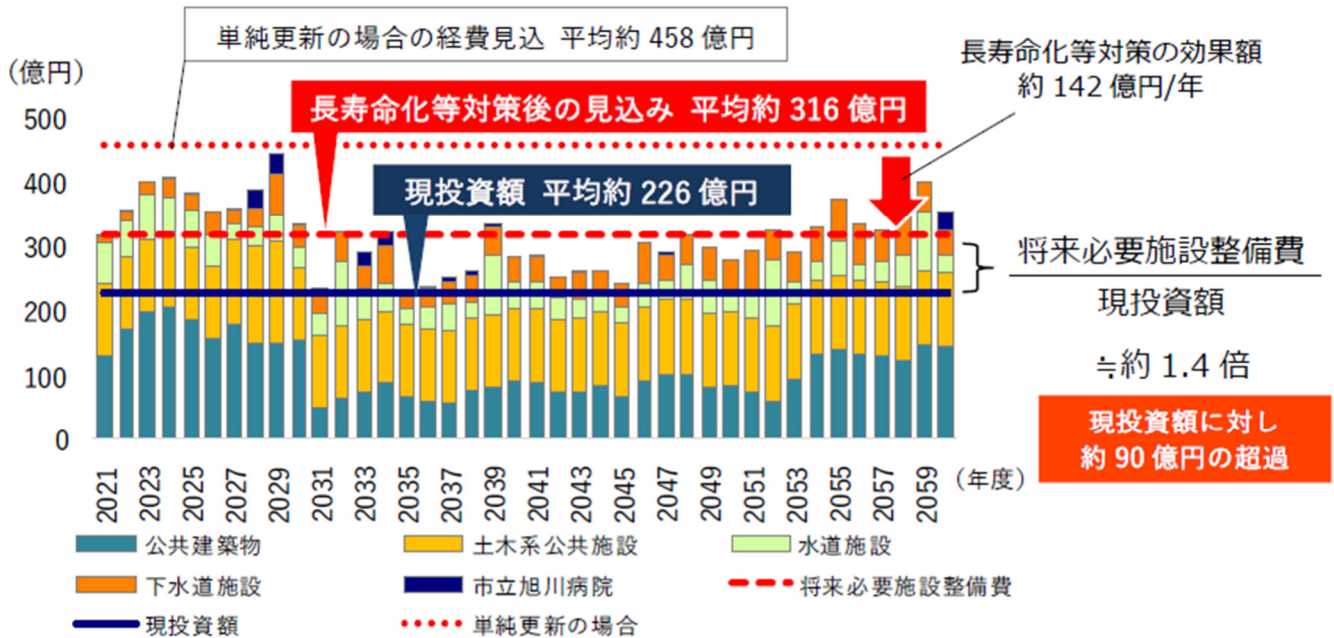
人口減少・少子高齢社会の進行に伴い、市税収入の減少が想定される一方で、本市の歳出額は、生活保護費をはじめとする扶助費の増加が大きくなっています。

旭川市公共施設等総合管理計画（R4.2）では、現在の公共施設をそのまま維持した場合に必要な更新費を含む整備費に係る試算を行っており、現時点で年平均約 226 億円の施設整備費が、今後は約 316 億円まで増加することが予想されています。



(出典：旭川市公共施設等総合管理計画（R4.3）)

図 歳出決算額（一般会計）の推移



(出典：旭川市公共施設等総合管理計画（R4.3）)

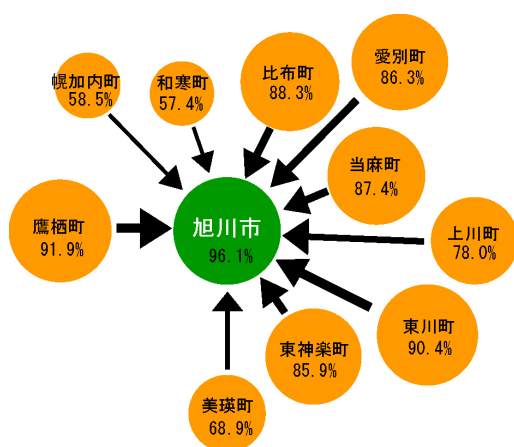
図 公共施設等の将来更新費用推計

[3] 広域連携

① 都市圏

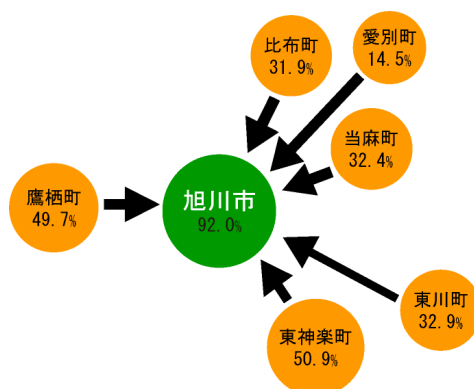
商業圏については、本市を1次商圈とする自治体が1市10町であり、通勤圏、通学圏については、本市への通勤者や通学者の割合が10%を超える自治体はそれぞれ1市6町、1市11町となっています。

また、医療圏についても、『北海道医療計画』（平成30年3月）において、上川中部医療圏（第2次医療圏）のひとつとして、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町の9町との連携が位置付けられており、当該医療圏の中でも、医療施設数や医師数等のほとんどが本市に集積しているなど、本市は都市圏の中核を担うことが求められています。



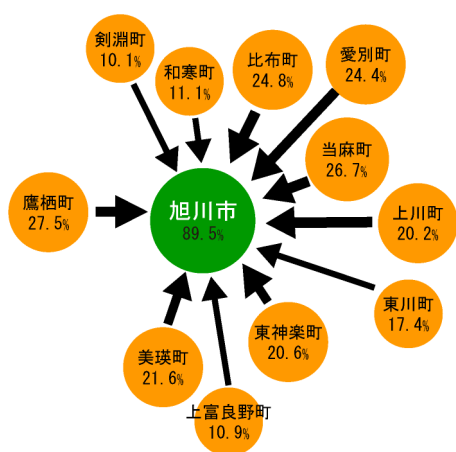
(資料：H21 北海道広域商圈動向調査報告書)

図 商業圏域の状況



(資料：R2 国勢調査)

図 通勤圏の状況



(資料：R2 国勢調査)

図 通学圏の状況

	医師数	病院数	診療所数
鷹栖町	1	0	2
東神楽町	10	1	3
当麻町	3	0	4
比布町	1	0	4
愛別町	1	0	2
上川町	3	0	3
東川町	3	0	3
美瑛町	8	1	3
幌加内町	2	0	5
旭川市	1,364	39	225
上川中部圏	1,396	41	254

(資料：R2 北海道保健統計年報)

図 上川中部医療圏医療圏の
医師数、医療施設数の状況

②広域行政圏

北北海道においても、人口減少・少子高齢化などが大きな課題となっており、住民サービスを維持しつつ多様な行政ニーズに対応するためには、これまで以上に関係機関等との協力関係を広げていく必要があり、特に本市においては、北北海道の拠点都市として、広域連携による産業、防災など様々な取組のけん引役となることが求められています。

また、『旭川都市圏総合都市交通体系マスタープラン』においては、交通の要衝として道内各地と結ばれ、人流・物流及び情報の拠点としての役割を圏域として担うことが示されています。

さらに、隣接する鷹栖町、東神楽町と一体の都市計画区域を構成しており、『旭川圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』に基づき、土地利用や都市施設の整備などの方針を定め、総合的なまちづくりを進めていることから、1市2町の結びつきは特に強いと言えます。

表 広域行政圏を構成する市町村

位置付け	構成	構成市町
新・北海道総合計画 (道北連携地域)	6市 31町 4村	旭川市、留萌市、稚内市、士別市、名寄市、富良野市、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、占冠村、音威子府村、初山別村、猿払村
上川中部圏地方拠点都市 地域基本計画	1市 8町	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町
上川中部定住自立圏形成協定	1市 8町	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町
旭川都市圏総合都市交通体系 マスタープラン	1市 5町	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町
旭川圏都市計画都市計画区域 の整備、開発及び保全の方針	1市 2町	旭川市、鷹栖町、東神楽町

3

現況整理と今後のまちづくりの課題

3-1. 現況と将来動向の整理

本市の現況と将来動向を項目ごとにまとめると次のとおりとなります。

項目	現況と将来動向のまとめ
人口	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現在の総人口 (R2) : 約 33 万人 ※ピーク時 (H7) と比較すると 91%に減少 ◇ 将来推計人口 (R17) : 約 28.5 万人 (社人研) ※現在の総人口 (R2) と比較すると 86%に減少 ◇ 特に内環状道路内側において人口減少が進行 ◇ 高齢化率 (R2) : 34.1% ※全国平均 (28.6%) より高く、今後も増加する見通し ◇ 若年層の人口が少なく、少子化が進展する見通し ◇ 既成市街地、特に中心市街地において高齢化が進行 ◇ 市街化区域の多くで低密度化 (40 人/ha 未満) が進行 ◇ 市街地縁辺部の新興住宅地を中心に子育て世代が居住 ◇ 一般市街地に居住し、中心市街地で働く生活スタイルが主流
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 人口集中地区 (DID) の人口 : H12 以降減少傾向 ◇ 人口集中地区 (DID) の人口密度 : 37.6 人/ha (R2) ※ピーク時 (S45) の 63 人/ha から大幅に減少 ◇ 低未利用地が中心市街地において増加 ※市全体では市街地縁辺部等での宅地化により減少傾向 ◇ 戸建て空き家戸数は増加傾向
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 診療所やスーパー等の商業施設、集会施設は、各地域にバランス良く分布し、カバー率が比較的高い ◇ 病院や文化施設は、立地数が限られており、主に中心市街地に集積し、カバー率が低い ◇ 保育所等の子育て支援施設や福祉施設は、市内全域にわたり数多く分布し、カバー率が高い
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 都市計画道路の改良率 : 約 85% ※北海道平均 : 約 80% ◇ 公共交通乗降客数は減少傾向、令和 2 年以降は新型コロナウイルスの影響が続いている。

項目	現況と将来動向のまとめ
災害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 土砂災害警戒区域は、河川沿いの傾斜地などに多く分布 ◇ 大規模盛土造成地は、現時点で災害のおそれは確認されていない。 ◇ 河川沿いの多くの範囲が浸水想定区域 ◇ 河川の合流点や蛇行箇所では浸水深3 m以上の区域も分布
財政	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市税収入は、少子高齢・人口減少社会の進行に伴い減少する見通し ◇ 歳出額は、生活保護費をはじめとする扶助費が増加している ◇ 将来必要な施設整備費は、増加する見通しである
広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 商業圏・通学圏・通勤圏・医療圏の中核都市 ◇ 北北海道の拠点都市として、産業、防災など様々な取組のけん引役 ◇ 交通の要衝として、道内各地と結ばれた人流や物流、情報の拠点 ◇ 隣接する鷹栖町、東神楽町と一体の都市計画区域を構成

3-2. 今後のまちづくりにおける問題点

本市の現況や将来動向を踏まえると、人口減少・少子高齢化・人口密度の低下・財源の縮小など回避することが困難な社会情勢の変化により、今後のまちづくりにおいて、次のような問題が生じる可能性があります。

- ◇ 拠点周辺において、一定のアクセス圏内での利用者確保が困難になると、生活利便施設の閉店や郊外移転が進み、拠点の利便性や賑わいの低下が生じ、周辺住民の生活が不便になるおそれがあります。
- ◇ 公共交通利用者の減少が続くと路線の維持が困難となり、更なる減便や廃線が余儀なくされ、自家用自動車を持たない高齢者や障害者、学生などの移手段の確保に支障を来します。
- ◇ 特に中心市街地において、病院や大型商業施設の撤退、交通結節機能の低下などが進むと、市民のみならず周辺自治体、観光客などの来街者が減少し、都市全体の活力低下につながります。
- ◇ 草刈りや除雪、修繕などが不十分で適切に管理されない空き家や空き地が増加すると、放火や不審者の侵入、冬期通行の妨げ、近所付き合いの減少などにより、防犯面や快適性、地域コミュニティが低下する可能性があります。
- ◇ 税込減や歳出の増大により、公共施設等の維持管理費の確保が困難になると、道路の除雪水準の低下や公共施設等の適正管理が不十分になるなど、行政サービスの質が低下してしまう懸念があります。



3-3. コンパクトなまちづくりに向けた課題

今後のまちづくりにおける問題点について、日常生活への影響を最小限のものとするためには、次のような課題の解決に向け、将来を見据えた様々な取組を進め、効率的で持続可能なコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。

- ◇ 拠点周辺の利便性や賑わいを確保するためには、一定圏内における居住人口の集約化を図るとともに、誰もが利用しやすい環境づくりを進め、生活利便施設の集積等を維持していかなければなりません。
- ◇ 移動手段の確保に向けては、どのライフステージになった場合でも安心して快適に住み続けられるよう、地域の実情に応じた交通手段の見直し等と連携を図りながら、公共交通の効率的な活用に取り組む必要があります。
- ◇ 特に中心市街地においては、恒常的な賑わいが創出されるよう、魅力ある都市機能の集積を図るとともに、利便性の高い交通結節機能を生かし、回遊性があり、多くの人が集まりやすい環境整備を進めることが重要となります。
- ◇ 地域コミュニティの維持に向けては、空き家や空き地等の既存ストックを有効活用しながら、メリハリのある土地利用を図り、様々なニーズに対応した、まとまりのある居住環境を形成していかなければなりません。
- ◇ 質の高い行政サービスを維持していくためには、公共施設等の集約化や管理しやすい社会インフラの整備などを進め、人口規模に見合った効率的な都市構造への転換を図る必要があります。

居住や都市機能が集約されたコンパクトなまちを目指す！！



4 立地適正化に向けた基本方針

4-1. 目指す都市像

本市では、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に対応するため、都市計画マスタープランにおける都市整備の目標を「持続可能で安心快適なまちづくり」と定め、これまでに整備を進めてきた都市基盤や都市機能を最大限に活用し、コンパクトで効率的な都市構造の構築と、それと連携した交通ネットワークの充実に取り組むこととしています。

本計画の策定に当たっては、コンパクトなまちづくりに向けた課題等を踏まえ、医療施設や商業施設、居住地がまとまって立地し、高齢者や障害者など誰もが徒歩や自転車、公共交通により、これら生活利便施設に容易にアクセスできる環境の維持を図るとともに、北北海道の拠点都市として、また、旭川圏都市計画区域の中核都市としての魅力向上や機能の連携を図ることで、将来にわたり、これまでどおりの暮らしやすさや賑わい等を確保できるよう、次のとおり計画の策定により目指す都市像を定めます。

立地適正化計画の策定により目指す都市像

- 『誰もが徒歩や公共交通で安心快適に暮らせる都市』
- 『北北海道の都市活力を牽引する都市』

4-2. 都市機能や居住の立地適正化に向けた基本方針

人口減少や少子高齢化の時代においても、利便性や賑わいが確保された持続的な都市運営を可能とするためには、既存ストックを有効活用し、効率的な公共サービスが提供できるよう、都市の骨格となるエリアを示し、そのエリアにおいて一定程度の都市機能や居住を集積していく必要があります。

本市においては、既に都市基盤が整備されている中心市街地や地域核拠点を中心に、日常生活を支える都市機能の維持・集積を誘導するとともに、その周辺や基幹的な交通網沿道など利便性の高いエリアへの居住の誘導を図ることで、人口規模に見合ったコンパクトな都市空間の形成を目指します。

また、コンパクトな都市空間の形成を進めるに当たっては、各拠点間や周辺自治体とのアクセス利便性の確保など公共交通ネットワークとの連携も重要となることから、次のような基本方針を定め、都市機能や居住の誘導、公共交通との連携を図っていきます。

立地適正化に向けた基本方針

- 身近な生活圏における暮らしやすい拠点の確保
- 高次な都市機能が集積する魅力ある広域拠点の形成
- 利便性の高い都市の骨格となる居住地の形成
- 安全性や快適性の高いゆとりある住環境の確保
- 拠点や居住地の形成と連携のとれた交通軸の構築

[1] 都市機能に関する方針

■ 身近な生活圏における暮らしやすい拠点の確保

各地域に形成されている商業地を中心とした地域核拠点においては、住み慣れた身近な生活圏で安心・快適な暮らしを続けられるよう、既に備わっている日常生活に必要な都市機能（店舗や診療所等）や公共交通の利便性等の維持を図り、地域の特性に応じた暮らしやすい拠点の確保を目指します。

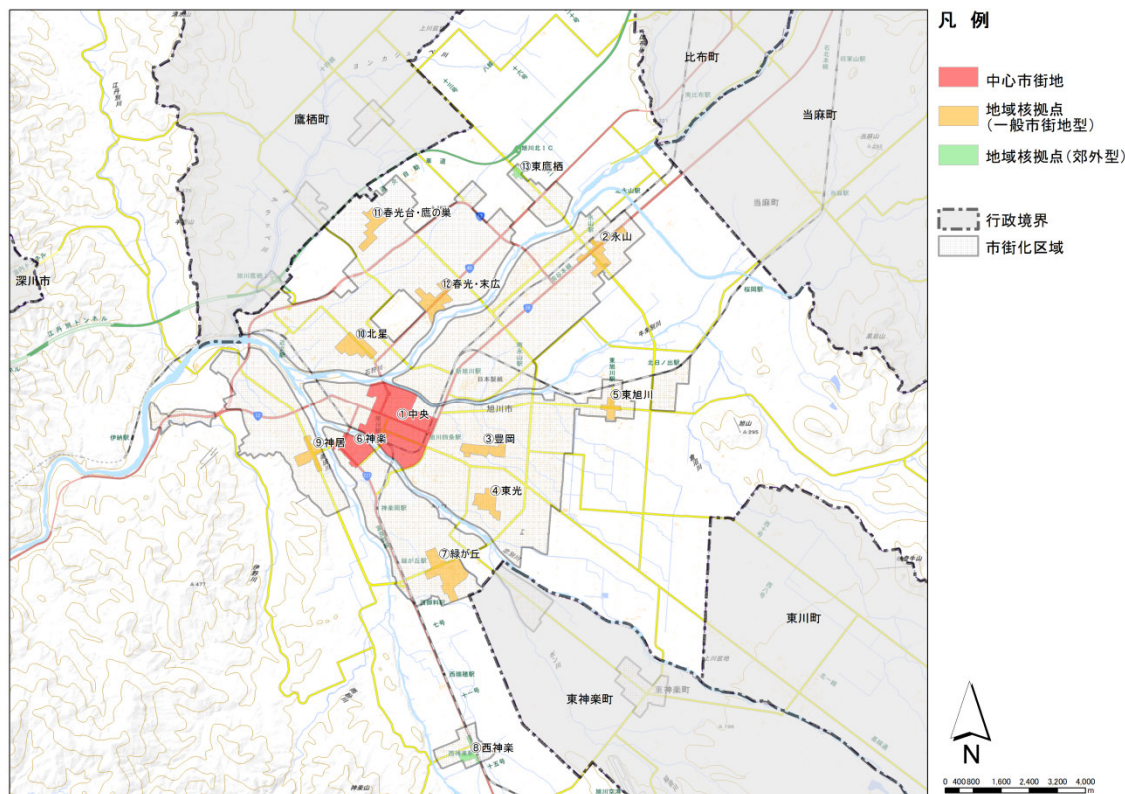


図 地域核拠点位置図

[地域核拠点]

都市計画マスタープランにおいて、各地域に形成されている地域商業地周辺を中心に、地域の成り立ちや生活利便施設の集積状況、路線バスの運行状況などの地域特性を踏まえ、「地域まちづくり推進協議会」のエリアごとに原則1箇所ずつ設定された地域の核となる拠点（全13箇所）。

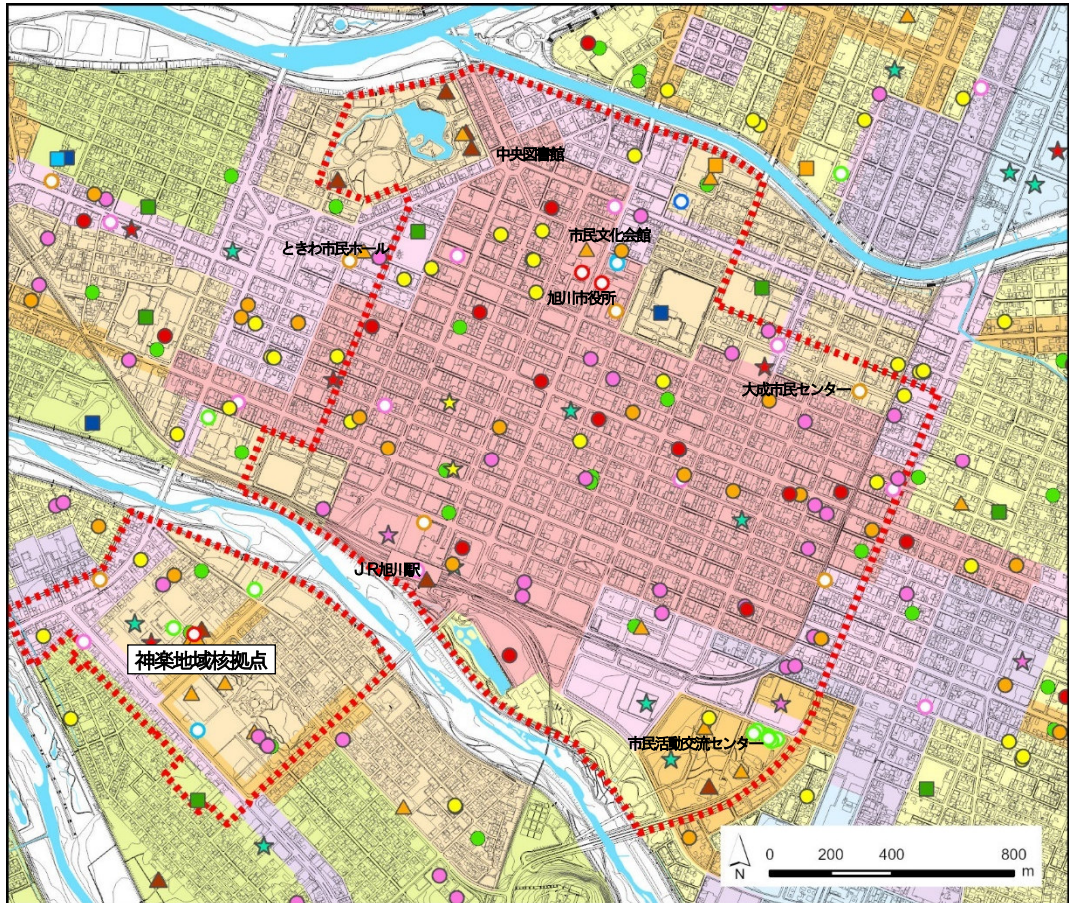
拠点の特徴により、「中心市街地」「地域核拠点（一般市街地型）」「地域核拠点（郊外型）」に分類。（※各地域核拠点カルテ参照）

拠点の範囲は、地域の主要な道路の交差点からの徒歩圏（原則500m）を基本とし、拠点内及びその周辺の公共施設や低未利用地の分布状況等も考慮し、具体的な区域境界を設定。

なお、区域境界は、用途地域界、その他の地域地区界又は地形地物界から設定。

【①中央地域核拠点】

旭川市中心市街地活性化基本計画で設定された区域のうち、神楽地域を除いた範囲で、JR旭川駅を中心に発達した交通結節機能を生かし、旭川市役所をはじめとする市民文化会館やときわ市民ホール、中央図書館、大成市民センター、市民活動交流センターなどの公共施設のほか、様々な業務機能や医療機能、商業機能など高次の都市機能や集合住宅等の居住機能が集積する拠点。



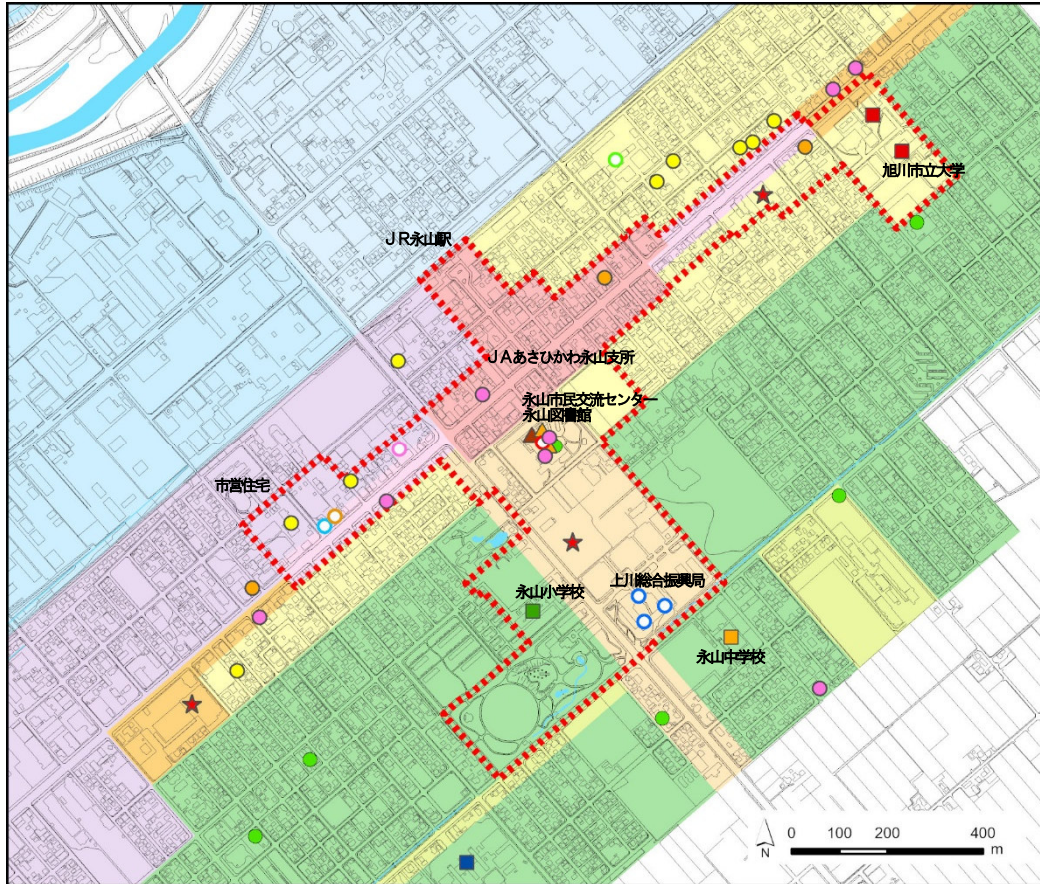
医療機能 ● 病院 ○ 診療所 ● 高齢者福祉施設 ○ 障害者福祉施設	教育機能 ■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 ■ 大学・短大 ■ その他	商業機能 ★ スーパー ☆ 寄合百貨店 ☆ 専門店 ☆ スーパー・専門店	行政機能 ○ 市の窓口 ○ 道の窓口 ○ 国の窓口 ○ 警察署 ○ 消防署 ▲ 公的集会施設	金融機能 ○ 郵便局 ○ 文化機能 ○ 子育て支援機能 ● 保育所・幼稚園等	用途地域 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第二種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域	■ 準住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域 ■ 地域核拠点
--	---	---	---	---	---	---

- 地域内人口：約 28.5 千人 (R2)
- 路線バス：多方面にて運行
- 都市機能
 - ・ 病院○・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設○・小学校○
 - ・ スーパー○・市窓口○・集会施設○・郵便局○・図書館○・保育所等○
 - (○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：高次都市機能が多数集積し、公共交通の総合的な結節点で、市内外問わず北海道の広域的な拠点となっている。
- 拠点の分類： 中心市街地

図 中央地域核拠点カルテ

【②永山地域核拠点】

J A あさひかわ永山支所付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、国道 39 号沿道の商業地域・近隣商業地域・準工業地域を含む街区を基本とした、永山市民交流センターや上川総合振興局等の行政施設、J R 永山駅、永山小学校・旭川市立大学等の教育施設などを含み、市営住宅や永山中学校が隣接する拠点。



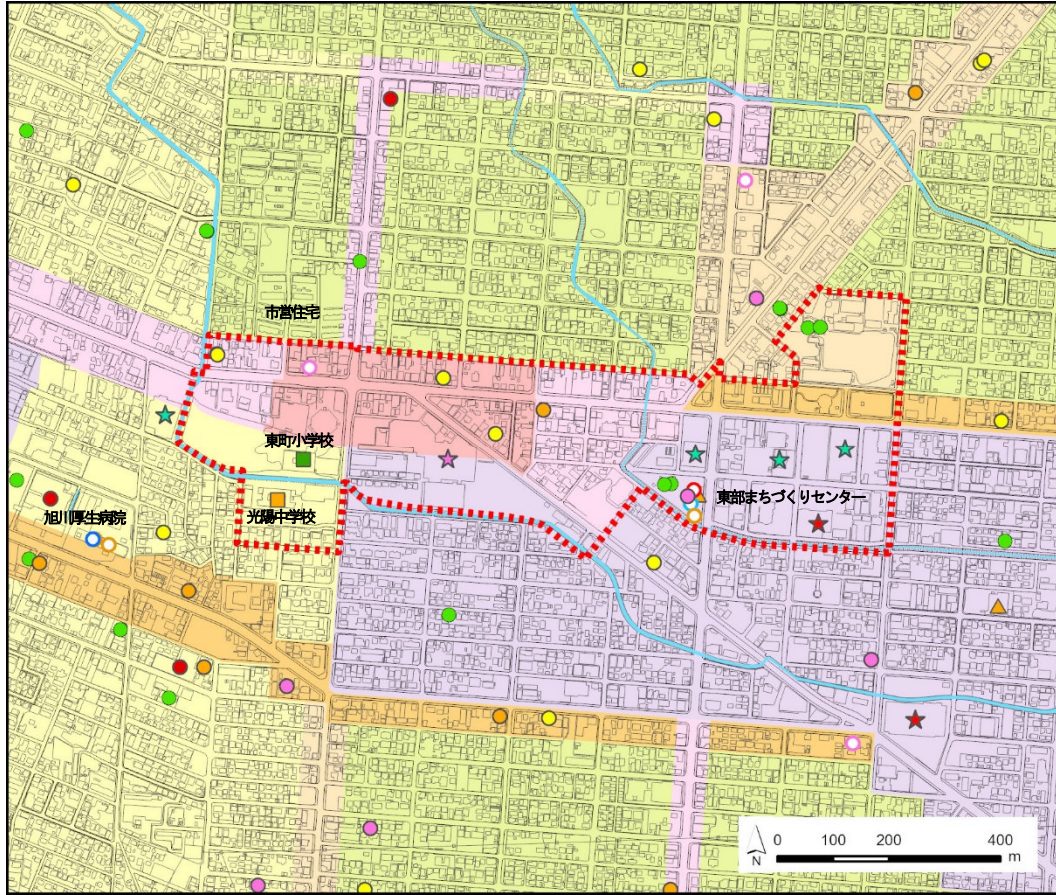
医療機能	教育機能	商業機能	行政機能	金融機能	用途地域	準住居地域
● 病院	■ 小学校	★ スーパー	○ 市の窓口	○ 郵便局	■ 第一種低層住居専用地域	■ 近隣商業地域
○ 診療所	■ 中学校	☆ 寄合百貨店	○ 道の窓口	○ 文化施設	■ 第二種低層住居専用地域	■ 商業地域
介護福祉機能	■ 高等学校	★ 専門店	○ 国の窓口	▲ 文化施設	■ 第一種中高層住居専用地域	■ 準工業地域
○ 高齢者福祉施設	■ 大学・短大	☆ スーパー・専門店	○ 警察署	○ 子育て支援機能	■ 第二種中高層住居専用地域	■ 工業地域
○ 障害者福祉施設	■ その他		○ 消防署	○ 保育所・幼稚園等	■ 第一種住居地域	■ 工業専用地域
			○ 公的集会施設		■ 第二種住居地域	■ 地域核拠点

- 地域内人口：約 54.2 千人 (R2) ■ 路線バス：13 系統・運行 147 本 (8.6 本/h)
- 都市機能 ・ 病院 × ・ 診療所 ○ ・ 高齢者福祉施設 ○ ・ 障害者福祉施設 ○ ・ 小学校 ○
 ・ スーパー ○ ・ 市窓口 ○ ・ 集会施設 ○ ・ 郵便局 ○ ・ 図書館 ○ ・ 保育所等 ○
 (○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：中心市街地から離れているものの、合併以前からの旧市街地で、都市機能や公共交通が充実しており、周辺住民の生活拠点及び地域コミュニティの拠点となっている。また、旭川市立大学等の高等教育研究施設や上川総合振興局など広域的な拠点機能も備えている。
- 拠点の分類： 一般市街地型

図 永山地域核拠点カルテ

【③豊岡地域核拠点】

豊岡4条2丁目のバス停付近を中心とした徒歩圏内（半径500m程度）で、4条通沿道の商業地域、近隣商業地域、準工業地域、準住居地域を基本とした、東部まちづくりセンターや東町小学校、光陽中学校などを含み、市営住宅や旭川厚生病院などが隣接する拠点。



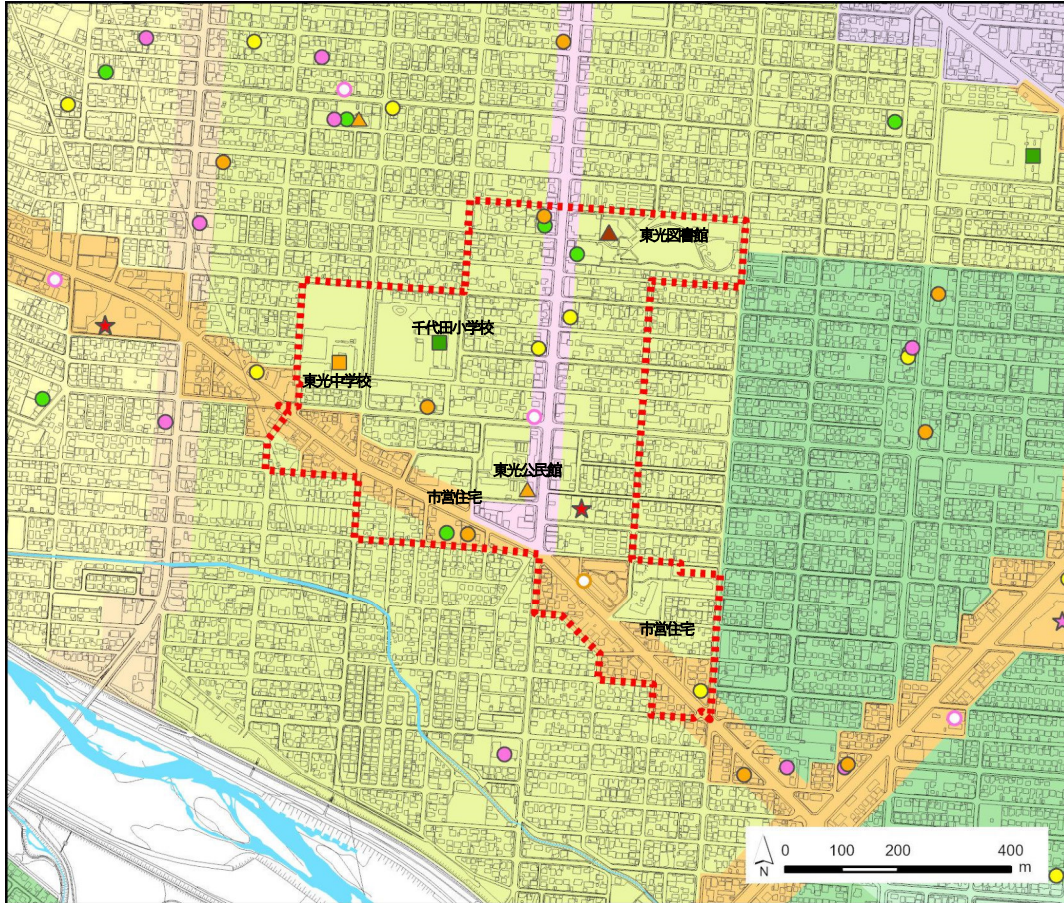
医療機能	教育機能	商業機能	行政機能	金融機能	用途地域	
● 病院	■ 小学校	★ スーパー	○ 市の窓口	○ 郵便局	■ 第一種低層住居専用地域	■ 準住居地域
● 診療所	■ 中学校	★ 寄合百貨店	○ 道の窓口	○ 文化施設	■ 第二種低層住居専用地域	■ 近隣商業地域
● 介護福祉機能	■ 高等学校	★ 専門店	○ 国の窓口	▲ 文化施設	■ 第一種中高層住居専用地域	■ 商業地域
● 高齢者福祉施設	■ 大学・短大	★ スーパー・専門店	○ 警察署	● 子育て支援機能	■ 第二種中高層住居専用地域	■ 準工業地域
● 障害者福祉施設	■ その他		○ 消防署	● 保育所・幼稚園等	■ 第一種住居地域	■ 工業地域
			▲ 公的集会所	● 第二種住居地域	■ 第二種住居地域	■ 工業専用地域
						■ 地域核拠点

- 地域内人口：約 23.8 千人(R2) ■ 路線バス：12 系統・運行 193 本（11.4 本/h）
- 都市機能 ・ 病院△・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設○・小学校○
 ・スーパー○・市窓口○・集会所○・郵便局○・図書館×・保育所等○
 （○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接）
- 拠点の特徴：中心市街地に比較的近く、都市機能が充実しているとともに、公共交通の結節点であることから、周辺住民の生活拠点となっているほか、隣接する東光・東旭川地域の住民の生活拠点の一端を担っている。
- 拠点の分類： **一般市街地型**

図 豊岡地域核拠点カルテ

【④東光地域核拠点】

東光公民館付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、永山東光線沿道の近隣商業地域、南6条通沿道の準住居地域を含む街区を基本とした、東光公民館や東光図書館、千代田小学校、東光中学校、市営住宅などを含む拠点。



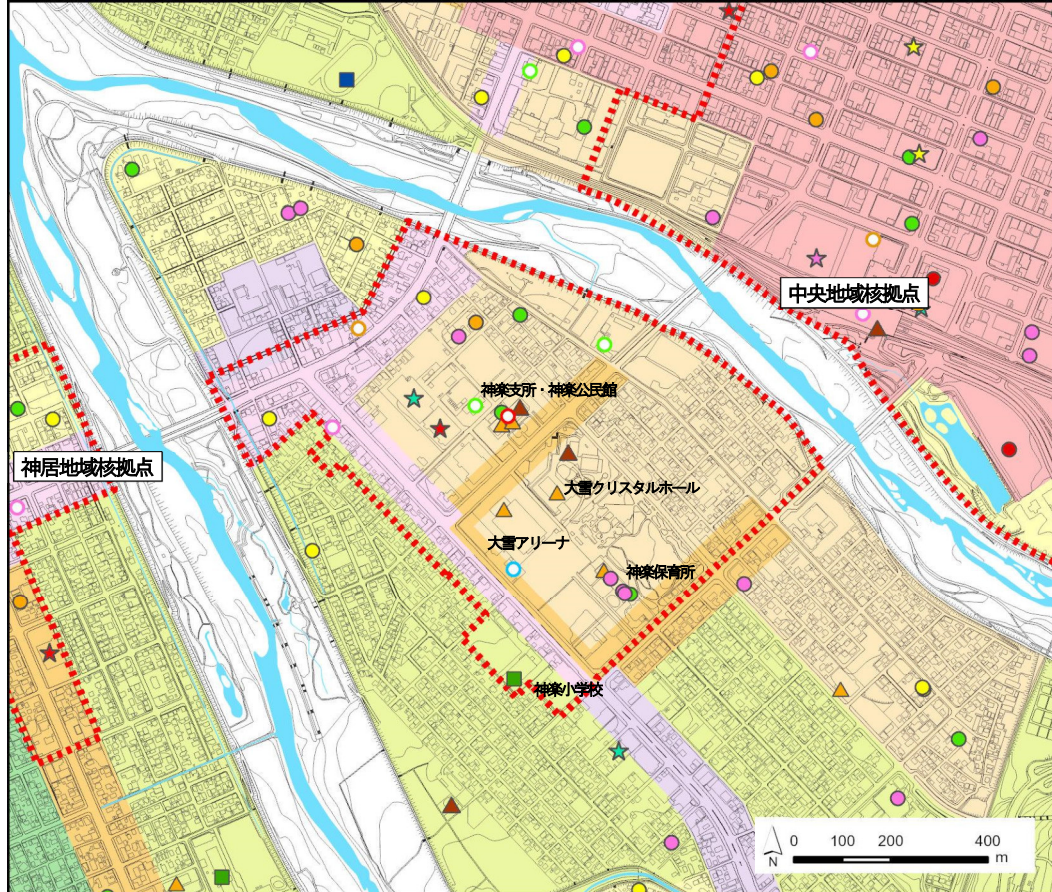
医療機能 ● 病院 ● 診療所 介護福祉機能 ● 高齢者福祉施設 ● 障害者福祉施設	教育機能 ● 小学校 ● 中学校 ● 高等学校 ● 大学・短大 ● その他	商業機能 ★ スーパー ☆ 寄合百貨店 ☆ 専門店 ☆ スーパー・専門店	行政機能 ○ 市の窓口 ○ 道の窓口 ○ 国の窓口 ○ 警察署 ○ 消防署 ▲ 公的集会所施設	金融機能 ○ 郵便局 文化機能 ▲ 文化施設 ● 子育て支援機能 ● 保育所・幼稚園等	用途地域 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第二種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域	■ 準住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域 ■ 地域核拠点
---	---	---	--	--	---	---

- 地域内人口：約 48.4 千人 (R2)
- 路線バス：5 系統・運行 63 本 (3.7 本/h)
- 都市機能
 - ・ 病院 × ・ 診療所 ○ ・ 高齢者福祉施設 △ ・ 障害者福祉施設 ○ ・ 小学校 ○
 - ・ スーパー ○ ・ 市窓口 × ・ 集会所 ○ ・ 郵便局 ○ ・ 図書館 ○ ・ 保育所等 ○
 - (○ : 拠点内にあり × : 拠点周辺になし △ : 拠点に近接)
- 拠点の特徴：都市機能や公共交通が充実しており、周辺住民の生活拠点となっている。
- 拠点の分類：**一般市街地型**

図 東光地域核拠点カルテ

【⑥神楽地域核拠点】

大雪アリーナ付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径500m程度）で、区域の西側と南側は国道237号沿道の近隣商業地域を含む街区、北側は神楽3条通、東側は永隆橋通に囲まれた第2種住居地域・準住居地域を基本とした、神楽支所や神楽公民館等の行政施設、大雪クリスタルホールや大雪アリーナ等の文化施設、神楽小学校、神楽保育所などを含む拠点。



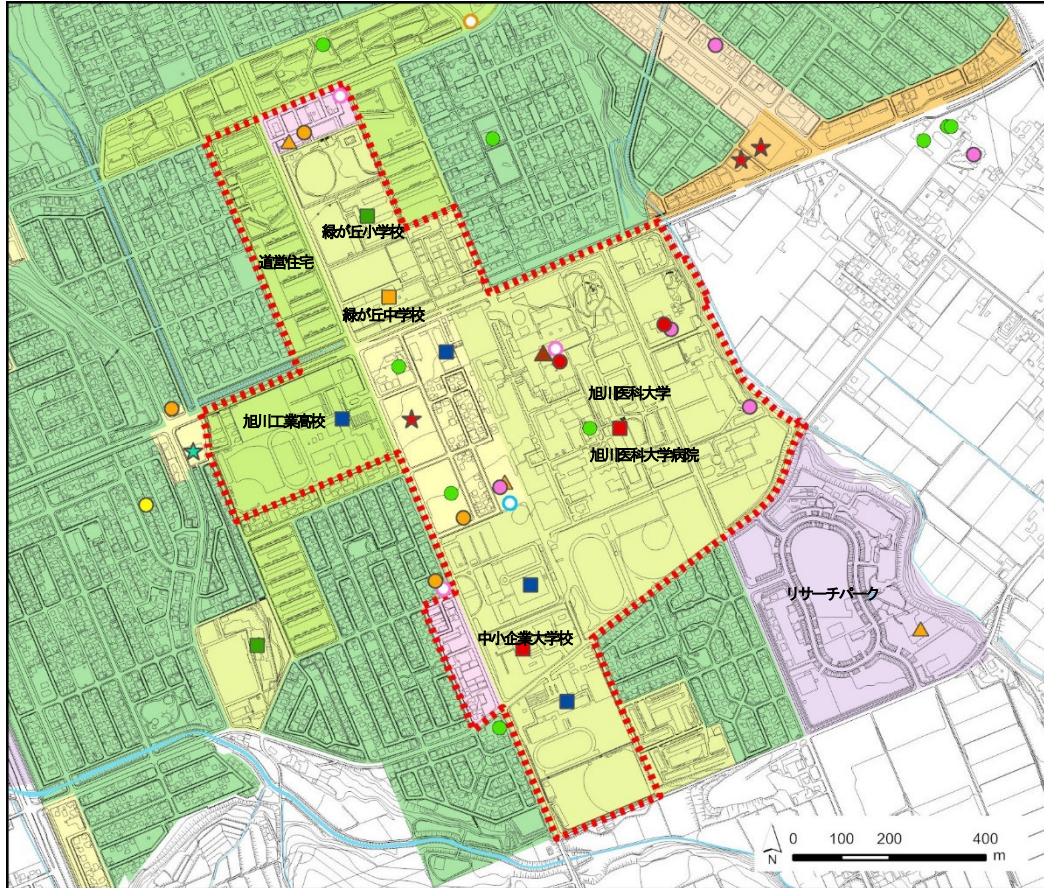
医療機能	教育機能	商業機能	行政機能	金融機能	用途地域	
● 病院	■ 小学校	★ スーパー	○ 市の窓口	○ 郵便局	■ 第一種低層住居専用地域	■ 準住居地域
● 診療所	■ 中学校	★ 寄合百貨店	○ 道の窓口	○ 文化施設	■ 第二種低層住居専用地域	■ 近隣商業地域
■ 介護福祉施設	■ 高等学校	★ 専門店	○ 国の窓口	▲ 文化施設	■ 第一種中高層住居専用地域	■ 商業地域
● 高齢者福祉施設	■ 大学・短大	★ スーパー・専門店	○ 警察署	○ 子育て支援機能	■ 第二種中高層住居専用地域	■ 準工業地域
● 障害者福祉施設	■ その他		○ 消防署	● 保育所・幼稚園等	■ 第一種住居地域	■ 工業地域
			▲ 公的集会施設	■ 第二種住居地域	■ 工業専用地域	■ 地域核拠点

- 地域内人口：約 16.7 千人 (R2)
- 路線バス：19 系統・運行 245 本 (14.4 本/h)
- 都市機能：病院×・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設○・小学校○
 ・スーパー○・市窓口○・集会施設○・郵便局○・図書館○・保育所等○
 (○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：合併以前からの旧市街地で、都市機能や公共交通が充実しており、周辺住民の生活拠点及び地域コミュニティの拠点となっているほか、全市的な文化施設等も集積しており、中心市街地の一端を担っている。
- 拠点の分類：中心市街地

図 神楽地域核拠点カルテ

【⑦緑が丘地域核拠点】

旭川工業高校付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、神楽岡通沿道の近隣商業地域のほか、環状1号線及び神楽岡通沿道の第1種住居地域・第2種中高層住居専用地域を基本とした、旭川医科大学病院や緑が丘小学校、緑が丘中学校、旭川工業高校、旭川医科大学等の教育施設、道営住宅などを含む拠点。



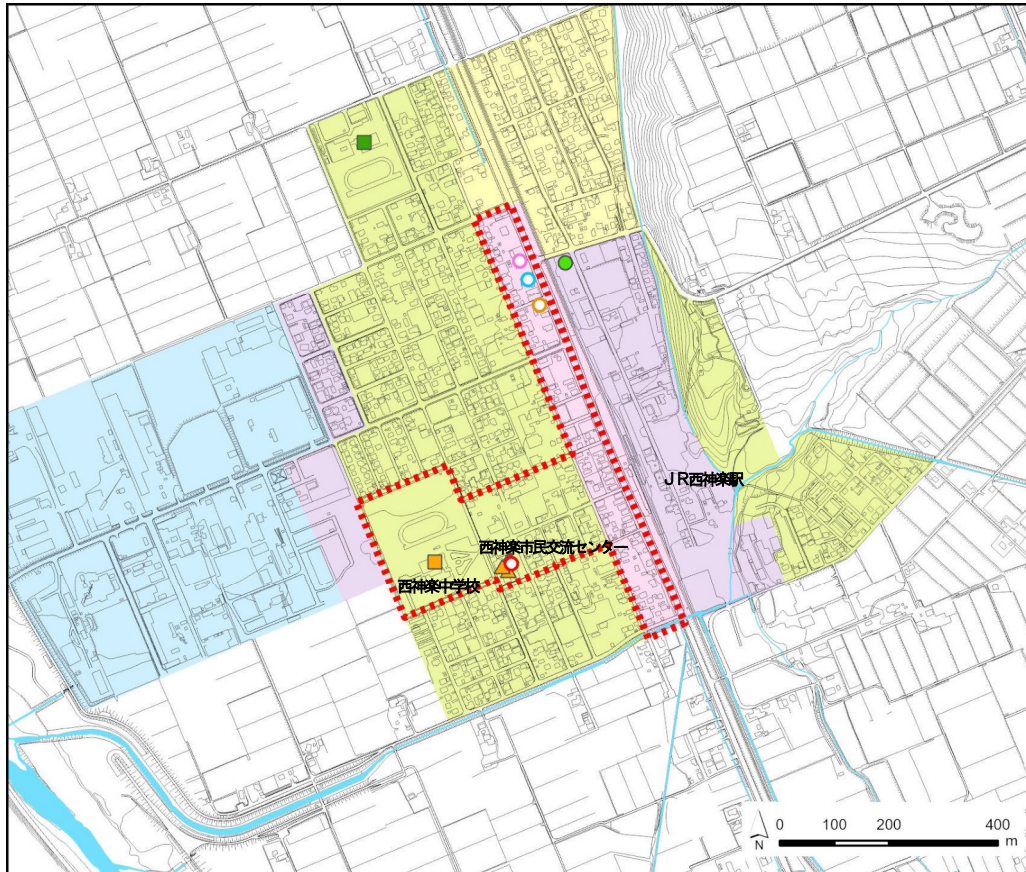
医療機能	教育機能	商業機能	行政機能	金融機能	用途地域	
● 病院	■ 小学校	★ スーパー	○ 市の窓口	○ 郵便局	■ 第一種低層住居専用地域	■ 準住居地域
○ 診療所	■ 中学校	★ 寄合百貨店	○ 道の窓口	○ 文化施設	■ 第二種低層住居専用地域	■ 近隣商業地域
○ 介護福祉施設	■ 高等学校	★ 専門店	○ 園の窓口	▲ 文化施設	■ 第一種中高層住居専用地域	■ 商業地域
○ 高齢者福祉施設	■ 大学・短大	★ スーパー・専門店	○ 警察署	○ 子育て支援機能	■ 第二種中高層住居専用地域	■ 準工業地域
○ 障害者福祉施設	■ その他		○ 消防署	○ 保育所・幼稚園等	■ 第一種住居地域	■ 工業地域
			▲ 公的集会施設	■ 第二種住居地域	■ 工業専用地域	■ 地域核拠点

- 地域内人口：約 19.3 千人 (R2) ■ 路線バス：9 系統・運行 131 本 (7.7 本/h)
- 都市機能
 - 病院 ○ 診療所 ○ 高齢者福祉施設 ○ 障害者福祉施設 × 小学校 ○
 - スーパー ○ 市窓口 × 集会施設 ○ 郵便局 ○ 図書館 ○ 保育所等 ○
 - (○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：都市機能や公共交通が充実しており、周辺住民の生活拠点となっている。また、特定医療病院である医大病院をはじめ、医大や中小企業大学等の高等教育研究施設の立地、さらには、研究・開発業務地であるリサーチパークが隣接するなど広域的な拠点機能も備えている。
- 拠点の分類： 一般市街地型

図 緑が丘地域核拠点カルテ

【⑧西神楽地域核拠点】

JR西神楽駅前を中心とした徒歩圏内（300m程度）で、国道237号沿道の近隣商業地域を基本とし、地域の拠点施設である西神楽支所や西神楽農業構造改善センターのほか、西神楽中学校などを含む拠点。



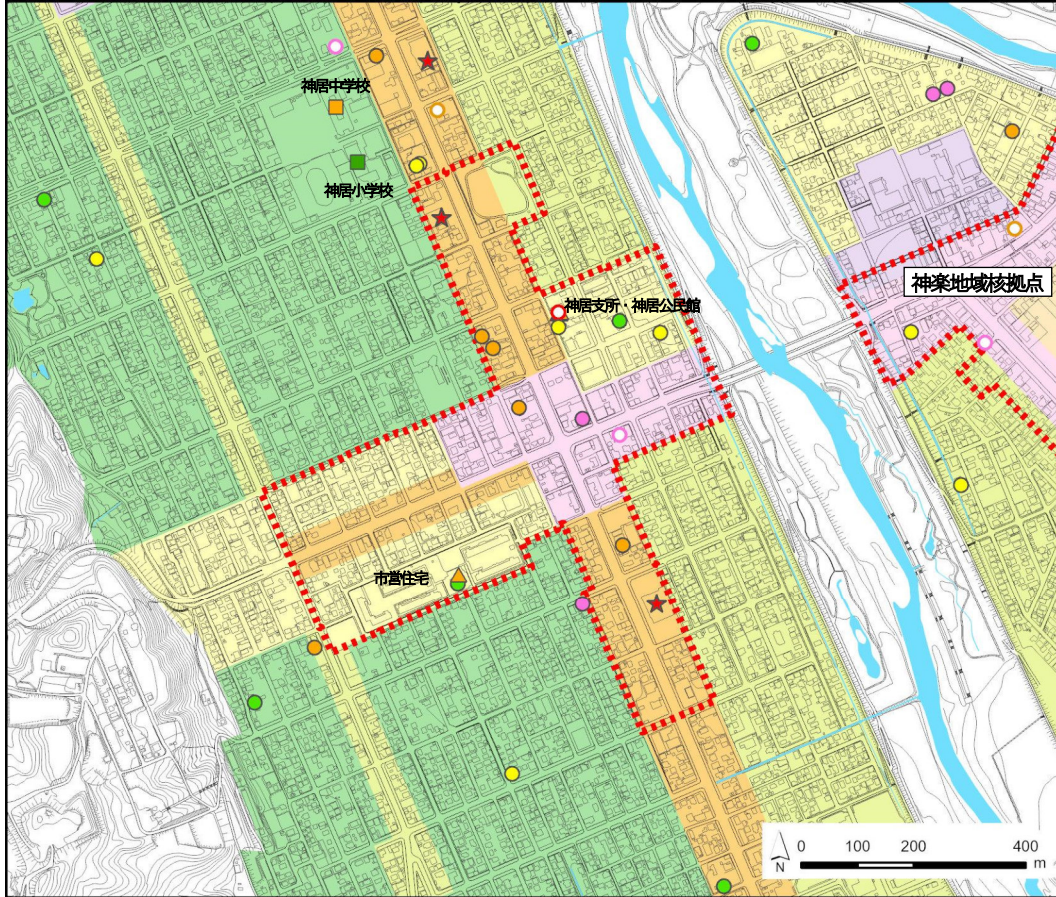
医療機能	教育機能	商業機能	行政機能	金融機能	用途地域	
● 病院	■ 小学校	★ スーパー	○ 市の窓口	○ 郵便局	■ 第一種低層住居専用地域	■ 準住居地域
● 診療所	■ 中学校	★ 寄合百貨店	○ 道の窓口	○ 文化機能	■ 第二種低層住居専用地域	■ 近隣商業地域
○ 高齢者福祉施設	■ 高等学校	★ 専門店	○ 国の窓口	▲ 文化施設	■ 第一種中高層住居専用地域	■ 商業地域
● 障害者福祉施設	■ 大学・短大	★ スーパー・専門店	○ 警察署	○ 子育て支援機能	■ 第二種中高層住居専用地域	■ 準工業地域
	■ その他		○ 消防署	● 保育所・幼稚園等	■ 第一種住居地域	■ 工業地域
			▲ 公的集会所	■ 第二種住居地域	■ 工業専用地域	■ 地域核拠点

- 地域内人口：約 2.8 千人 (R2)
- 路線バス：2 系統・運行 14 本 (0.8 本/h)
- 都市機能
 - ・ 病院 × ・ 診療所 × ・ 高齢者福祉施設 × ・ 障害者福祉施設 × ・ 小学校 △
 - ・ スーパー × ・ 市窓口 ○ ・ 集会施設 ○ ・ 郵便局 ○ ・ 図書館 ○ ・ 保育所等 △
 - (○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：中心市街地から離れており、人口・都市機能とも少ないが、合併以前からの旧市街地で、周辺住民や農村部の地域コミュニティの拠点となっている。
- 拠点の分類： **郊外型**

図 西神楽地域核拠点カルテ

【⑨神居地域核拠点】

神居十字街付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、交差点付近の近隣商業地域、環状1号線沿道の準住居地域、神居旭山通沿道の準住居地域・第1種住居地域を基本とした、神居支所、神居公民館、市営住宅などを含み、神居小学校、神居中学校が隣接する拠点。



医療機能 ● 病院 ○ 診療所 ○ 介護福祉機能 ○ 高齢者福祉施設 ○ 障害者福祉施設	教育機能 ■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 ■ 大学・短大 ■ その他	商業機能 ★ スーパー ★ 寄合百貨店 ★ 専門店 ★ スーパー・専門店	行政機能 ○ 市の窓口 ○ 道の窓口 ○ 国の窓口 ○ 警察署 ○ 消防署 ▲ 公的集会施設	金融機能 ○ 郵便局 ○ 文化機能 ○ 文化施設 ○ 子育て支援機能 ○ 保育所・幼稚園等	用途地域 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第二種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域	■ 準住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域 ■ 地域核拠点
---	--	--	--	--	--	---

地域内人口：約 30.1 千人(R2) ■路線バス：12 系統・運行 163 本 (9.6 本/h)

■都市機能 ・病院×・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設○・小学校△
・スーパー○・市窓口○・集会施設○・郵便局○・図書館○・保育所等○
(○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)

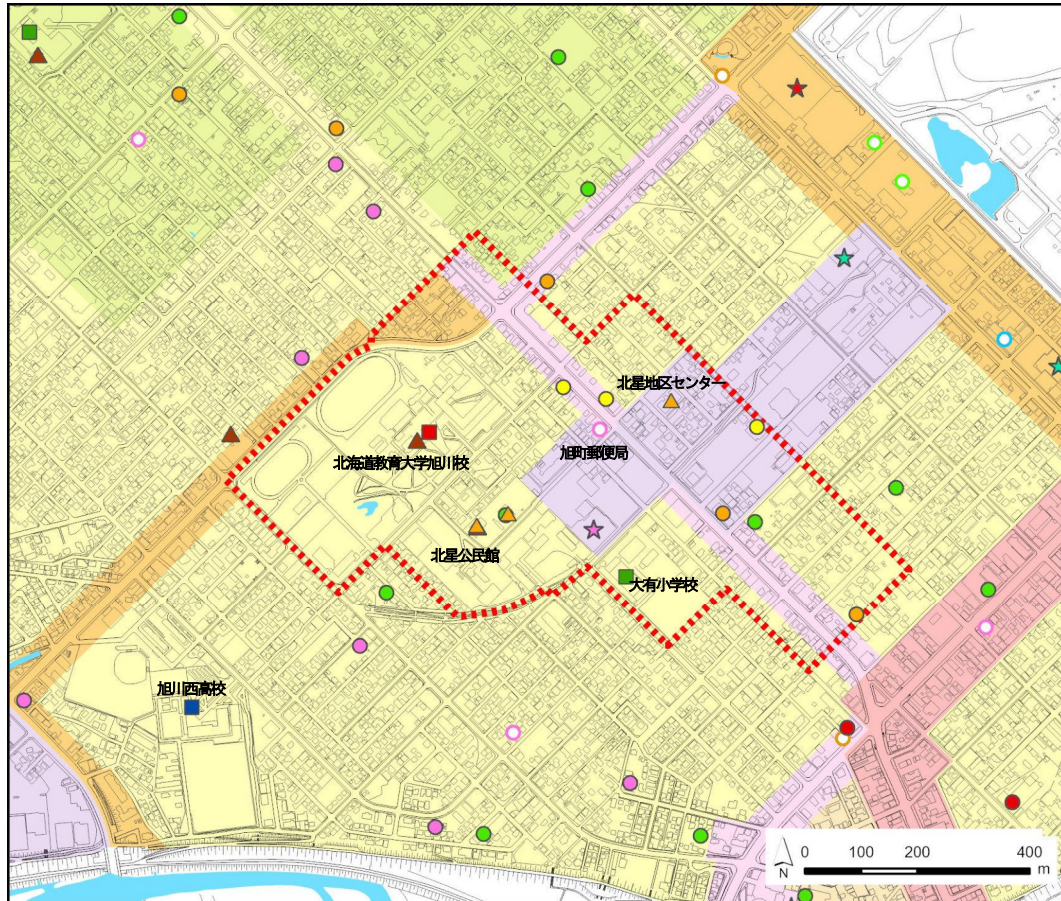
■拠点の特徴：中心市街地から比較的近く、合併以前からの旧市街地で、都市機能や公共交通が充実しており、周辺住民の生活拠点及び地域コミュニティの拠点となっている。

■拠点の分類：**一般市街地型**

図 神居地域核拠点カルテ

【⑩北星地域核拠点】

旭町郵便局前付近を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、旭町通沿道の近隣商業地域、準工業地域、準住居地域を基本とした、北星公民館や北星地区センター、大有小学校、北海道教育大学旭川校などを含み、旭川西高校が隣接する拠点。



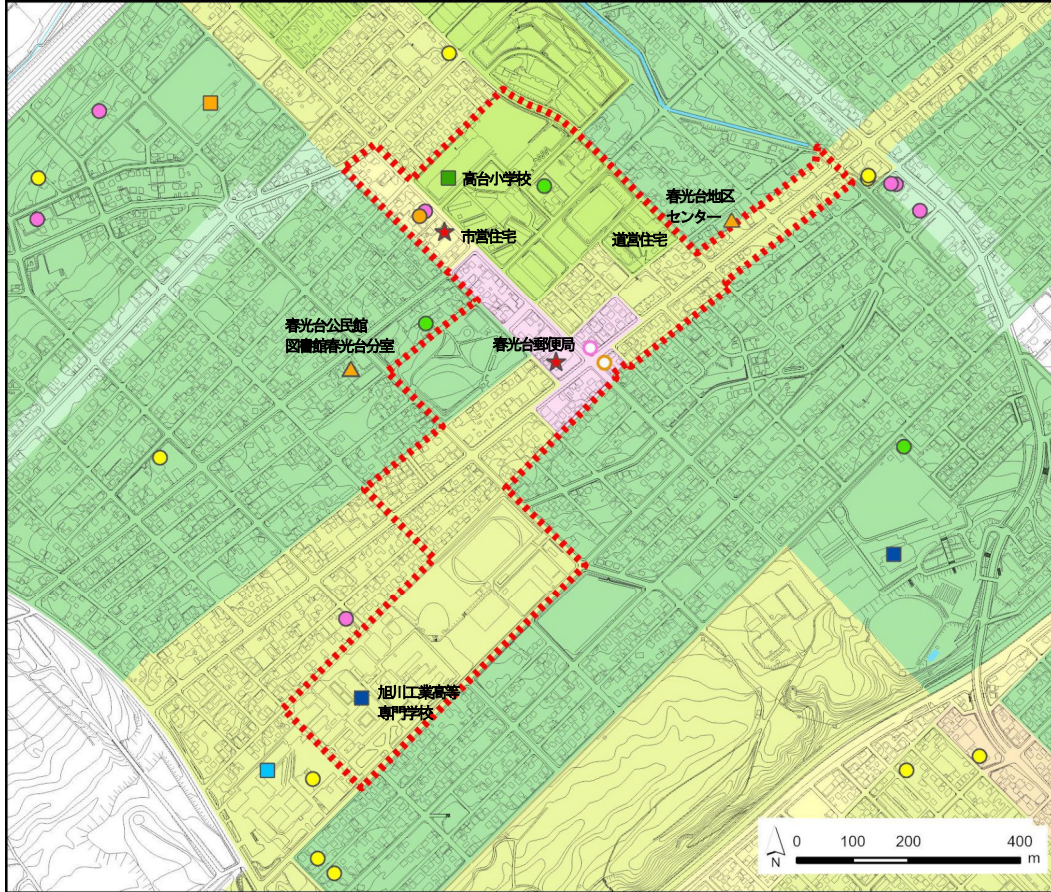
医療機能 ● 病院 ○ 診療所	教育機能 ■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 ■ 大学・短大 ■ その他	商業機能 ★ スーパー ★ 寄合百貨店 ★ 専門店 ★ スーパー・専門店	行政機能 ○ 市の窓口 ○ 道の窓口 ○ 国の窓口 ○ 警察署 ○ 消防署 ▲ 公的集会施設	金融機能 ○ 郵便局 ○ 文化施設 ○ 子育て支援機能 ○ 保育所・幼稚園等	用途地域 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第二種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域	■ 準住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域 ■ 地域核拠点
-----------------------	--	--	--	--	--	---

- 地域内人口：31.1千人(R2) ■ 路線バス：6系統・運行74本(4.4本/h)
- 都市機能 ・病院△・診療所○・高齢者福祉施設△・障害者福祉施設○・小学校○
・スーパー○・市窓口×・集会施設○・郵便局○・図書館○・保育所等○
(○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：中心市街地から比較的近く、都市機能や公共交通が充実しており、周辺住民や高等教育研究機関である教育大学旭川校を利用する人などの生活拠点となっている。
- 拠点の分類： **一般市街地型**

図 北星地域核拠点カルテ

【①春光台・鷹の巣地域核拠点】

春光台郵便局付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、春光高台線と春光台沿道の近隣商業地域、第1種住居地域、第2種中高層住居専用地域を基本とした、春光台地区センターや高台小学校、旭川工業高等専門学校、道営・市営住宅などを含む拠点。



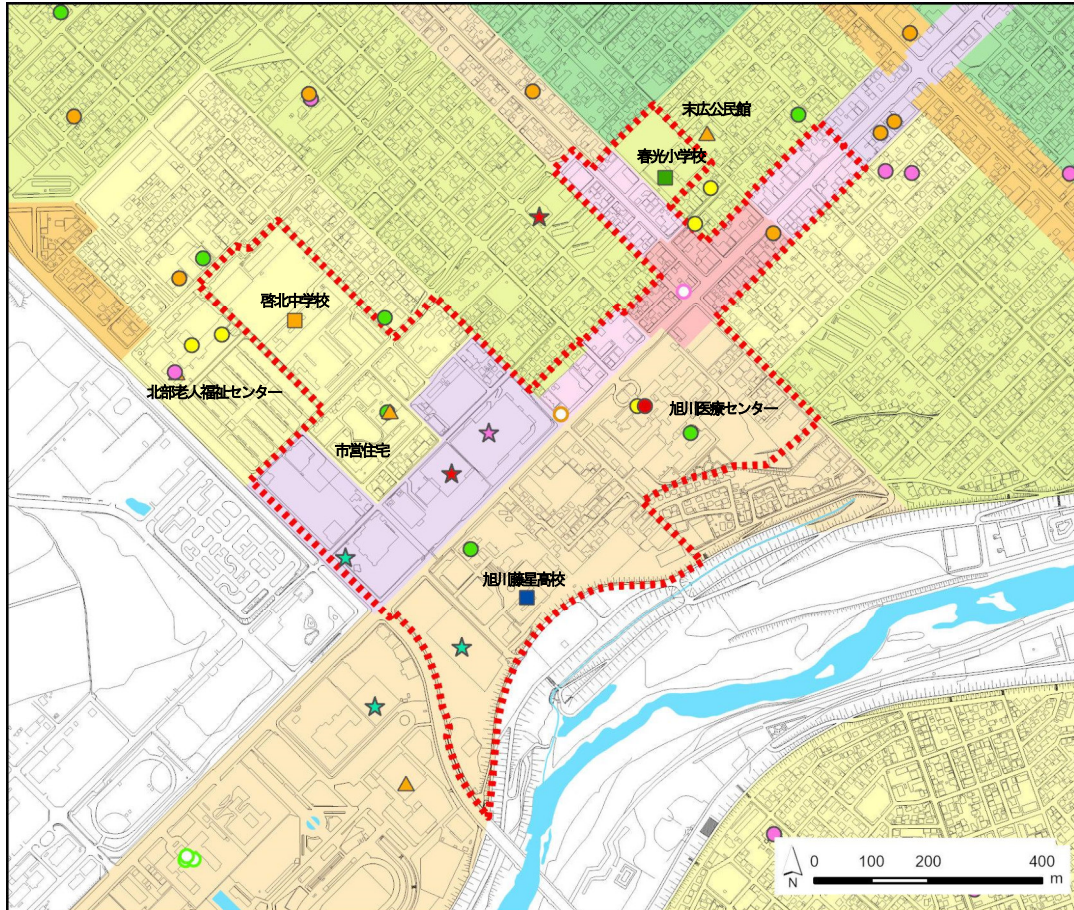
医療機能	教育機能	商業機能	行政機能	金融機能	用途地域	
● 病院	■ 小学校	★ スーパー	○ 市の窓口	○ 郵便局	■ 第一種低層住居専用地域	■ 準住居地域
● 診療所	■ 中学校	★ 寄合百貨店	○ 道の窓口	○ 文化施設	■ 第二種低層住居専用地域	■ 近隣商業地域
■ 介護福祉機能	■ 高等学校	★ 専門店	○ 国の窓口	▲ 文化施設	■ 第一種中高層住居専用地域	■ 商業地域
○ 高齢者福祉施設	■ 大学・短大	★ スーパー・専門店	○ 警察署	○ 子育て支援機能	■ 第二種中高層住居専用地域	■ 準工業地域
○ 障害者福祉施設	■ その他	▲ 公的集会施設	○ 消防署	○ 保育所・幼稚園等	■ 第一種住居地域	■ 工業地域
					■ 第二種住居地域	■ 工業専用地域
						■ 地域核拠点

- 地域内人口：12.3千人(R2) ■ 路線バス：7系統・運行64本(3.8本/h)
- 都市機能 ・病院×・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設△・小学校○
 ・スーパー○・市窓口×・集会施設○・郵便局○・図書館△・保育所等○
 (○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：中心市街地から離れているものの、都市機能や公共交通が整っており、周辺住民や高等教育研究機関である旭川工業高等専門学校を利用する人などの生活拠点となっているほか、隣接する鷹の巣町の生活拠点の一端を担っている。
- 拠点の分類： 一般市街地型

図 春光台・鷹の巣地域核拠点カルテ

【⑫春光・末広地域核拠点】

旭川医療センター前付近を中心とした徒歩圏内（半径 500m 程度）で、国道 40 号沿道の商業地域、近隣商業地域、準工業地域、第 2 種住居地域を基本とした、旭川医療センターや春光小学校、啓北中学校、旭川藤星高校等の教育施設、市営住宅などを含み、末広公民館や北部老人福祉センターが隣接する拠点。



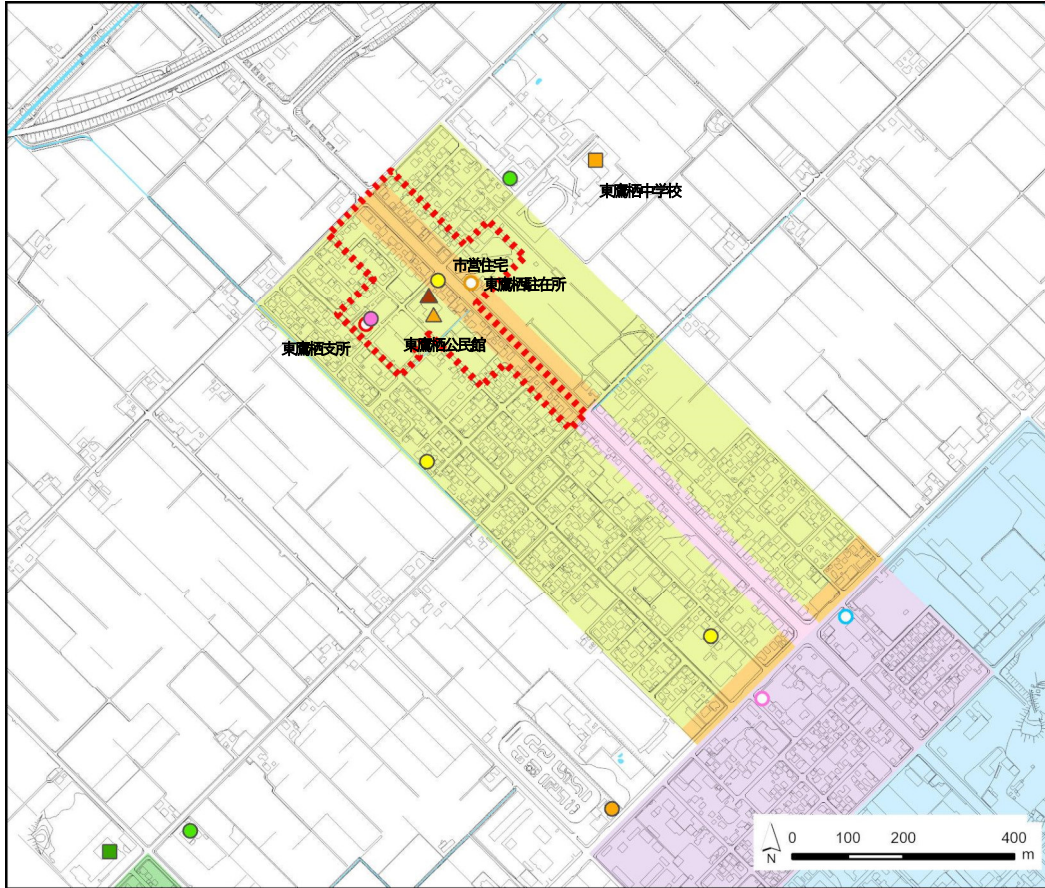
医療機能 ● 病院 ○ 診療所 介護福祉機能 ● 高齢者福祉施設 ○ 障害者福祉施設	教育機能 ● 小学校 ○ 中学校 ● 高等学校 ● 大学・短大 ● その他	商業機能 ★ スーパー ☆ 寄合百貨店 ☆ 専門店 ☆ スーパー・専門店	行政機能 ○ 市の窓口 ○ 道の窓口 ○ 国の窓口 ○ 消防署 ▲ 公的集会施設	金融機能 ○ 郵便局 文化機能 ▲ 文化施設 ● 子育て支援機能 ● 保育所・幼稚園等	用途地域 ● 第一種低層住居専用地域 ● 第二種低層住居専用地域 ● 第一種中高層住居専用地域 ● 第二種中高層住居専用地域 ● 第一種住居地域 ● 第二種住居地域	● 準住居地域 ● 近隣商業地域 ● 商業地域 ● 準工業地域 ● 工業地域 ● 工業専用地域 ● 地域核拠点
---	---	---	--	--	---	---

- 地域内人口：約 43.5 千人 (R2) ■ 路線バス：35 系統・運行 275 本 (16.2 本/h)
- 都市機能
 - 病院 ○ ● 診療所 ○ ● 高齢者福祉施設 △ ● 障害者福祉施設 ○ ● 小学校 ○
 - スーパー ○ ● 市窓口 × ● 集会施設 ○ ● 郵便局 ○ ● 図書館 △ ● 保育所等 ○
 - (○ : 拠点内にあり × : 拠点周辺になし △ : 拠点に近接)
- 拠点の特徴：都市機能が充実しているとともに、公共交通の結節点であることから、周辺住民の生活拠点となっているほか、隣接する東鷹栖地域や比布町の生活拠点の一端を担っている。
- 拠点の分類： **一般市街地型**

図 春光・末広地域核拠点カルテ

【⑬東鷹栖地域核拠点】

東鷹栖駐在所前を中心とした徒歩圏内（300m程度）で、東鷹栖東旭川通沿道の準住居地域を含む街区を基本とした、地域の拠点施設である東鷹栖支所や東鷹栖公民館のほか、市営住宅などを含み、東鷹栖中学校が隣接する拠点。



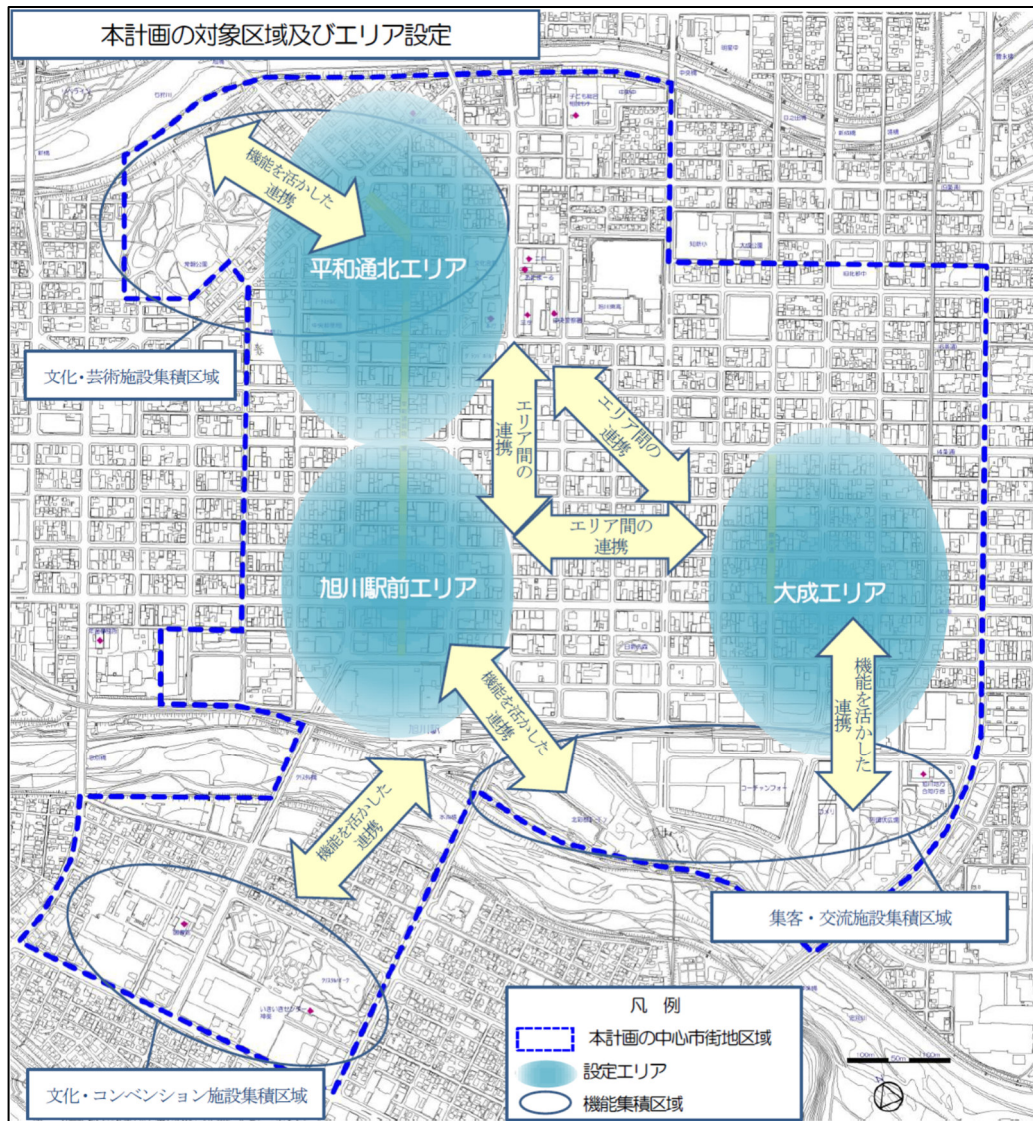
医療機能 ● 病院 ● 診療所	教育機能 ■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校	商業機能 ★ スーパー ☆ 寄合百貨店 ★ 専門店 ★ スーパー・専門店	行政機能 ○ 市の窓口 ○ 道の窓口 ○ 国の窓口 ○ 警察署 ○ 消防署 ▲ 公的集会施設	金融機能 ○ 郵便局 ○ 文化機能 ▲ 文化施設 ○ 子育て支援機能 ● 保育所・幼稚園等	用途地域 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第二種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域	準住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域 ■ 地域核拠点
------------------------------	---	---	---	---	---	--

- 地域内人口：約 5.1 千人 (R2)
- 路線バス：6 系統・運行 25 本 (1.5 本/h)
- 都市機能
 - ・ 病院 × ・ 診療所 × ・ 高齢者福祉施設 ○ ・ 障害者福祉施設 ○ ・ 小学校 ×
 - ・ スーパー × ・ 市窓口 ○ ・ 集会施設 ○ ・ 郵便局 △ ・ 図書館 ○ ・ 保育所等 △
 - (○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：中心市街地から離れており、人口・都市機能とも少ないが、合併以前からの旧市街地で、周辺住民や農村部の地域コミュニティの拠点となっている。
- 拠点の分類： 郊外型

図 東鷹栖地域核拠点カルテ

■ 高次な都市機能が集積する魅力ある広域拠点の形成

中心市街地においては、市内外から多くの人が集まり、恒常的な賑わいを創出できるよう、これまで重点的に整備を進めてきた都市基盤や都市機能、交通結節機能等の有効活用を図るとともに、市全体及び周辺市町村を利用圏とする高次な都市機能（大規模商業施設や中核的な病院、文化・交流施設、行政機関等）の維持・集積を誘導し、北北海道の広域拠点にふさわしい、魅力ある都市空間の形成を目指します。



(出典：旭川市中心市街地活性化基本計画 (R5. 3))

図 旭川市中心市街地活性化基本計画の対象区域図

[旭川市中心市街地活性化基本計画]

これまで整備した基盤を最大限活用するとともに、地域や商店街、事業者、行政等が将来の中心市街地のイメージを共有しながら、商業機能の充実やまちなか居住の推進、観光振興など、人の流れを生み出すための取組（動機付け）を考え、実行していくための計画。

[2] 居住に関する方針

■ 利便性の高い都市の骨格となる居住地の形成

地域核拠点とその周辺及び主要幹線・幹線道路網を中心とする基幹的な公共交通網沿道及び基幹的な道路網沿道など利便性の高いエリアにおいては、既に備わっている都市機能（基幹的な病院や高校・大学）や公共交通等を今後も効率的かつ持続的に活用していくため、集合住宅の立地や一定規模以上の宅地開発等の誘導を促進し、一定の人口を確保することにより、都市の骨格となる人口密度の高い居住地の形成を目指します。

特に中心市街地においては、医療施設や文化施設等が集積している特性を生かしながら、土地の高度利用を図るため、中高層の多世代交流型集合住宅やサービス付高齢者住宅等の立地誘導をはじめとした「まちなか居住」を促進します。

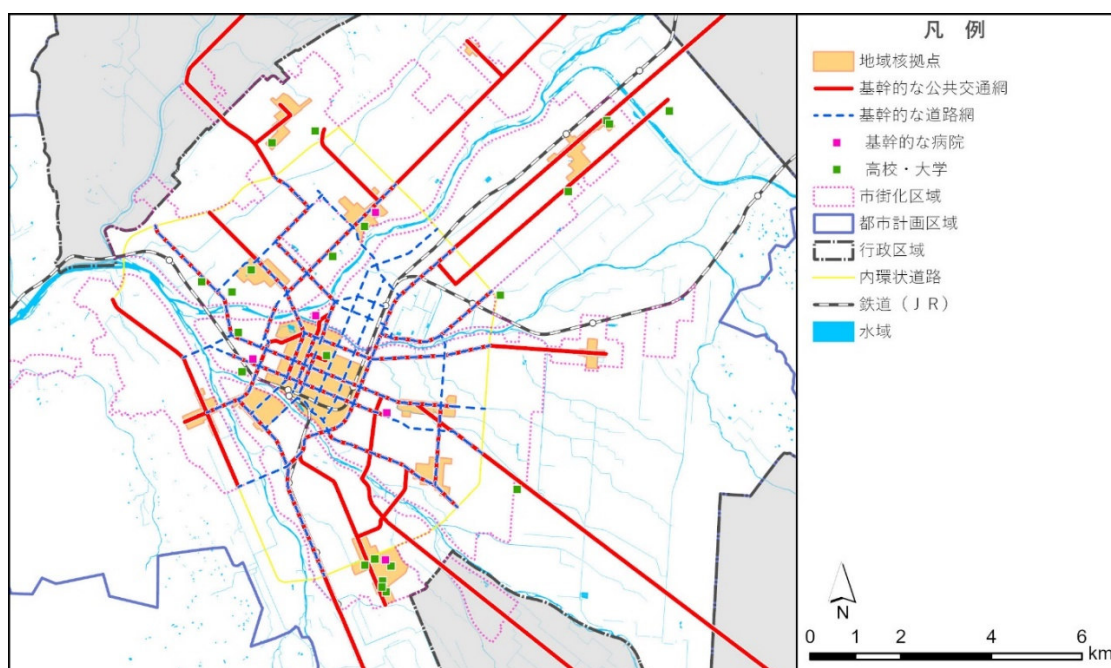


図 居住誘導を図る上での基幹的な公共交通網・基幹的な道路網

[居住誘導を図る上での基幹的な公共交通網]

都市計画マスタープランで示す主要幹線・幹線道路網のうち、①地域核拠点や周辺市町村を結ぶバス路線、②高校や大学、基幹的な病院に通じるバス路線、③幅員が一定程度（片側2車線）かつ運行便数が多い主要なバス路線など、道路整備の状況や公共交通の利用動向等を踏まえ、コンパクトなまちづくりに向けた居住誘導を図る上で、将来にわたり交通利便性等の確保を目指すべき公共交通網。

[居住誘導を図る上での基幹的な道路網]

内環状道路内側の幅員が一定程度（片側2車線）確保又は計画されている道路など、道路整備の状況等を踏まえ、コンパクトなまちづくりに向けた居住誘導を図る上で、将来にわたり交通利便性等の確保を目指すべき道路交通網。

[基幹的な病院]

中核的な病院（北海道医療計画において二次救急医療機関に定められた病院）のうち、病院群輪番制実施医療機関に指定されている JA 北海道厚生連旭川厚生病院、旭川赤十字病院、独立行政法人国立病院機構旭川医療センター、市立旭川病院、旭川医科大学病院。

■ 安全性や快適性の高いゆとりある住環境の確保

崖崩れや地滑り、河川の氾濫による浸水などの災害による被害が特に大きいと想定される区域や工業・流通を主体とするエリアにおいては、住民の安全性や快適性を確保するため、長期的な視点に立ち、都市の骨格となる居住地への誘導を図るとともに、内環状道路の外側に広がる低層居住エリア等においては、これまでどおりの快適な暮らしや地域コミュニティを維持できるよう、ゆとりある良好な住環境の確保を目指します。

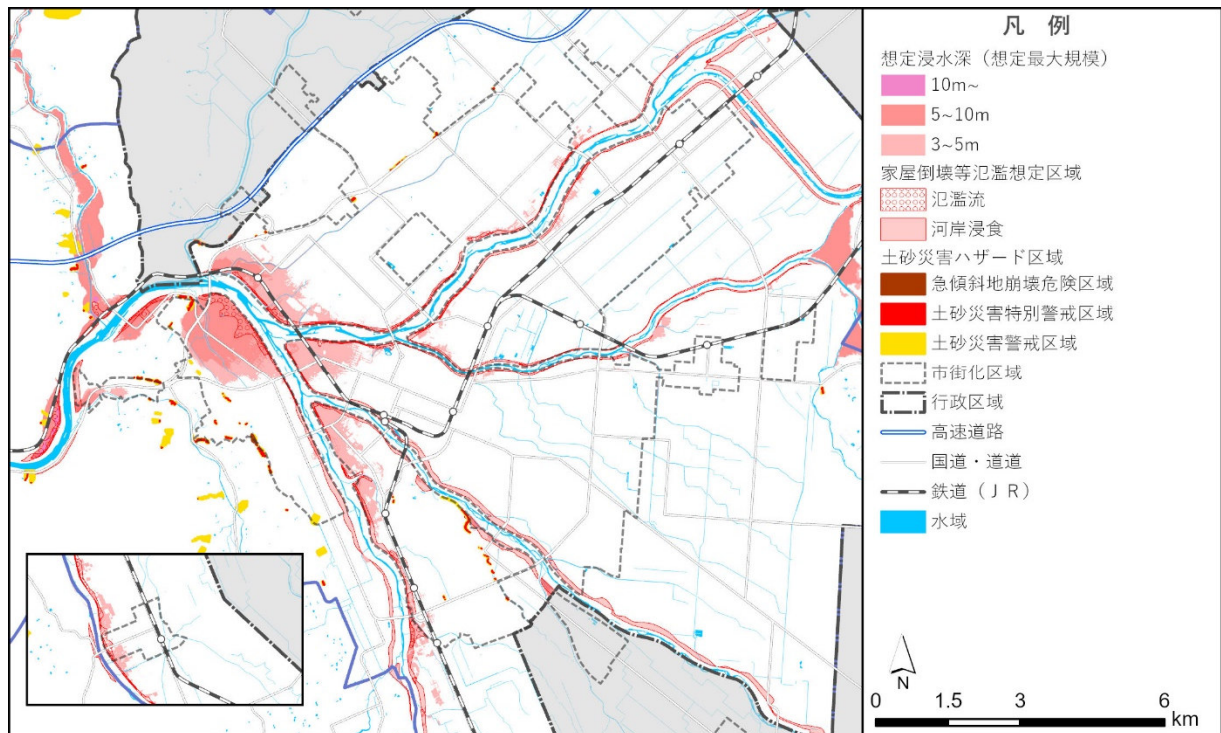


図 災害による被害が特に大きいと想定される区域

[災害による被害が特に大きいと想定される区域]

市内各所に指定されている浸水想定区域や土砂災害警戒区域など災害発生のおそれのある区域においては、旭川市地域防災計画に基づき、避難体制の周知や災害防止工事の促進など、様々な水害対策・土砂災害対策を実施し、災害時における居住地等の安全性の確保に努めることとしているが、おおむね1000年に一度発生するような大雨による洪水時における浸水想定区域（3m以上）、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域については、より高い安全性が求められるため、災害による被害が大きいと想定される区域に位置付ける。

[3] 公共交通等との連携

■ 拠点や居住地の形成と連携のとれた交通軸の構築

コンパクトなまちづくりに向けた都市機能や居住の誘導を実現していくためには、都市機能が充実している中心市街地や高校・大学、広域での利用が求められる基幹的な病院などと各地域核拠点や周辺自治体とを結び、サービスレベルの高い公共交通ネットワークの形成が必要不可欠となることから、市街地の大半をカバーしているバス路線を中心とした公共交通について、旭川市地域公共交通計画における取組と連携を図りながら、利便性が高く、持続可能な交通軸の構築を目指します。

また、地域核拠点やその周辺等においては、日常生活に必要な都市機能の維持に合わせ、身近な生活圏において、高齢者や障害者など誰もが徒歩や自転車、公共交通等により安心快適に歩いて暮らせるよう、地域の実情に合った交通手段の確保に努めるとともに、必要な道路や歩行空間の整備、駐輪場の確保、待合環境の改善等を行い、交通結節機能の充実を図ります。

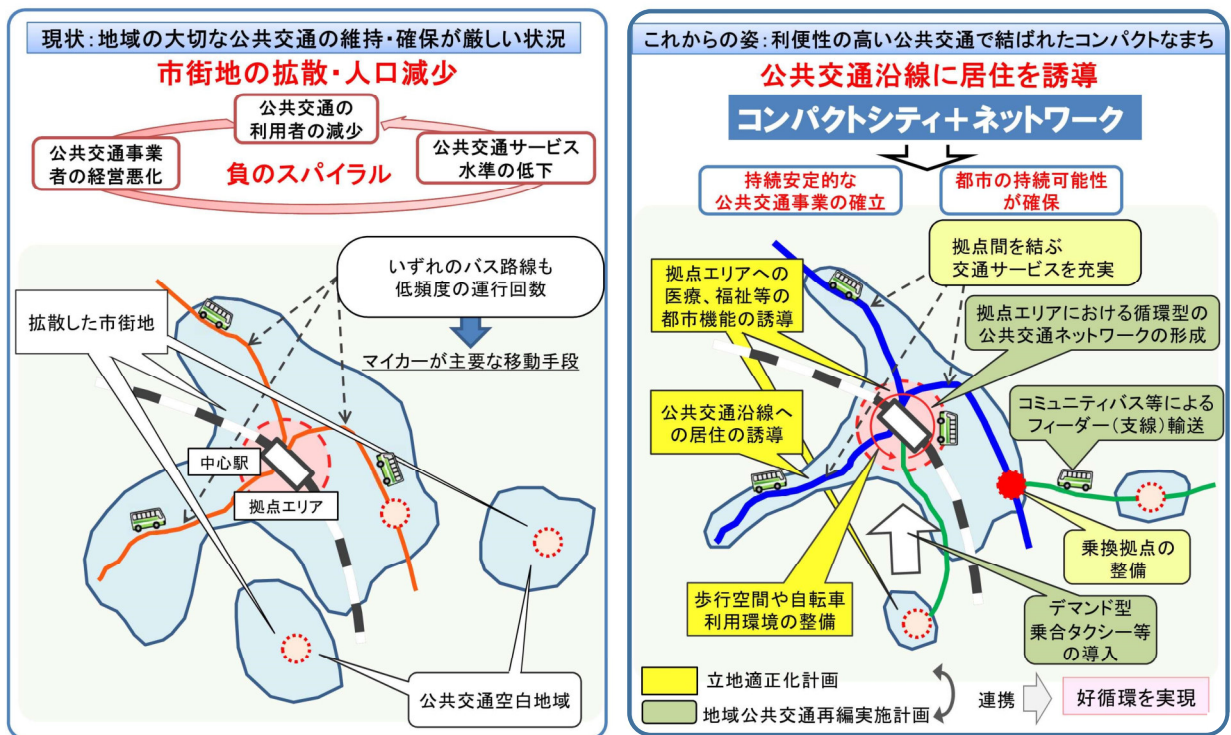


図 地域公共交通施策との連携（国土交通省立地適正化計画の手引きより）

[旭川市地域公共交通計画]

市と事業者が適切に役割を分担しながら、まちづくりの方向性と整合性を図りつつ、旭川市都市計画マスタープランや立地適正化計画と連携しながら、公共交通ネットワークの効率化を図ることにより、今後も持続可能でより市民ニーズに合致するとともに、観光などの広域的な視点を考慮した公共交通網の形成を目指す計画。

4-3. 旭川圏都市計画の広域連携

[1] 広域連携の考え方

旭川圏都市計画区域は、旭川市、鷹栖町及び東神楽町の1市2町で構成し、通勤、通学、買物などの日常生活圏等を共にする一体の都市として、総合的なまちづくりを進めていますが、圏域内においても人口減少や少子高齢化は今後も進行すると予想され、地域経済の低迷や地域コミュニティの衰退などにより、健全な都市運営が困難になると懸念されています。

そのため、これまでに広域的な観点から整備や開発等を進めてきた土地利用や交通施設等の特性を生かしつつ、各市町が持つ都市機能や公共交通網などの機能分担を図り、相互に補完し合いながら、持続可能な都市運営に向け広域連携を強化していく必要があります。



図 旭川圏都市計画区域

[2] 中核都市としての役割

圏域内の中核都市としての役割を担う本市においては、特に中心市街地の活性化を図ることが、圏域全体の魅力向上や経済活動の発展につながると考えられることから、中心市街地を広域拠点と位置付け、高次都市機能（大規模商業施設や中核的な病院、文化・交流施設など）の維持・集積とともに、各種都市機能が集積している特性を生かし、両町の日常生活に必要な機能を補完するためにも、病院や複合商業施設（買い回り品）等の都市機能の維持を図っていきます。

また、これら都市機能の利用のほか、通勤や通学などにおいても、圏域内での結びつきが特に強いことから、両町と本市の各拠点や都市の骨格となる居住地を結ぶサービスレベルの高い公共交通ネットワークを形成することで、広域連携が図られた持続可能でコンパクトなまちづくりを進めていきます。

5 誘導区域及び誘導施設等の設定

5-1. 都市機能誘導区域の設定

[1] 都市機能誘導区域設定の考え方

利便性や賑わいが確保された持続的な都市運営を図っていくためには、地域の特性に応じて分類された中心市街地や地域核拠点の役割、目指すべき姿を踏まえ、医療・福祉・商業等といった日常生活を支える都市機能の維持・集積を図っていく必要があります。

その中でも、特に多様な都市機能や交通結節機能が集積している中心市街地の活性化を図っていくことが、本市全体の都市活力の向上に寄与すると考えられることから、中心市街地を「都市機能誘導区域」に設定することとし、高次都市機能を中心に必要な機能やサービスの維持・集積を誘導していくこととします。

拠点の分類	中心市街地	地域核拠点 (一般市街地型)	地域核拠点 (郊外型)
拠点の役割	多様な都市機能や交通結節機能の集積を生かした「中心拠点」及び北北海道の「広域拠点」	生活利便施設や公共交通の集積を生かした周辺市街地等の「生活拠点」	合併以前からの旧市街地や周辺農村部等の「地域コミュニティ拠点」
目指すべき姿	日常生活に必要な都市機能のほか、高度な土地利用を図るべき中心部にふさわしい高次都市機能や中高層集合住宅等の維持・集積を図るエリア	病院や複合商業施設、福祉施設等を中心に、日常生活に必要な都市機能の維持及び公共交通網の確保を図るエリア	支所や公民館などを中心に、地域活動に欠かせない都市機能の維持及び他の地域核拠点等との移動手段の確保を図るエリア
該当範囲	「中央地域核拠点」 「神楽地域核拠点」 ※旭川市中心市街地活性化基本計画の対象区域を網羅した範囲	「永山地域核拠点」 「豊岡地域核拠点」 「東光地域核拠点」 「東旭川地域核拠点」 「緑が丘地域核拠点」 「神居地域核拠点」 「北星地域核拠点」 「春光台・鷹の巣地域核拠点」 「春光・末広地域核拠点」	「西神楽地域核拠点」 「東鷹栖地域核拠点」 ※地区人口も少なく、一般市街地との距離が離れている拠点
区域設定	都市機能誘導区域	—	—

[2] 都市機能誘導区域

設定の考え方に基づき、都市機能誘導区域は下図のとおりとします。

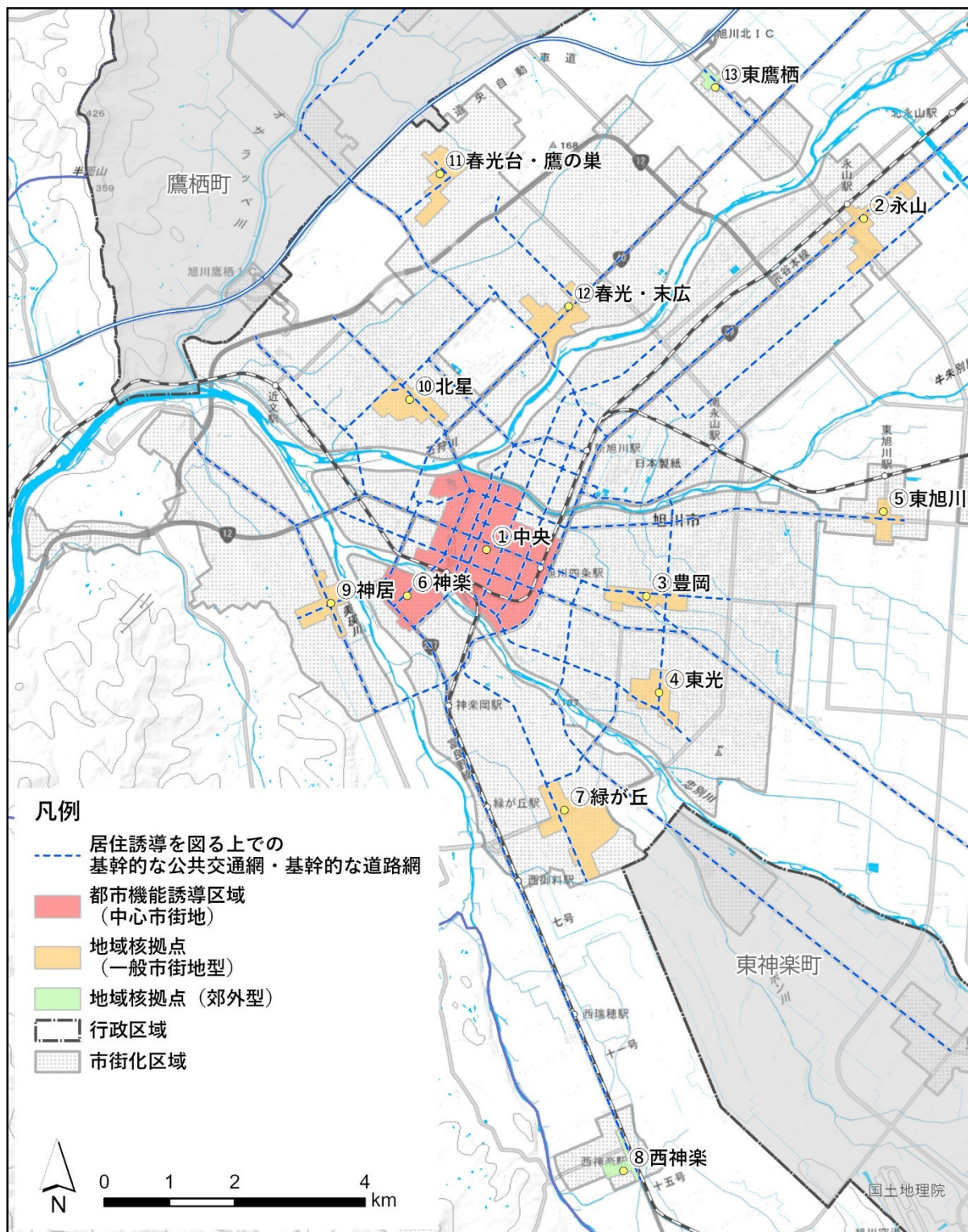


図 都市機能誘導区域

表 都市機能誘導区域の面積等

区域面積	約 386ha
対市街化区域面積割合	4.9%

5-2. 居住誘導区域の設定

[1] 居住誘導区域設定の考え方

本市においては、2環状8放射道路を骨格とし、内環状道路の内側には中層居住エリア、外側には低層居住エリアを配置し、まとまりのある居住地を形成していますが、今後の急激な人口減少や少子高齢化に向けては、都市の骨格となるエリアへ居住の誘導を図り、人口規模に見合ったよりコンパクトな都市空間を形成していく必要があります。

そのため、都市機能の誘導を図っていくべき中心市街地や地域核拠点とその周辺、居住誘導を図る上での基幹的な公共交通網沿道などの徒歩圏を中心に、「居住誘導区域」を設定することとし、人口密度の高い居住地の形成を図るため、集合住宅の立地や一定規模以上の宅地開発を誘導していくこととします。

なお、居住誘導区域に含まれない既存の良好な住宅市街地においては、これまでどおりの地域コミュニティや暮らしやすさを確保できるよう「一般居住区域」と位置付け、戸建て住宅を中心とした、ゆとりある住環境の維持を図っていきます。

区域範囲	中心市街地及び地域核拠点	中心市街地及び地域核拠点周辺（拠点等周辺）	居住誘導を図る上での基幹的な公共交通網等沿道	市街化区域内の左記以外の良好な住宅市街地
目指すべき姿	地域核拠点等にある都市機能や公共交通網の維持・集積を図るとともに、それらの効率的・持続的な活用に向け、集合住宅等の誘導を図るエリア	地域核拠点等にある都市機能の効率的・持続的な活用に向け、集合住宅等の誘導を図るエリア	公共交通網の効率的・持続的な活用に向け、集合住宅等の誘導を図るエリア	これまでどおりの地域コミュニティ等の確保に向け、戸建て住宅を中心としたゆとりある住環境の維持を図るエリア
区域設定	居住誘導区域			一般居住区域

[徒歩圏]

本計画における地域核拠点や居住誘導区域の範囲設定に当たっては「徒歩圏」という考え方を一定の基準としており、その目安として「地域公共交通計画」及び「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省）においても示されている、次の数値を原則として採用する。

一般的な徒歩圏：800mの範囲・鉄道駅の徒歩圏：500mの範囲・バス停の徒歩圏：300mの範囲

[2] 居住誘導区域の設定条件

居住の誘導方針及び居住誘導区域設定の考え方に基づき、区域の設定条件を次のとおりとします。
なお、区域境界は次の設定条件を基本としますが、区域が明確になるよう必要に応じて道路中心線、用途地域界又は地形地物界から設定します。

① 居住誘導区域に含める範囲（適合要件）

- ◇ 中心市街地及び地域核拠点
- ◇ 中心市街地及び地域核拠点の徒歩圏
 - ⇒原則として、拠点の中心から約 800m以内又は拠点区域界から約 300m以内の範囲
(小規模な市街地にある拠点は、中心から約 300m以内の範囲)
- ◇ 居住誘導を図る上での基幹的な公共交通網等沿道の徒歩圏
 - ⇒原則として、沿道から約 300m以内の範囲
 - ⇒鉄道駅から約 500m以内の範囲
(小規模な市街地にある拠点内の鉄道駅からは約 300m以内)
- ◇ その他
 - ⇒これらの条件により周辺を居住誘導区域に囲まれた狭小な範囲

② 居住誘導区域に含めない範囲（除外要件）

- ◇ 市街化調整区域
- ◇ 引き続き工業・流通を主体とするエリア
 - ⇒工業専用地域
 - ⇒住宅の建設が制限されている地区計画区域
 - ⇒工業地域、準工業地域のうち、主として工業・流通業務がまとまっているエリア
- ◇ 災害による被害が大きいと想定される区域
 - ⇒土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域
 - ⇒おおむね 1000 年に一度発生するような大雨における浸水想定区域(浸水深 3 m以上)
ただし、浸水深 5 m 未満かつ避難受入可能な施設から約 800m 以内の範囲は除く。
- ◇ ゆとりある良好な住宅市街地の形成を図るエリア
 - ⇒第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域
 - ただし、都市機能を考慮し地域核拠点に指定されたエリアは除く。
 - ⇒戸建て住宅の立地を主体とする地区計画区域
- ◇ その他
 - ⇒総合公園や運動公園、墓地など比較的大規模な公園・緑地等

[3] 居住誘導区域の設定

設定の考え方や設定条件に基づき、居住誘導区域は下図のとおりとします。

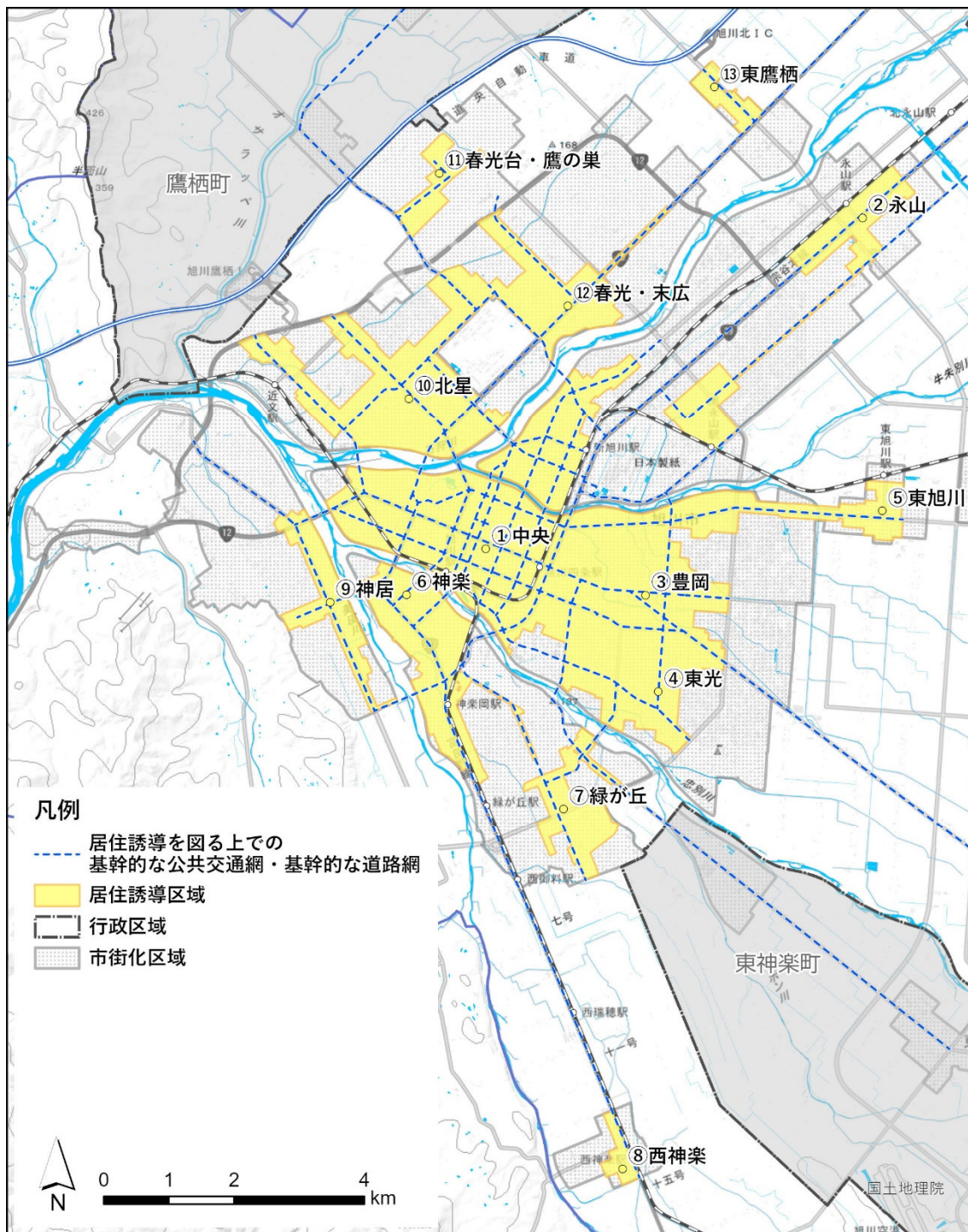


図 居住誘導区域

表 居住誘導区域の面積及び人口等

区域面積	約 3,120ha
区域内人口	約 140 千人
区域内人口密度	44.7 人/ha
対市街化区域面積割合	39.2%
対市街化区域人口割合	43.9%

注：居住誘導区域の面積は GIS による求積値
人口は区域に重なる 500mメッシュの面積割合から按分算出

5-3. 誘導施設の設定

[1] 誘導施設設定の考え方

都市機能誘導区域である中心市街地においては、北北海道の広域拠点にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図るため、広域的な利用が求められる高次都市機能を中心とした誘導施設の設定を行うこととし、それら施設の維持・集積を誘導していきます。

また、中心市街地や地域核拠点を含む居住誘導区域においては、住み慣れた身近な生活圏で、安心・快適な暮らしを続けられるよう、居住機能の誘導を図るとともに、地域の実情や施設の持つ役割を踏まえ、日常生活に必要な都市機能の維持を図っていくこととします。

[2] 誘導施設の設定

都市機能誘導区域における誘導施設の設定に当たっては、都市の居住者等の共同の福祉や利便のために必要となる高次都市機能のうち、特に多くの人が集まりやすく、恒常的な賑わい創出が期待できる、次の施設を設定することとします。

また、誘導施設の維持・集積に当たっては、中心市街地活性化基本計画に示す設定エリアや機能集積区域ごとの目指す方向等と連携を図ります。

誘導施設
◇ 市役所
◇ 中核的な病院 ※北海道医療計画にて二次救急医療機関に定められる病院 (都市計画施設として定められた学校を含む病院及び内科・外科を有しない病院を除く。)
◇ 大型複合商業施設 ※その用途に供する部分の延床面積が10,000㎡以上のものに限る。
◇ コンベンション施設・大規模ホール施設 ※多くの集客交流が見込まれる展示会や会議などを行うことを主要な用途とするホールや会議室などを有する施設
◇ 多世代交流型複合施設 ※子育て支援機能や介護福祉機能、医療機能等の「[3] 都市機能等の配置の方針」の表に示す機能(その他を除く。)を組み合わせた上で、多世代が交流できるコミュニティスペースを設けた施設

[3] 都市機能等の配置の方針

都市機能誘導区域における誘導施設の設定に加え、地域の実情や施設の持つ役割を踏まえ、日常生活等に必要都市機能の維持を図っていくため、区域分類に応じた居住や都市機能の配置の方針を次のとおり整理します。

種別	施設	施設の配置方針	居住誘導区域				一般居住区域
			都市機能誘導区域 【中心市街地】	地域核拠点 【一般市街地型】	地域核拠点 【郊外型】	基幹的公共交通網等 沿道・拠点等周辺	
居住機能	一定規模の住宅開発等・集合住宅（低層）	公共交通の効率的な利用とともに、将来の居住の柱となる区域	○	○	□	○	
	集合住宅（中高層）	公共交通の効率的な利用とともに、将来の居住の柱となる区域	◎	○			
行政機能	市役所	重要な交通結節点があり、賑わい創出が期待できる区域	◎				
	市役所支所・まちづくりセンター	市民が利用しやすく、賑わい創出が期待できる区域	○	○	○		
	公民館・地区センター等	市民が利用しやすく、賑わい創出が期待できる区域	○	○	○		
介護福祉機能	老人福祉センター等	地域の高齢者等が容易に利用できる区域	○	○			
	高齢者福祉施設等（通所施設）	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
	障害者福祉施設等（通所施設）	障害者が容易に利用できるよう、市内全域	○	○	○	*	*
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者等が容易に移動できる区域	○	○	□	○	
子育て支援機能	保育所・幼稚園・認定こども園	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
	児童センター・子育て支援センター	市民が利用しやすい区域	○	○	○		
医療機能	診療所	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
	病院	地域の高齢者等が容易に通院できる区域	○	○		□	
	中核的な病院	高齢者等が公共交通を利用し容易に通院できる区域	◎	○		*	

◎、○、□ は配置が望ましい施設（◎←○←□の順で優先）を示し、*は地域の実情に応じて維持が必要となる施設を示す。
◎ は誘導施設を示す。

種別	施設	施設の配置方針	居住誘導区域				一般居住区域
			都市機能誘導区域 【中心市街地】	地域核拠点 【一般市街地型】	地域核拠点 【郊外型】	基幹的公共交通網等 沿道・拠点等周辺	
商業機能	食料品等 (日用品)	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
	複合商業施設 (買い回り品)	地域の賑わい創出が期待できる区域	○	○			
	大型複合商業施設 (延床面積 10,000 m ² 以上)	広域的な利用による賑わい創出が期待できる区域	◎				
金融機能	郵便局・銀行	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
教育機能	小学校・中学校	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
	高等学校	公共交通を利用し容易に利用できる区域	○	○		□	
	大学・専修学校等	公共交通を利用し容易に利用でき、賑わい創出が期待できる区域	○	○			
文化機能	図書館 (分館含む)	市民が利用しやすく、賑わい創出が期待できる区域	○	○	○		
	美術館・博物館	広域的な利用による賑わい創出が期待できる区域	○				
	コンベンション施設 ・大規模ホール施設	広域的な利用による賑わい創出が期待できる区域	◎				
多世代交流型複合施設		賑わい創出が期待できる区域	◎	○			
その他	オフィス	賑わい創出が期待できる区域	◎	○			
	ホテル・旅館	賑わい創出が期待できる区域	◎	○			

◎、○、□ は配置が望ましい施設 (◎←○←□の順で優先) を示し、*は地域の実情に応じて維持が必要となる施設を示す。
 ◎は誘導施設を示す。

6 防災指針

6-1. 防災指針の概要

[1] 背景・目的

「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現に向け、2014（平成26）年に都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画制度」が創設されました。

本市としては、この制度に基づき、2018（平成30）年に「旭川市立地適正化計画」を作成したところであり、災害による被害が大きいと想定される区域は居住誘導区域に含めない範囲とするなど、災害への対応を考慮した計画としていました。

その後、近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、災害リスクを勘案した防災まちづくりを推進するため、2020（令和2）年に都市再生特別措置法が改正され、新たに立地適正化計画への「防災指針」の記載を位置付けられ、この度、居住誘導区域内の都市防災に関する機能の確保を図るための指針を定めることになりました。

この章では、前章までに定めた居住誘導区域において、災害に関するリスクを分析して課題を抽出し、その課題に対する防災対策の取組を定めることで、立地適正化に向けた基本方針である「安全性や快適性の高いゆとりある住環境の確保」を目指します。

[2] 防災指針の位置づけ

本指針は、防災分野の上位計画である「旭川市強靱化計画」に即すとともに、「旭川市地域防災計画」と連携を図ります。

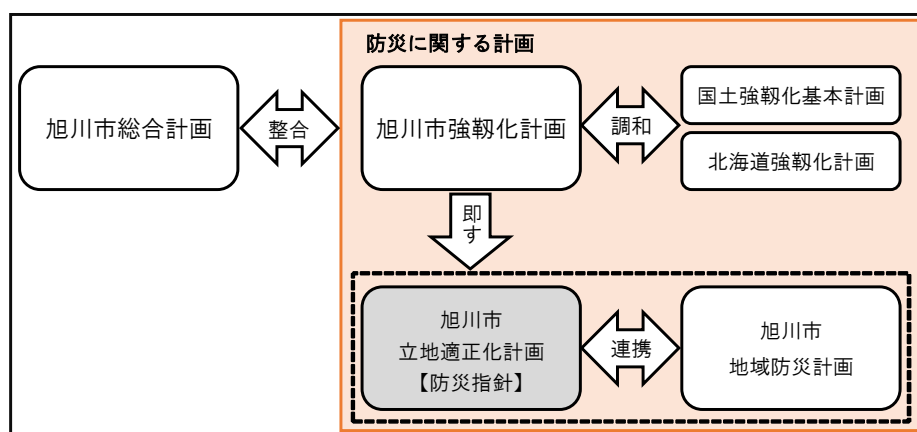


図 防災指針の位置づけ

表 関連計画の概要

計画名	計画概要
旭川市地域防災計画	市域における防災に関する一連の災害対策を実施するに当たり、市、防災関係機関、市民及び事業所が実施すべき事務を定めた計画
旭川市強靱化計画	平時の備えを中心にまちづくりの視点も合わせた事前防災・減災に係るハード・ソフト両面での包括的な計画

6-2. 居住誘導区域の災害リスク分析

本市における防災上の課題を検討するために、以下に示すハザード情報について分析します。

表 災害リスク分析で対象とするハザード情報

分類	整理する内容	備考
洪水災害	洪水浸水想定区域 垂直避難の対応性 避難所へのアクセス低下の可能性 医療・福祉機能低下の可能性 長期に渡る避難の可能性(浸水継続時間 ^{※1}) 家屋倒壊の危険性	おおむね 1000 年に 1 回起こる大雨 ^{※2} が降った場合の水防法上で指定されている洪水予報河川 ^{※3} 又は水位周知河川 ^{※4} が氾濫した場合を想定
土砂災害	土砂災害特別警戒区域 ^{※5} 急傾斜地崩壊危険区域 ^{※6}	【レッドゾーン】 国土交通省の都市計画運用指針上、居住誘導区域に原則として含まないこととすべきエリア
	土砂災害警戒区域 ^{※7}	【イエローゾーン】 国土交通省の都市計画運用指針上、総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、居住誘導区域に原則として含まないこととすべきエリア
	大規模盛土造成地 ^{※8}	

[1]洪水災害

【洪水災害】洪水浸水想定区域

居住誘導区域内では、春光台・鷹の巣地区を除き浸水が想定されており、道路冠水や建物浸水のリスクがあります。

その多くは0.5m以上3m未満ですが、中央地区、神楽地区、神居地区、北星地区、春光・末広地区等の一部においては、3m以上5m未満の浸水が想定されております。

0.5m以上3m未満の浸水については、床上浸水や1階部分の水没、3m以上5m未満の浸水については、2階部分の水没の可能性があります。

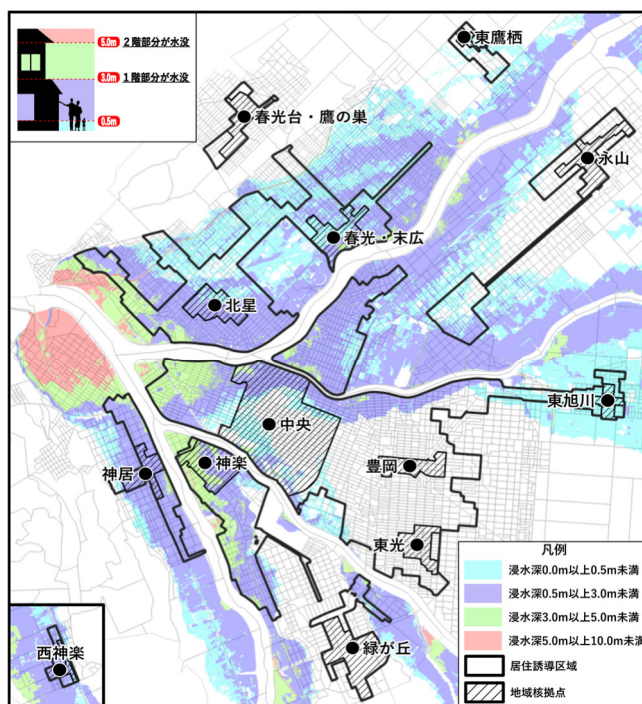


図 洪水浸水想定区域

【洪水災害】垂直避難の対応性

建物階数が浸水深に対して低い場合は、垂直避難^{※9}が困難な建物が生じるリスクがあります。

中央地区、神楽地区、神居地区、北星地区、春光・末広地区等の一部においては、0.5m以上5m未満の浸水が想定されております。

0.5m以上3m未満の浸水が想定される地域については、2階への垂直避難が可能となりますが、1階建ての建物については、垂直避難が困難であるため、水平避難^{※10}による対応が必要となります。

3m以上5m未満の浸水が想定される地域については、2階建ての建物等は垂直避難が困難となるため、水平避難による対応が必要となります。

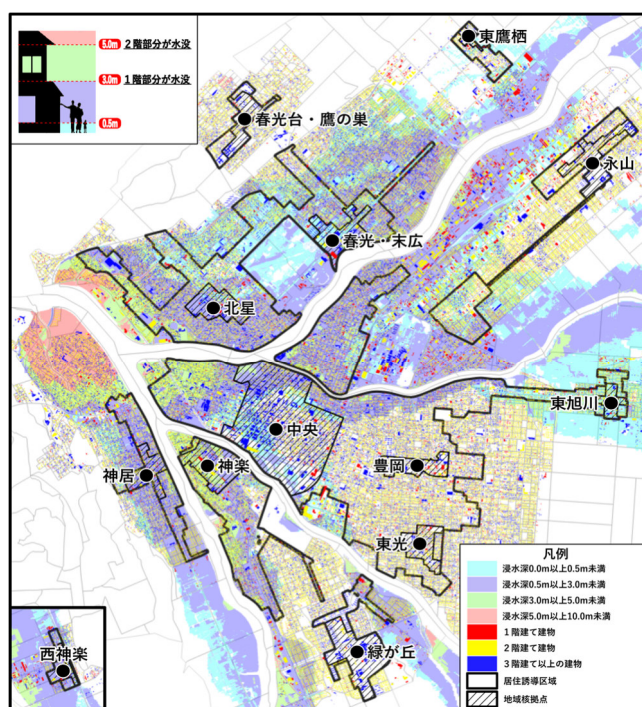


図 洪水浸水想定区域と垂直避難の対応性

【洪水災害】避難所へのアクセス低下の可能性

避難所周辺の道路等が冠水することによるアクセス性低下のリスクがあります。

居住誘導区域内では、春光台・鷹の巣地区を除き浸水が想定されており、避難所へのアクセス性低下が懸念されます。

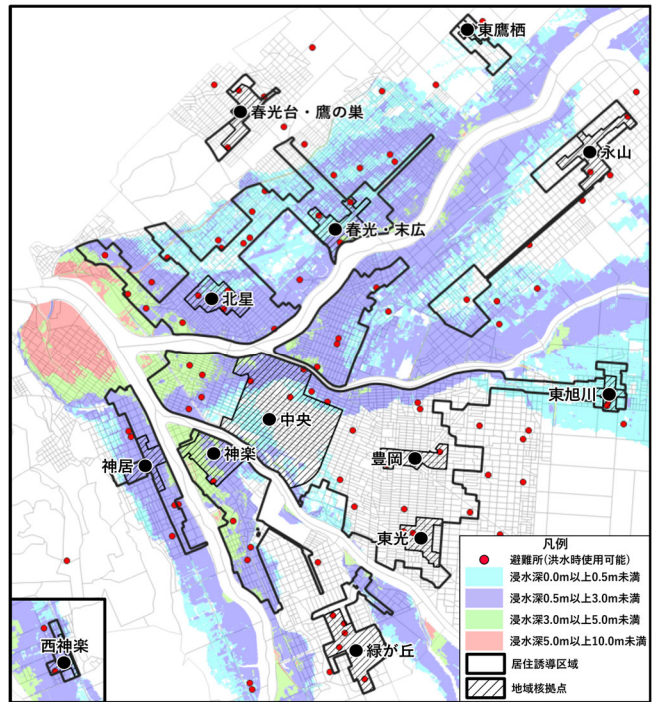


図 洪水浸水想定区域と避難所（洪水時使用可能）

【洪水災害】医療・福祉機能低下の可能性

医療・福祉施設周辺が浸水することにより機能低下のリスクがあります。

居住誘導区域内では、春光台・鷹の巣地区を除き浸水が想定されており、道路冠水によるアクセス低下や建物浸水のリスクがあり、浸水による医療・福祉機能低下が懸念されます。

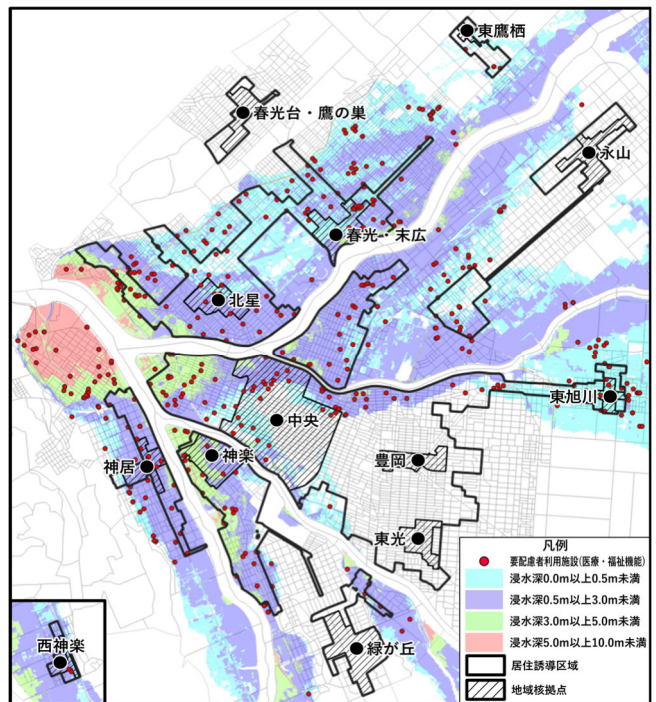


図 洪水浸水想定区域と要配慮者利用施設（医療・福祉機能）※11

【洪水災害】長期に渡る避難の可能性（浸水継続時間）

居住誘導区域における浸水区域の大部分において、24 時間以内に浸水深 0.5mを下回りますが、石狩川と美瑛川の合流部周辺、牛朱別川の左岸、神居地区、神楽地区の一部においては、浸水が24時間以上継続すると想定されています。

なお、備蓄が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じるおそれがあるとされる72時間以上の浸水区域は居住誘導区域内には存在しません。

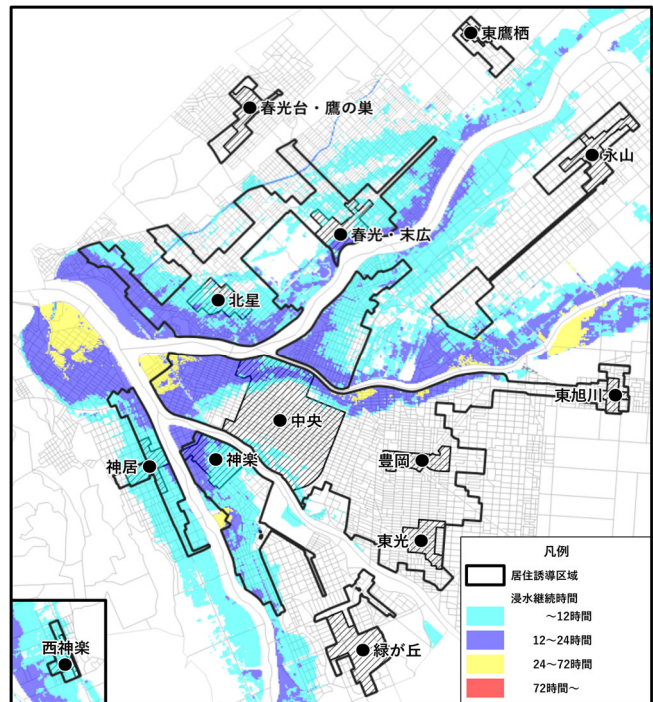


図 浸水継続時間

【洪水災害】家屋倒壊の危険性

石狩川、牛朱別川、忠別川、美瑛川等の河岸には、氾濫流又は河岸侵食により家屋が流失・倒壊するおそれのある家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されており、家屋等の倒壊による被害が懸念されます。

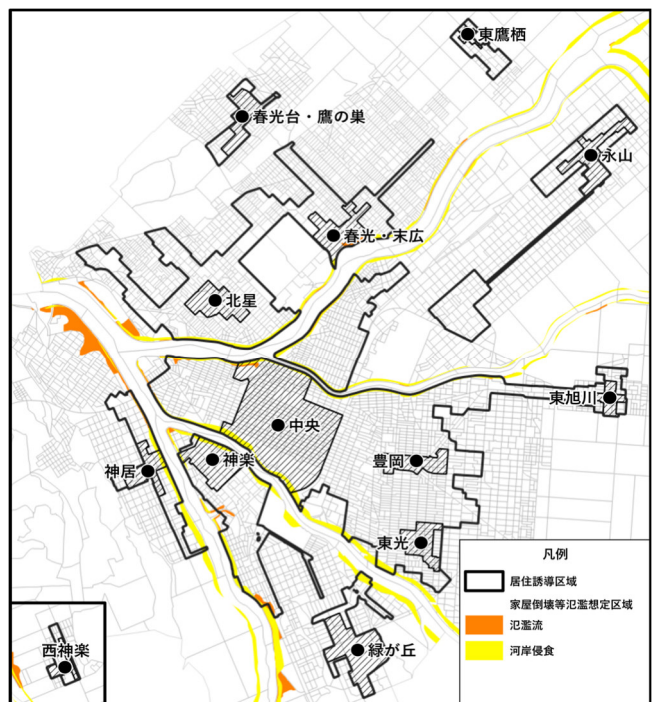


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）

【2】土砂災害

【土砂災害】土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域

居住誘導区域の設定において、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を除外することにしており、含まれていません。

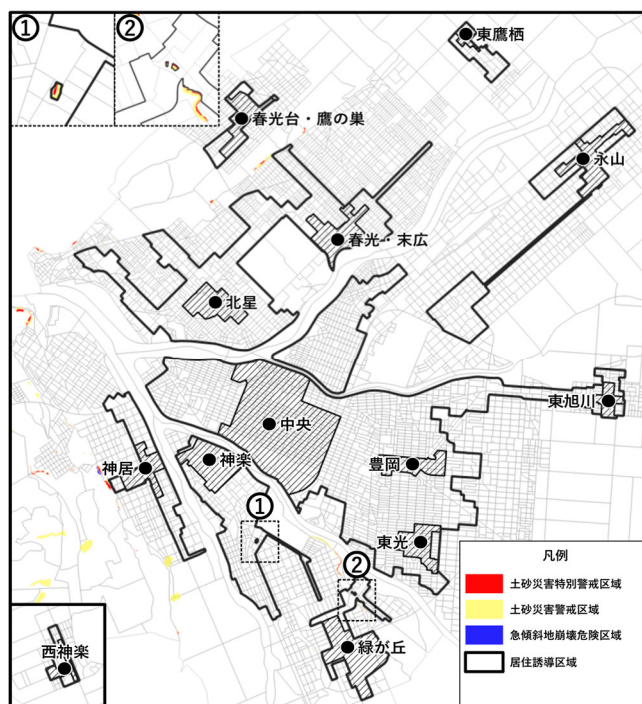


図 土砂災害（特別）警戒区域、急傾斜地崩壊危険

【土砂災害】大規模盛土造成地

居住誘導区域において、神楽地区、緑が丘地区、春光台・鷹の巣地区の一部に大規模盛土造成地が分布しておりますが、安全性把握のための調査を実施した結果、安全であると評価されています。

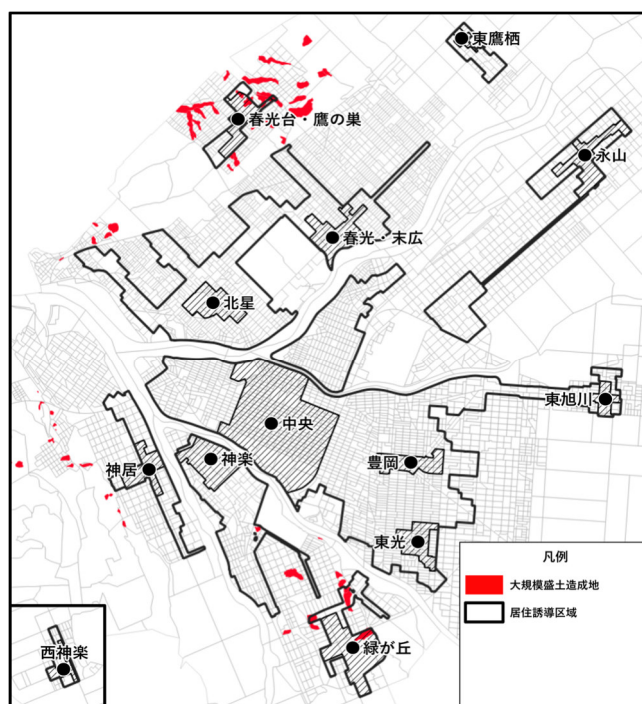


図 大規模盛土造成地

6-3. 居住誘導区域における防災上の課題整理

災害リスク分析の結果、抽出された課題を整理します。

[1] 洪水災害

①残存するリスク

- ・ 0.5m以上 3m未満の浸水が想定される地域については、2階への垂直避難が可能となりますが、1階建ての建物については、垂直避難が困難であるため、水平避難による対応が必要となります。
- ・ 3m以上 5m未満の浸水が想定される地域については、垂直避難が困難となるため、水平避難による対応が必要となります。
- ・ 道路冠水等により避難所へのアクセス性の低下が懸念されます。
- ・ 医療・福祉施設については、浸水に伴う機能低下が懸念されます。
- ・ 浸水が24時間以上継続すると想定される地域があります。
- ・ 氾濫流又は河岸浸食により、家屋等の倒壊による被害が懸念される地域があります。

②課題整理

- ・ 垂直避難が困難な地域や浸水被害のおそれ（床下浸水、床上浸水、水没、家屋倒壊等）がある地域が存在するため、災害リスク情報の周知、迅速な避難に向けた意識啓発、及び被害を低減するための取組を検討する必要があります。
- ・ 道路冠水等により避難場所へのアクセスが困難になる可能性があるため、状況に応じた避難行動や適正な避難誘導等について検討する必要があります。
- ・ 浸水想定区域に医療・福祉施設が存在し、機能停止に陥るおそれがあるため、災害対応力の強化について検討する必要があります。
- ・ 石狩川と美瑛川の合流部周辺、牛朱別川の左岸、神居地区、神楽地区の一部の地域において、浸水継続時間が長時間続く区域があるため、長時間の孤立状態や避難所生活の継続を見据えた対策の検討が必要です。

[2] 土砂災害

①課題整理

- ・ 居住誘導区域外の土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域が分布するエリアについては、住民の安全性や快適性を確保するため、長期的な視点に立ち、居住誘導区域への誘導を図る必要があります。
- ・ 春光台や緑が丘に分布している大規模盛土造成地については、過年度調査の結果、安全であると評価されていますが、継続的な監視を実施していく必要があります。

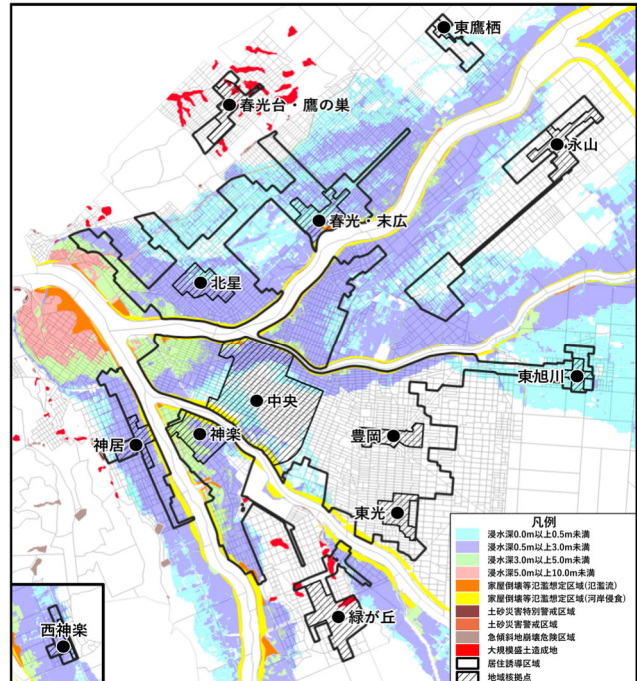


図 居住誘導区域内の災害リスク（総括）

6-4. 防災まちづくりの取組

[1] 防災まちづくりに向けた取組方針

① 防災まちづくりに向けた取組方針

立地適正化に向けた基本方針「安全性や快適性の高いゆとりある住環境の確保」を踏まえ、居住誘導区域における防災上の課題に対する取組方針を次のとおりとします。

【取組方針】

- 洪水・土砂災害対策の推進
- 避難環境の向上
- 地域防災力の強化
- 災害リスクの周知強化

② 具体的な取組

居住誘導区域内の防災上の課題の解消や更なる防災対策の向上のため、取組方針において設定した項目別に具体的な施策を位置づけます。具体的な取り組みについては、本市の旭川市強靱化計画、石狩川上流流域治水協議会の流域治水プロジェクト等に基づき、災害種別毎の具体的な取組及び実施時期の目標を位置づけ、官民一体となって更なる災害に強いまちづくりに取り組みます。

なお、実施時期の目標は、流域治水プロジェクトを踏まえ、短中期（概ね R12 年頃）、長期（概ね R22 年頃）の区分により示す。

表 居住誘導区域内の防災上の課題解消や更なる防災対策向上のための具体的な取組

取組方針	リスク分類		対策区分		具体的な取組	実施主体			スケジュール	
	回避	低減	ハード	ソフト		市	道	国	短中期	長期
洪水・土砂災害対策の推進		○	○		市街地を洪水被害から守るための河道掘削、河床低下対策、堰改築、侵食対策等		○	○	■	
		○	○		計画的な河道掘削等の実施、護岸破損箇所の修繕等	○			■	■
		○	○		氾濫水を早期に排水するための内水排除や内水監視施設、雨水管の整備や改修等	○			■	■
		○	○		下水道施設等の更新や整備	○			■	■
		○	○		森林の水源涵養機能の維持・向上のための森林整備	○	○	○	■	■
		○		○	民間施設の雨水流出抑制対策	○			■	■
		○	○		河川への流出を抑制する雨水貯留機能の向上	○	○	○	■	■
土砂災害	○			○	土砂災害特別警戒区域等の居住誘導区域除外、届出・勧告による居住誘導の推進	○			■	■
		○	○		急傾斜地崩壊危険区域の対策		○		■	■
	○			○	大規模盛土造成地の調査及び経過観察等による安全性確認	○			■	

■ : 実施 ■ : 随時実施

取組方針	リスク分類		対策区分		具体的な取組	実施主体			スケジュール	
	回避	低減	ハード	ソフト		市	道	国	短期	長期
避難環境の向上		○	○		避難場所等の指定・整備・普及啓発	○			■	■
		○	○		防災子ども・高齢者等安全まちづくり計画の推進	○			■	
		○		○	避難行動要支援者支援制度の取組の推進	○			■	■
		○	○		福祉避難所の増加に向けた取組の推進	○			■	■
		○	○		拠点的な防災施設の整備推進，オープンスペースの確保	○			■	
		○	○		防災備蓄品の更なる整備の推進	○			■	■
地域防災力の強化		○		○	地域防災計画や各種災害対応マニュアルの適宜見直し	○			■	■
		○		○	災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うための自主防災組織の取組支援	○			■	■
		○		○	防災関係機関の協力のもと防災総合訓練の実施による災害対応の強化	○			■	■
		○		○	災害時の復旧・復興時に不足が想定される人材確保に向けた取組の推進	○			■	■
		○		○	災害リスクを踏まえた土地利用の誘導	○			■	■
災害リスクの周知強化		○		○	宅地建物取引等に係る災害リスク情報の提供促進		○		■	
		○		○	確実な避難行動の実施促進	○		○	■	
		○		○	まちづくり等での活用を視野にした多段的な浸水リスク情報の検討	○		○	■	■
		○		○	ハザードマップの利用促進	○			■	
		○		○	住民等への情報伝達体制の強化	○			■	■
		○		○	地域防災活動，防災教育の推進	○			■	■

■ : 実施 ■ : 随時実施

7 誘導施策と届出

7-1. 都市機能の誘導に向けた主な施策

都市機能誘導区域等において、都市機能の維持・集積を誘導するため、関連する計画等と整合を図りながら、地域の実情や社会情勢の変化等を踏まえ、次のような施策を進めていきます。

① 予算・金融上の支援措置

国等の支援策を活用し、対象となる施設の誘導を支援します。

支援策の例

[予算措置]

- ◇ コンパクトシティ形成支援事業、都市構造再編集中心支援事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業による支援防災・省エネまちづくり緊急促進事業

[金融措置]

- ◇ 国等による出資の活用に向けた情報提供
・ まち再生出資、共同型都市再構築、都市環境維持・改善事業資金融資

[その他]

- ◇ 財政・金融・税制上の支援措置

など

② 都市計画制度の運用

立地適正化計画に即した都市計画の見直し等を行います。

- ◇ 容積率緩和や特定用途誘導地区の指定等、必要に応じた都市計画の決定又は変更 など

③ その他

立地適正化計画に即した既存施策の見直しや新たな施策を行います。

- ◇ 公有地や公共施設活用の促進
・ 都市機能誘導区域内の公有地を活用した誘導施設等の誘導の促進
- ◇ 低未利用地や空き店舗の活用の促進
・ 空き地などの低未利用地を活用した誘導施設の立地をはじめ、空き店舗の適切な活用の促進
- ◇ 補助採択要件・基準等の見直し
・ 商業支援や施設整備等に関わる様々な補助制度や支援策について、必要に応じて本計画に配慮した採択要件や評価基準等の見直し

など

7-2. 居住の誘導に向けた主な施策

都市機能誘導区域及び居住誘導区域において、人口密度の高い居住地を形成するため、地域の実情や社会情勢の変化等を踏まえ、次のような施策を進めていくとともに、住み替えを検討している方などに対して、都市機能、公共交通及び防災に関する必要な情報を提供していきます。

- ◇ コンパクトシティ形成支援事業、都市構造再編集集中支援事業、市街地再開発事業、防災・省エネまちづくり緊急促進事業、優良建築物等整備事業、スマートウェルネス住宅等推進事業、宅地耐震化推進事業
- ◇ 生活の安全性や利便性の維持・向上のため、老朽化した都市計画施設の計画的な改修、更新（事業詳細については別添の事業一覧を参照）
- ◇ 都市機能、公共交通及び防災に関する情報提供
- ◇ 中心市街地におけるまちなか居住推進（住み替え情報の提供等）
- ◇ 都市計画の見直し
など

7-3. 関係施策との連携

立地適正化に向けた基本方針の実現に向け、次に示す国の支援策活用や関連計画との連携を図り、施設誘導（再配置）等を支援します。

- ◇ 官民連携まちなか再生推進事業、公営住宅整備事業、都市・地域交通戦略推進事業、都市公園ストック再編事業、公共施設等適正管理推進事業
- ◇ 公共施設の再編等に当たって、施設の用途に応じて誘導区域内への立地の促進
- ◇ 公共施設の再編等によって生み出された空き地や空き施設の適切な活用の促進
など

7-4. 都市機能や居住の誘導に関する届出

[1] 都市機能誘導区域外における届出

都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを市が把握し、誘導施策の情報提供や適正化に向けた調整等を行うため、当該区域で次の行為を行う場合、行為に着手する30日前までに本市への届出が必要となります。

■ 開発行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

■ 建築等行為

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築する場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

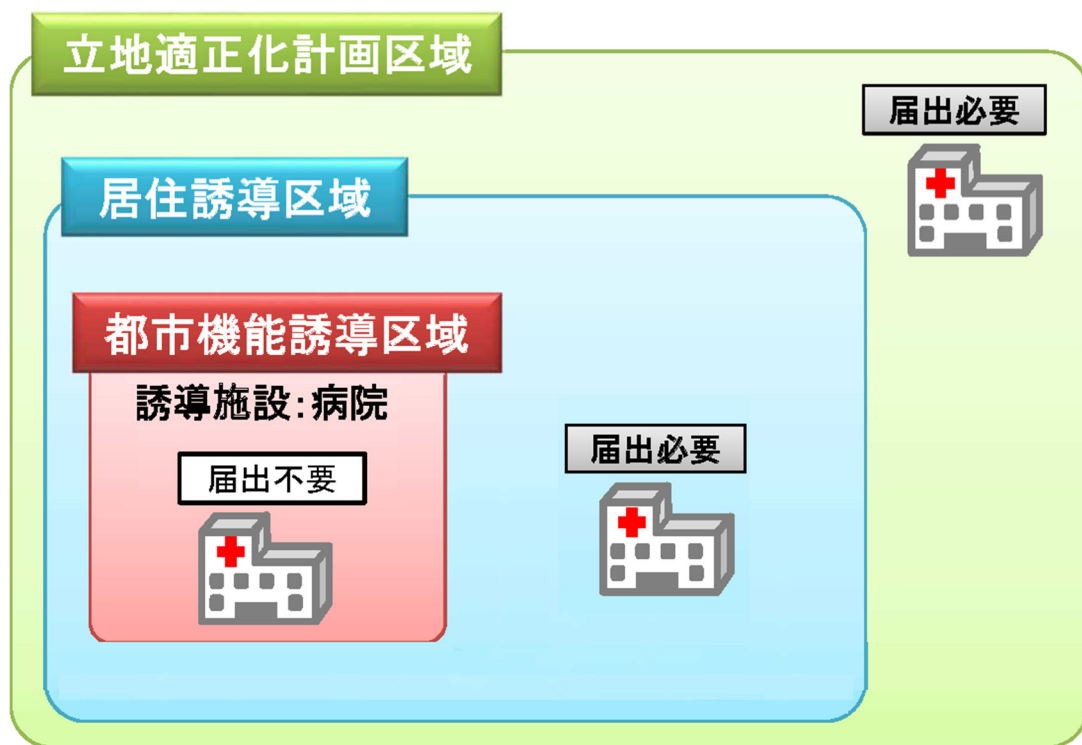


図 誘導施設の建築等において届出対象となる例

※ 届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合は、誘導施策の情報提供や適正化に向けた調整等を行った上で、勧告やその他必要な措置を行うことがあります。

[2] 居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外における住宅開発等の動きを市が把握し、誘導施策の情報提供や適正化に向けた調整等を行うため、当該区域で次の行為を行う場合、行為に着手する30日前までに本市への届出が必要となります。

■ 開発行為

- ・ 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

■ 建築等行為

- ・ 3戸以上の住宅を新築する場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

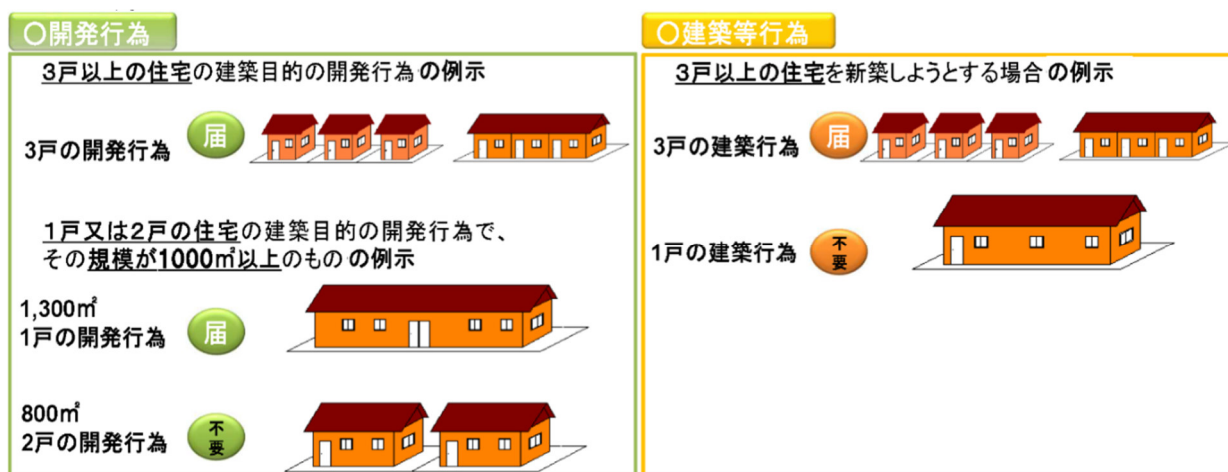


図 居住誘導区域外において届出対象となる行為の例

※ 届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合は、誘導施策の情報提供や適正化に向けた調整等を行った上で、勧告やその他必要な措置を行うことがあります。

8 計画の実現に向けて

8-1. 取組の目標（指標と目標値）の設定

本計画では目指す都市像を「誰もが徒歩や公共交通で安心快適に暮らせる都市」と「北北海道の都市活力を牽引する都市」としており、これらの達成状況を示す指標とその目標値を次のとおり設定します。これらの指標の達成状況を随時、確認することにより、本計画に係る取組の効果検証を行うこととします。

○誰もが徒歩や公共交通で安心快適に暮らせる都市

指標	基準値	現在	目標値
居住誘導区域内人口の総人口に対する割合 (居住誘導区域内への居住誘導が進んでいるかを数値で計ります)	42.1% (平成27年)	42.4% (令和2年)	53% (令和18年)
公共交通の人口カバー率の維持(居住誘導区域) (※1)	94.3% (平成29年)	94.0% (令和4年)	94% (令和9年)
災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合 (※2)	15.8% (令和元年)	15.8% (令和5年)	20% (令和9年)
快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合(※3) (都市基盤や都市機能の整備状況、行政サービス体制など地域の総合的な快適性について市民の意識で計ります)	38.8% (平成29年)	40.6% (令和5年)	49% (令和18年)

○北北海道の都市活力を牽引する都市

指標	基準値	現在	目標値 (令和18年)	
都市機能誘導区域内施設の市全体に対する割合(※4) (主要な都市機能が中心部に維持されているかを数値で計ります)	医療施設 (中核的な病院)	33.3% (平成29年)	31.3% (令和5年)	33%
	商業施設 (大型複合商業施設)	33.3% (平成29年)	30.0% (令和5年)	33%

※1=旭川市地域公共交通計画から採用した指標

※2=第8次旭川市総合計画推進計画の成果指標から採用した指標

※3=第8次旭川市総合計画の成果指標から採用した指標

※4=誘導施設の中でも、特に、日常生活面で重要と考えられる、医療施設である中核的な病院及び商業施設である大型複合商業施設の状況を重要視していきます。

8-2. 計画の進捗管理

本計画においては、長期的な視点から本市の総人口が現在の約半数と推計されているおおむね50年後を見据えつつ、都市計画マスタープランと同じく令和18年度を目標期間としていますが、本計画で位置付けた各種施策が今後どの程度効果を発揮しているかを評価し、必要に応じて誘導区域や誘導施策等の見直しを行うために、おおむね5年を1サイクルとするPDCAサイクルを取り入れ、設定した指標とその目標値による効果検証を行いながら、社会状況の変化や関連計画の改定等を踏まえ、施策や事業等の見直しを行います。

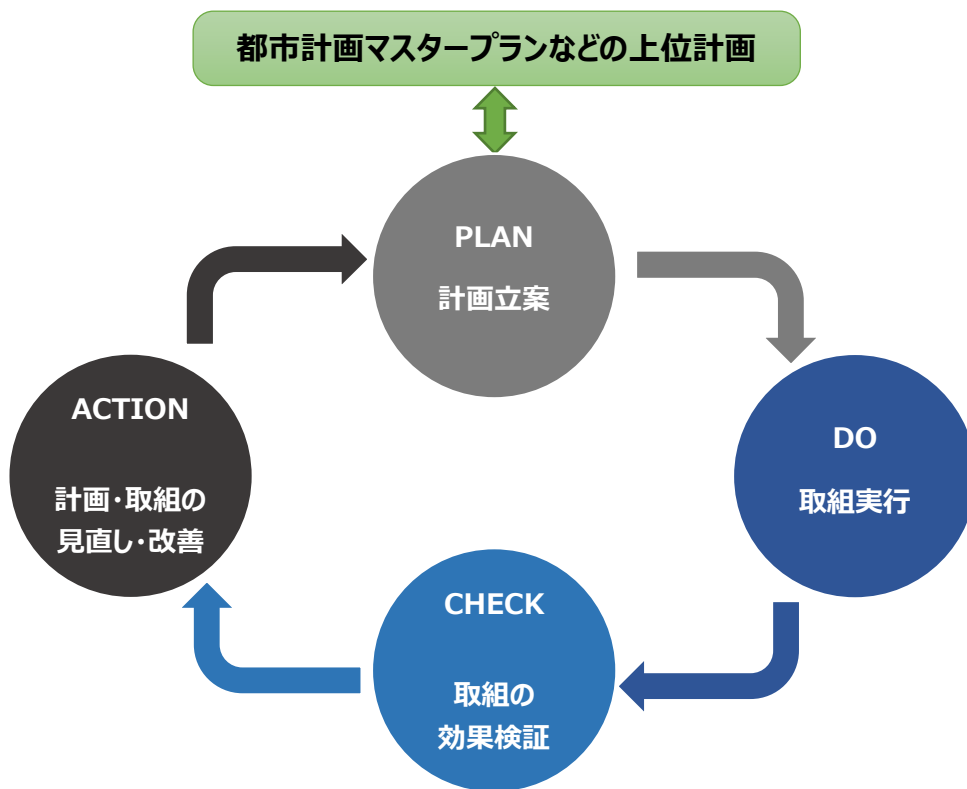


図 PDCA サイクル

巻末資料

- ◆ [※1] 浸水継続時間
浸水深が 50 cm になってから 50 cm を下回るまでの時間の最大値
- ◆ [※2] おおむね 1000 年に 1 回起こる大雨の規模
(洪水浸水想定区域指定の対象となる洪水予報河川・水位周知河川)

管理者	河川名	想定し得る最大規模降雨
国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部	石狩川	河川上流域の 72 時間総雨量 348 mm
	忠別川	河川流域の 72 時間総雨量 457 mm
	美瑛川	河川流域の 72 時間総雨量 422 mm
	牛朱別川	河川流域の 72 時間総雨量 466 mm
	オサラッペ川	河川流域の 72 時間総雨量 478 mm
	辺別川	河川流域の 72 時間総雨量 477 mm
	永山新川・牛朱別川	河川上流域の 72 時間総雨量 474 mm
北海道 旭川建設管理部	江丹別川	河川流域の 24 時間総雨量 507 mm
	倉沼川	河川流域の 72 時間総雨量 515 mm
	比布川	河川流域の 24 時間総雨量 515 mm
	ボン川	河川流域の 24 時間総雨量 527.9 mm
	ペーパン川	河川流域の 72 時間総雨量 484 mm
	牛朱別川・当麻川	河川流域の 72 時間総雨量 493 mm

- ◆ [※3] 洪水予報河川
水位等の予測が技術的に可能な「流域面積が大きい河川」
- ◆ [※4] 水位周知河川
流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川
- ◆ [※5] 土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域
- ◆ [※6] 急傾斜地崩壊危険区域
急傾斜地崩壊危険区域の指定を要する土地（区域）は、次の区域を包括する区域
 - ① 崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上の土地をいう。以下同じ。）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの
 - ② ①に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域
- ◆ [※7] 土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域
- ◆ [※8] 大規模盛土造成地
盛土造成地のうち、次のいずれかの要件を満たすもの
 - ① 谷埋め型大規模盛土造成地
盛土の面積が 3,000 平方メートル以上
 - ② 腹付け型大規模盛土造成地
盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上
- ◆ [※9] 垂直避難
浸水から身を守るため上の方の安全な場所に移動すること

- ◆ [※10] 水平避難
自らが居る建物から離れ安全な場所に移動すること
- ◆ [※11] 要配慮者利用施設
社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設
- ◆ 水防法におけるその他の河川（水位の通知義務のない河川）

■ 北海道旭川建設管理部

河川名	想定し得る最大規模降雨
内大部川・オロエン川	内大部川流域 2 時間総雨量 138 mm、オロエン川流域に 1 時間総雨量 125 mm
伊野川	流域に 2 時間総雨量 155 mm
秋葉の沢川	流域に 1 時間総雨量 125 mm
西里川	流域に 1 時間総雨量 126 mm
拓北川	流域に 1 時間総雨量 125 mm
神居川	流域に 1 時間総雨量 125 mm
ヨンカシュッペ川	流域に 2 時間総雨量 144 mm
ハイシュベツ川・キムクシュハイシュベツ川	ハイシュベツ川流域に 1 時間総雨量 141 mm、キムクシュハイシュベツ川流域に 1 時間総雨量 125 mm
ウッベツ川	流域の 2 時間総雨量 160 mm
オホーツナイ川	流域の 1 時間総雨量 125 mm
南校川	流域の 1 時間総雨量 125 mm
五号川	流域の 1 時間総雨量 125 mm
雨紛川	流域に 1 時間総雨量 129 mm
西八号川	流域に 1 時間総雨量 125 mm
十五号川	流域に 1 時間総雨量 125 mm
辺別川	流域に 1 時間総雨量 113 mm
千代ヶ岡川	流域に 1 時間総雨量 125 mm
東光川	流域に 1 時間総雨量 125 mm
アイヌ川	流域に 1 時間総雨量 125 mm
栄川	流域に 1 時間総雨量 125 mm
近文オホーツナイ川	流域に 1 時間総雨量 125 mm
基北川・難波田川・小股川	基北川流域に 1 時間総雨量 129 mm、難波田川流域に 1 時間総雨量 125 mm、小股川流域に 1 時間総雨量 125 mm
ポンウシベツ川	流域に 1 時間総雨量 125 mm
永山二号川・永山 3 号川	永山二号川流域に 1 時間総雨量 129 mm、永山 3 号川流域に 1 時間総雨量 125 mm
愛宕新川	流域に 1 時間総雨量 109 mm
難波田川分水路	流域に 1 時間総雨量 125 mm
ポンウシベツ川分水路	流域に 1 時間総雨量 125 mm
小股川分水路	流域に 1 時間総雨量 125 mm
ペーパン川	流域に 3 日間総雨量 484 mm
ペーパン第三支川	流域に 1 時間総雨量 125 mm
神水川	流域に 1 時間総雨量 134 mm
近文内川・桜川	内川流域に 1 時間総雨量 125 mm、桜川流域に 1 時間総雨量 125 mm

図は、おおむね 1000 年に 1 回起こる大雨が降ったことにより、水防法上で指定されているその他河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況です。

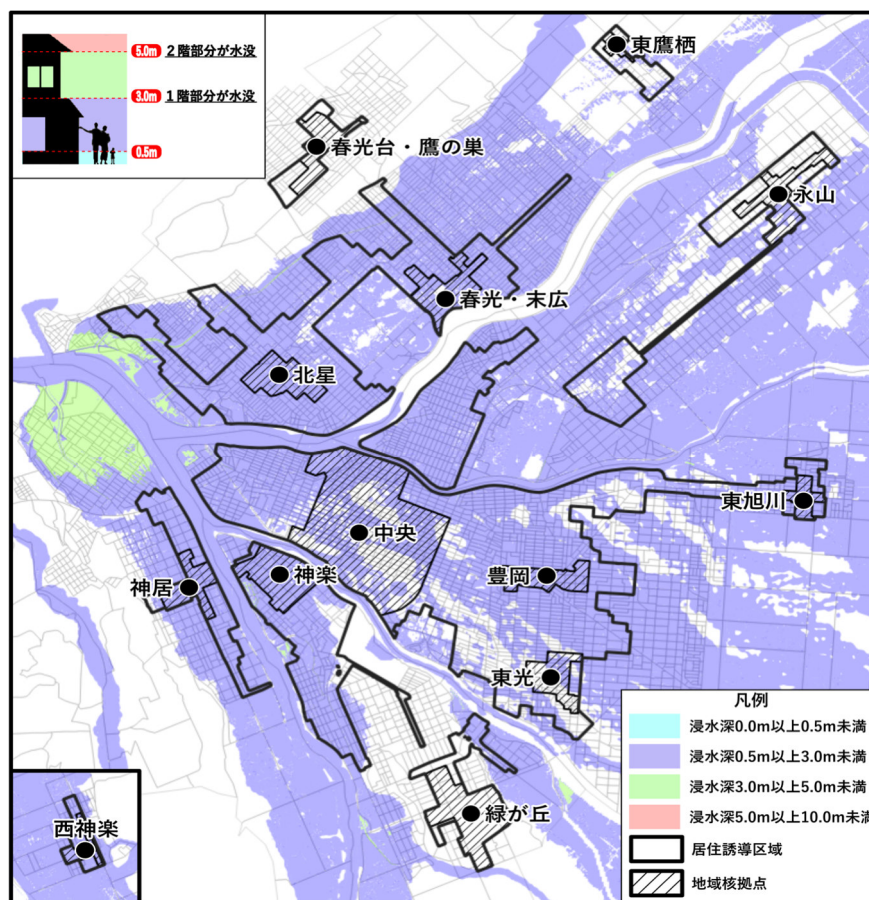


図 水防法におけるその他河川の浸水想定区域図

旭川市立地適正化計画の検討経過

1-1 策定時

会議等	開催日	議題等
旭川市都市計画審議会	平成 29 年 5 月 9 日	立地適正化計画の概要説明等について
旭川市立地適正化計画及び旭川市地域公共交通網形成計画庁内調整会議（第 1 回）	平成 29 年 5 月 31 日	立地適正化計画の概要説明等について
旭川市立地適正化計画策定検討会議（第 1 回）	平成 29 年 6 月 13 日	立地適正化計画の概要説明等について
若い世代とのまちづくり意見交換会	平成 29 年 7 月 6 日	地域の核となる拠点エリアのまちづくりについて
旭川市立地適正化計画及び旭川市地域公共交通網形成計画庁内調整会議（第 2 回）	平成 29 年 7 月 11 日	旭川市立地適正化計画の誘導方針及び区域設定について
旭川市立地適正化計画策定検討会議（第 2 回）	平成 29 年 7 月 12 日	旭川市立地適正化計画の誘導方針及び区域設定について
旭川市都市計画審議会	平成 29 年 7 月 13 日	旭川市立地適正化計画の誘導方針及び区域設定について
旭川市立地適正化計画策定検討会議（第 3 回）	平成 29 年 9 月 14 日	旭川市立地適正化計画の区域及び誘導施設の設定について
各まちづくり推進協議会等との意見交換会	平成 29 年 10 月 6 日～ 平成 29 年 12 月 4 日	旭川市立地適正化計画の策定について
旭川市立地適正化計画策定検討会議（第 4 回）	平成 29 年 10 月 10 日	旭川市立地適正化計画の区域及び誘導施設の設定について（2 回目）
旭川市立地適正化計画及び旭川市地域公共交通網形成計画庁内調整会議（第 3 回）	平成 29 年 10 月 12 日	旭川市立地適正化計画の区域及び誘導施設の設定について
旭川市都市計画審議会	平成 29 年 10 月 19 日	旭川市立地適正化計画の区域及び誘導施設の設定について
旭川市立地適正化計画及び旭川市地域公共交通網形成計画庁内調整会議（第 4 回）	平成 30 年 1 月 17 日	旭川市立地適正化計画素案について
旭川市立地適正化計画策定検討会議（第 5 回）	平成 30 年 1 月 18 日	旭川市立地適正化計画素案について
旭川市都市計画審議会	平成 30 年 1 月 22 日	旭川市立地適正化計画素案について
意見提出手続	平成 30 年 1 月 29 日～ 平成 30 年 2 月 28 日	旭川市立地適正化計画案について
市民説明会	平成 30 年 2 月 7 日	旭川市立地適正化計画案について
旭川市立地適正化計画及び旭川市地域公共交通網形成計画庁内調整会議（第 5 回）	平成 30 年 3 月 12 日	旭川市立地適正化計画案について
旭川市都市計画審議会	平成 30 年 3 月 27 日	旭川市立地適正化計画案について

1-2 改定時（令和6年5月）

会議等	開催日	議題等
旭川市都市計画審議会	令和4年3月24日	立地適正化計画の概要等について
旭川市都市計画審議会	令和5年3月30日	立地適正化計画の見直し方針について
旭川市民アンケートの実施	令和5年6月9日～ 令和5年7月20日	まちづくりに対する市民の意見を聴取し、立地適正化計画及び今後のまちづくりの参考資料とする。
旭川市都市計画審議会	令和5年8月20日	市民アンケート結果等について 災害リスクを踏まえた見直しについて
旭川市都市計画審議会	令和5年10月18日	都市機能分析の報告及び防災指針について
旭川市都市計画審議会	令和6年2月6日	旭川市立地適正化計画素案について
意見提出手続	令和6年2月16日～ 令和6年3月18日	旭川市立地適正化計画案について
市民説明会	令和6年2月27日	旭川市立地適正化計画案について
旭川市都市計画審議会	令和6年3月28日	旭川市立地適正化計画案について

旭川市立地適正化計画

発行：旭川市都市振興部都市計画課
〒070-8525
旭川市7条通10丁目第二庁舎
TEL (0166) 25-9704 (直通)